

# アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状

## —外交政策等の取組を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 中川 かおり

### 目 次

はじめに

#### I 人身取引に関する主な法規定の改正経緯と大統領令

- 1 TVPA 及び TVPRA の主な規定と改正経緯
- 2 他の法律の主な規定と改正経緯
- 3 主な大統領令

#### II 国際条約の批准と人身取引の定義

- 1 アメリカが締結する国際条約
- 2 「人身取引」の定義

#### III 国務省の役割とその取組

- 1 国務省の役割
- 2 人身取引年次報告書
- 3 国際人身取引対策補助金プログラムの例

#### IV 他の主な取組

- 1 外国産品のブラックリスト等の作成
- 2 特定の国等に対する制裁
- 3 貿易政策における強制労働等への取組
- 4 人、資金等の移動に対する監視等
- 5 その他—連邦契約及び対外援助における人身取引対策—

おわりに

略語一覧

翻訳：外交政策等に関連する人身取引対策規定（2021年12月16日現在）

キーワード：2000年人身取引被害者保護法、人身取引年次報告書、1930年関税法第307条、貿易促進権限、対外援助

## 要 旨

アメリカの人身取引対策のうち、外交政策等における取組として、国務省は、2000年人身取引被害者保護法（TVPA）の規定に基づき、世界各国の人身取引の状況に関する情報を大使館等から収集し、人身取引年次報告書を作成している。また、1930年関税法第307条の規定に基づく輸入の禁止、1961年対外援助法の規定に基づく2種類の人権年次報告書への人身取引状況の記載等、従来から存在する枠組みに基づく取組も行われている。もっとも、これらについては、必ずしも肯定的な評価ばかりではない。

本稿では、まず、人身取引に関する主な法規定の改正経緯と大統領令を（I章）、次に、国際条約の批准と人身取引の定義を（II章）、続いて、TVPAの中心となる組織とその取組及び批判を紹介し（III章）、他の主な取組及び批判をまとめ（IV章）、これらの主な規定を、合衆国法典から訳出する。

## はじめに

人身取引<sup>(1)</sup>は、社会の脆弱性を原因として、社会的弱者を主たる対象として行われる。アメリカの外交政策等の取組の視点からは、人身取引は、人権問題、国際組織犯罪、国際的な労働基準の違反等として現れる。これらの視点から問題とされる人身取引には、暴力、詐欺等による成人の性目的人身取引、児童の性目的人身取引、強制労働目的の人身取引に加え、軍隊で戦闘員として用いられる児童兵の採用が含まれる。

アメリカにおける人身取引対策の基礎となる2000年人身取引被害者保護法（Trafficking Victims Protection Act of 2000: TVPA）<sup>(2)</sup>及びその後の人身取引被害者保護再授權法（Trafficking Victims Protection Reauthorization Act: TVPRA）<sup>(3)</sup>は、毎年、外国政府<sup>(4)</sup>の人身取引に対する取組状況を現地の大使館職員等に報告させ、4ランクのいずれかに格付する制度を設け、最低ランクに格付された国に対するアメリカの一定の援助を禁止している。アメリカは、外交政策等において人身取引対策に取り組むために新旧様々な手法を用いているが、この報告格付制度は、一貫して同国の中心的な取組であり続けてきた。

本稿は、人身取引対策のうち、外交政策等における取組に焦点を当て、まず、人身取引に関する主な法規定の改正経緯と主な大統領令を（I章）、次に、国際条約の批准と人身取引の定義を（II章）、続いて、TVPAの中心となる組織とその取組を紹介し（III章）、他の主な取組をまとめ（IV章）、末尾に略語一覧を付した。また、これらの主な規定を、合衆国法典第19編「関

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月1日である。[ ]内の語句は筆者による補記である。

(1) 定義は、後掲II2参照。

(2) Trafficking Victims Protection Act of 2000, P.L.106-386, Division A. <<https://www.congress.gov/106/plaws/publ386/PLAW-106publ386.pdf>> この概要については、中川かおり「米国の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.13-18. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000462\\_po\\_022003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000462_po_022003.pdf?contentNo=1)>

(3) 後掲I参照。

(4) 2010年以降は、アメリカも人身取引年次報告書に掲載されるようになり、一貫して最高ランク（第1層）に格付されている。

税」、第 22 編「外交関係及び交渉」及び第 34 編「犯罪統制及び法執行」から訳出した。訳出した条項は、本文中の丸括弧内に明記した。

なお、アメリカの人身取引対策法令には、本稿に扱う外交政策等における取組に関する規定のほか、主に国内の取組として、加害者の捜査及び訴追に関する規定<sup>(5)</sup>、被害者の保護に関する規定<sup>(6)</sup>があるが、この 2 つについては既出の記事に譲る。

## I 人身取引に関する主な法規定の改正経緯と大統領令

アメリカが 2000 年に制定した TVPA は、同国の人身取引対策の中心となる法律である。その後、この法律に対して、2003 年<sup>(7)</sup>、2005 年<sup>(8)</sup>、2008 年<sup>(9)</sup>、2013 年<sup>(10)</sup> 及び 2018 年<sup>(11)</sup> の TVPRA により、改正及び歳出の再授権が行われた。

ここでは、まず、TVPA 及び各 TVPRA によるアメリカの外交政策等における人身取引に対する取組に関する主な規定と改正経緯を紹介し、その後、この取組に関する他の法律の主な規定と改正経緯を紹介する。これらの規定の内容の詳細については、章を改めて説明する（後掲 III 章、IV 章）。

### 1 TVPA 及び TVPRA の主な規定と改正経緯

TVPA は、大統領の下に人身取引監視対処省庁横断タスクフォース（President's Interagency Task Force to Monitor and Combat Trafficking: PITF）を、国務省に人身取引監視対処局（Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons: J/TIP）を設置し（合衆国法典第 22 編第 7103 条）、人身取引対策について諸外国が満たすべき最低基準を定め（同編第 7106 条）、人身取引年次報告書に掲載される国・地域を 3 ランクに格付けることを定め<sup>(12)</sup>、最低基準を遵守しない外国政府に対する対外援助を制限し（同編第 7107 条）、開発援助の 1 つとして人身取引の阻止等のため 3P プロジェクト<sup>(13)</sup>を創設した（同編第 2152d 条）。

2003 年 TVPRA は、連邦契約<sup>(14)</sup>の相手方が深刻な態様の人身取引に関与する場合の当該契

(5) 近年の捜査及び訴追については、中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—捜査及び訴追を中心に—」『外国の立法』No.284, 2020.6, pp.21-62. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11499058\\_po\\_02840002.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11499058_po_02840002.pdf?contentNo=1)> を参照。

(6) 近年の被害者の保護については、中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—被害者の保護を中心に—」『外国の立法』No.287, 2021.3, pp.1-63. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11643919\\_po\\_02870001.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11643919_po_02870001.pdf?contentNo=1)> を参照。

(7) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003, P.L.108-193. <<https://www.congress.gov/108/plaws/publ193/PLAW-108publ193.pdf>>

(8) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2005, P.L.109-164. <<https://www.congress.gov/109/plaws/publ164/PLAW-109publ164.pdf>>

(9) William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, P.L.110-457. <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ457/PLAW-110publ457.pdf>>

(10) Violence Against Women Reauthorization Act of 2013, P.L.113-4. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-113publ4/pdf/PLAW-113publ4.pdf>>

(11) Frederick Douglass Trafficking Victims Prevention and Protection Reauthorization Act of 2018, P.L.115-425. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ425/PLAW-115publ425.pdf>>

(12) 後掲 III2 参照。第 1 層、第 2 層及び第 3 層から成り、2001 年から 2003 年までの人身取引年次報告書に適用された。

(13) 後掲 IV5(2)(ii)(b) 参照。

(14) 連邦省庁が支給等する補助金、契約又は協力協定をいう。連邦契約 (federal contracts)、連邦契約の相手方 (federal

約等の終了を定め（同編第 7104 条 g 項）、外国政府を格付するランクに第 2 層監視リストを新設した（同編第 7107 条 b 項 (2) 号 (A)(iii)）。後者により、従来 3 ランクに格付けられていた人身取引年次報告書に掲載される国・地域は、2004 年以降、4 ランクに格付けられることとなった。

2005 年 TVPRA は、労働長官に、国際基準に違反して強制労働又は児童労働により製造された製品のリストの作成を指示し（同編第 7112 条 b 項 (2) 号 (C)）<sup>(15)</sup>、人の密輸及び人身取引センター（Human Smuggling and Trafficking Center: HSTC）の役割を定めた（同編第 7109a 条 b 項）。

2008 年 TVPRA は、特別監視リスト（事実上は第 2 層監視リスト）<sup>(16)</sup> に継続して掲載される国についての規定を追加し（同編第 7107 条 b 項 (2) 号 (D)）、人の密輸及び人身取引センターの役割を拡大し、及び同センターが維持するデータベースの詳細を定め（同編第 7109a 条 b 項 (2) 号）、人身取引に対処する卓越した取組を称える大統領の賞を定め（同編第 7109b 条）、自国の軍隊のために児童兵を採用等する国に対する安全保障援助を制限する規定を設けた（同編第 2370c 条、第 2370c-1 条、第 2370c-2 条）。

2013 年 TVPRA は、国務省の国際人身取引対策補助金プログラムである児童保護協定<sup>(17)</sup>を創設し（同編第 7103a 条 d 項）、人身取引年次報告書の指標を改訂し（同編第 7106 条 b 項）、児童結婚を通じた人身取引の阻止を定めた（同編第 7104 条 j 項）。

2018 年 TVPRA は、PITF の構成員に財務長官を加え（同編第 7103 条 b 項）、大使館職員等の赴任先で人身取引被害者の情報等を受領する仕組みを国務省に整備させ（同編第 7104e 条）、人身取引に関する公衆啓発補助金プログラムの対象に教員、生徒等を加え（同編第 7104 条 b 項）、特定の連邦省庁に対し連邦契約における人身取引等の状況に関して年に 1 度の報告書の提出を義務付けた（同条 k 項）。

## 2 他の法律の主な規定と改正経緯

人身取引に関する取組のための法規定には、TVPRA 以外の法律による TVPA の改正のほか、従来からアメリカが外交政策等に用いてきた法規定及びその改正がある。これらを次に紹介する。

1930 年関税法<sup>(18)</sup>は、囚人の強制労働等により製造された製品のアメリカへの輸入禁止等を定める規定を設けた。2015 年貿易促進・貿易執行法<sup>(19)</sup>が、この規定からアメリカ国内の需要（「消費需要」<sup>(20)</sup>）に配慮する適用除外を定める 1 文を削除したことで、輸入禁止等の範囲が拡大された（合衆国法典第 19 編第 1307 条）。

1974 年通商法<sup>(21)</sup>は、一般特惠関税の受益国となる開発途上国の適格製品に対して特惠関税（無税）待遇を与える一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences: GSP）を新設した<sup>(22)</sup>。

---

contractors) 等の用法がある。

(15) 後掲 IV1(2)(i)(a) 参照。

(16) 後掲注 (53)、III2(1)(iii) 参照。

(17) 後掲 III3(3) 参照。

(18) June 17, 1930, ch 497, Title III, Part I, § 307.

(19) Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015, P.L.114-125. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ125/PLAW-114publ125.pdf>>

(20) 後掲 IV1(1)(i) 参照。

(21) Trade Act of 1974, P.L.93-618. <<https://www.congress.gov/93/statute/STATUTE-88/STATUTE-88-Pg1978-2.pdf>>

(22) 大統領に対し、一般特惠関税を受益国に供与する権限を与えるもので、当初は、10 年間の時限規定であった。大蔵省関税局国際第二課 [編]「米国の「1974 年通商法」」『関税調査月報』28 卷 1 号, 1975, pp.48-51. その後、この権限は、連邦議会により断続的に更新されて現在に至る。

また、この法律を改正する 2000 年通商開発法<sup>(23)</sup>は、地域の貿易特惠プログラムの根拠法の 1 つであるアフリカ成長機会法 (African Growth and Opportunity Act: AGOA) を新設した<sup>(24)</sup>。

2008 年児童兵説明責任法<sup>(25)</sup>は、アメリカ市民等が、15 歳未満の兵を故意に採用すること等を、罰金若しくは 20 年以下の拘禁刑又はこの併科に処する規定<sup>(26)</sup>を設けた。

2013 会計年度国防授權法第 17 編<sup>(27)</sup>は、TVPA に、国内外の連邦契約における人身取引を阻止するための規定を新設した (合衆国法典第 22 編第 7104a 条～第 7104d 条)<sup>(28)</sup>。

国際メーガン法<sup>(29)</sup>は、海外に渡航するアメリカ人のうち登録性犯罪者を事前に確認し、渡航先に知らせる仕組みを設けた (合衆国法典第 34 編第 21501 条～第 21510 条)<sup>(30)</sup>。

2015 年貿易促進・貿易執行法の改正は、人身取引年次報告書で最低ランクの第 3 層に格付された国との間の自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) 等の実施法案に対し、TPA (Trade Promotion Authority. 貿易促進権限)<sup>(31)</sup>が適用されてはならないことを定めた (合衆国法典第 19 編第 4205 条 b 項 (6) 号 (A))。

2015 年人身取引被害者正義法<sup>(32)</sup>は、海外で働く大使館職員等の政府職員に対する人身取引対策 (被害者の特定や保護) についての訓練内容に関する規定を新設した (合衆国法典第 22 編第 7105 条 c 項 (4) 号 (B))。

2017 会計年度国防授權法<sup>(33)</sup>は、国による人身取引の態様の違いや人身取引の現状把握のために、対象国に関する調査研究を支援する現代版奴隷制廃止プログラム<sup>(34)</sup>を創設した (同編第 7114 条)。

### 3 主な大統領令

外交政策等における人身取引への取組に関しては、これまでに複数の大統領令が発出されて

(23) Trade and Development Act of 2000, P.L.106-200.

(24) 後掲 IV3(1)(ii) 参照。貿易特惠プログラムの対象とされる条件として、相手国は、強制労働の禁止を含む「国際的に認識される労働者の権利」を認めること、児童の人身取引を含む「最悪の形態の児童労働」を根絶すること等を求められる。

(25) Child Soldiers Accountability Act of 2008, P.L.110-340. <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ340/PLAW-110publ340.pdf>>

(26) 18 U.S.C. § 2442.

(27) National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2013, P.L.112-239, Title XVII. <<https://www.congress.gov/112/plaws/publ239/PLAW-112publ239.pdf>>

(28) 後掲 IV5(1) 参照。

(29) International Megan's Law to Prevent Child Exploitation and Other Sexual Crimes through Advanced Notification of Traveling Sex Offenders, P.L.114-119. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ119/PLAW-114publ119.pdf>>; 井樋三枝子「【アメリカ】性犯罪者の海外渡航に関する国際メーガン法」『外国の立法』No.267-1, 2016.4. pp.4-5. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9929054\\_po\\_02670102.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9929054_po_02670102.pdf?contentNo=1)>

(30) 後掲 IV4(1) 参照。法律の正式名称に、「人身取引を含む性的虐待及び搾取からの児童及び他の者の保護」を目的とすると明記されている。この制度は、アメリカにおいて性犯罪者として有罪となった者が、渡航先国で児童買春等の児童に対する性犯罪の加害者となっている問題に対処するものであり、人身取引年次報告書においても、アメリカ政府の取組として言及されている。

(31) 法文上は、貿易権限手続 (Trade Authority Procedure) の文言が使用される (合衆国法典第 19 編第 4205 条 b 項)。TPA は、連邦議会が有する通商権限を大統領に授權する仕組み。TPA の適用がなければ、FTA 交渉と締結は困難となる。後掲 IV3(2) 参照。

(32) Justice for Victims of Trafficking Act of 2015, P.L.114-22. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-114publ22/pdf/PLAW-114publ22.pdf>>

(33) National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2017, P.L.114-328. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ328/PLAW-114publ328.pdf>>

(34) 後掲 III3(2) 参照。

きた。

TVPA の制定に先立ち、1999 年にクリントン (William J. Clinton) 大統領は、児童の強制労働又は年季契約労働<sup>(35)</sup>により製造等される製品の取得の禁止及びリスト作成に関する大統領令第 13126 号<sup>(36)</sup>を発出した。

2002 年 2 月には、ブッシュ (George W. Bush) 大統領が、PITF を設立する大統領令第 13257 号<sup>(37)</sup>を発出した。同大統領令は、国際的な「買春ツアー」産業が、人身取引並びに女性及び児童の性的搾取に果たす役割の調査も指示する。さらに、2002 年 12 月に、同大統領は、国内外の人身取引対策を推進するための国家安全保障大統領令第 22 号<sup>(38)</sup>を発出した。これにより、連邦契約における人身取引について、ゼロ・トレランス<sup>(39)</sup>政策を目標とすることが明記された。また、人身取引対策として、売春及び関連する活動に取り組む必要性を示した。

2012 年には、オバマ (Barack Obama) 大統領が、国内外での連邦契約の相手方である契約者、下請契約者等による人身取引に対する規制の強化に関する大統領令第 13627 号<sup>(40)</sup>を発出した。

2017 年には、トランプ (Donald J. Trump) 大統領が、国境を越える犯罪組織に対し連邦法を執行し、及び国際人身取引を阻止するための大統領令第 13773 号<sup>(41)</sup>を発出した。

## II 国際条約の批准と人身取引の定義

### 1 アメリカが締結する国際条約

人身取引は古くて新しい問題であり、20 世紀初頭から、様々な国際条約が締結されてきた<sup>(42)</sup>。

しかし、1990 年代に、旧ソ連の女性や児童が取り引きされ、西ヨーロッパや北アメリカの性産業に流入している実態が明らかになったことを契機として、近年の取組が始まった<sup>(43)</sup>。

国際法は、私人の利得等の目的で行う個人の生命等への侵害行為を普通犯罪として国家の刑罰権に委ねるが、奴隷制度のような極めて深刻な侵害行為については、これが私人の利得目的の行為であっても、人道上の理由や人権保護の観点から、国家に対し、侵害者の刑事処罰を明示的に義務付ける場合がある<sup>(44)</sup>。これは、グローバル化によって深刻化した私人による人権侵害への国際社会の関心の増大であると言え、この 1 つの到達点が、2000 年に採択

(35) indentured labor. 18 歳未満の児童を、処罰等により実行が担保される契約に基づき労働させることをいう。

(36) Executive Order 13126 of June 12, 1999, Prohibition of Acquisition of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor, 64 Fed. Reg. 32383 (June 16, 1999). 後掲 IV1(2)(i)(b) 参照。

(37) Executive Order 13257 of February 13, 2002, President's Interagency Task Force To Monitor and Combat Trafficking in Persons, 67 Fed. Reg. 7259 (February 19, 2002).

(38) National Security Presidential Directive No.22, Combating Trafficking in Persons, December 16, 2002. Combating Trafficking in Persons (CTIP) Program Office (Department of Defense) website <<https://ctip.defense.gov/Portals/12/Documents/NSPD-22.pdf>> なお、この国家安全保障大統領令は、一部が秘密とされている。

(39) 人身取引に対する不寛容を是とし、これが行われた場合には、厳罰に処する政策をいう。

(40) Executive Order 13627 of September 25, 2012 Strengthening Protections Against Trafficking in Persons in Federal Contracts, 77 Fed. Reg. 60029 (October 2, 2012). 後掲 IV5(1) 参照。

(41) Executive Order 13773 of February 9, 2017, Enforcing Federal Law With Respect to Transnational Criminal Organizations and Preventing International Trafficking, 82 Fed. Reg. 10691 (February 14, 2017).

(42) 中川かおり「人身取引に関する国際条約と我が国の法制の現状 (総論)」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.3-12. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000463\\_po\\_022002.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000463_po_022002.pdf?contentNo=1)>

(43) Liana W. Rosen, "Trafficking in Persons: International Dimensions and Foreign Policy Issues for Congress," *CRS Report*, R42497, August 11, 2015, pp.1-2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42497/13>>

(44) 尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論 第 2 版』信山社出版, 2021, p.290. 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書は、犯罪の定義と処罰の義務付け、管轄権の設定、引渡しや捜査共助などについての規定を有する。同, p.293.

された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）<sup>(45)</sup>である。この議定書は、人身取引に対処するための最初の条約でも、唯一の条約でもないものの、人身取引の定義を定め、締約国に人身取引を犯罪とするように求めた最初の条約であった<sup>(46)</sup>。

より最近では、「1930年の強制労働条約の2014年の議定書」<sup>(47)</sup>が採択され、人身取引を含む全ての形態の強制労働の防止に取り組む各国の義務を再確認した。ただし、アメリカは、この議定書の締約国ではない。

多国間及び地域レベルで行われる人身取引対策の取組のための国際条約のうち、アメリカが締結する条約一覧を次に掲げる（表）。

表 アメリカが批准し、又は加入した人身取引対策に取り組む国際条約

アメリカの加入、署名又は批准	条約又は議定書の名前	発効日
1967年12月6日（加入）	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約 <sup>(注1)</sup> （1956年採択）	1957年4月30日
1991年9月25日（批准）	強制労働の廃止に関する国際労働機関（ILO）条約（第105号） <sup>(注2)</sup> （1957年採択）	1959年1月17日
1999年12月2日（批准）	最悪の形態の児童労働条約（第182号） <sup>(注3)</sup> （1999年採択）	2000年11月19日
2000年7月5日（署名）、 2002年12月23日（批准）	児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約 選択議定書 <sup>(注4)</sup> （2000年採択）	2002年1月18日
2000年7月5日（署名）、 2002年12月23日（批准）	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議 定書 <sup>(注5)</sup> （2000年採択）	2002年2月12日
2000年12月13日（署名）、 2005年11月3日（批准）	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特 に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための 議定書 <sup>(注6)</sup> （2000年採択）	2003年12月25日

（注1） Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade and Institutions and Practices Similar to Slavery, Geneva, 7 September 1956, 226 U.N.T.S. 3

（注2） Abolition of Forced Labor Convention, 320 U.N.T.S. 291.

（注3） Worst Forms of Child Labor Convention (ILO No. 182), 38 I.L.M. 1207 (1999).

（注4） Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography, A/RES/54/263, ANNEX II.

（注5） Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict, A/RES/54/263, ANNEX I.

（注6） Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime, G.A.res.55/25, annex II, 55 U.N.GAOR Supp. (No.49) at 60, U.N.Doc. A/45/49 (Vol. I) (2001).

（出典） Liana W. Rosen, "Trafficking in Persons: International Dimensions and Foreign Policy Issues for Congress," *CRS Report*, R42497, August 11, 2015, p.6. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42497/13>> を基に筆者作成。

## 2 「人身取引」の定義

人身取引の定義は目的等に応じて様々であるが、ここでは、国連の国際組織犯罪防止条約人

(45) Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime, G.A.res.55/25, annex II, 55 U.N.GAOR Supp. (No.49) at 60, U.N.Doc. A/45/49 (Vol. I) (2001).

(46) Rosen, *op.cit.*(43), p.2

(47) Protocol of 2014 to the Forced Labour Convention, 1930, Date of entry into force: 09 Nov 2016. 「千九百三十年の強制労働条約の二千十四年の議定書（政府仮訳）」 International Labour Organization website <[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/normativeinstrument/wcms\\_306003.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/normativeinstrument/wcms_306003.pdf)>

身取引議定書の定義とアメリカの TVPA の定義を確認して、これらを比較する。

### (1) 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書の定義

国際組織犯罪防止条約人身取引議定書第3条は、人身取引を次のように定義する<sup>(48)</sup>。「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力 (coercion) による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは脆弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し (recruitment)、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受する (receipt) ことをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

### (2) TVPA の定義

TVPA は、合衆国法典第22編第78章 (人身取引被害者の保護。第7101条～第7114条) の規定のために、「深刻な態様の人身取引」を次のいずれかであると定義する (同編第7102条第11項)<sup>(49)</sup>。

- ・ 商業的性行為が暴力、詐欺若しくは威圧 (coercion) により誘導される場合又は当該行為を行うよう誘導された人が18歳未満である場合の性目的人身取引
- ・ 非自発的苦役、奴隷的労働、債務奴隷状態又は奴隷状態に服させる目的で、暴力、詐欺又は威圧の手法により、労働又は役務のために、人を採用し (recruitment)、蔵匿し、輸送し、提供し、又は収受する (obtaining) こと。

### (3) 共通点と TVPA の定義の特徴

国連の「人身取引」とアメリカの TVPA にいう「深刻な態様の人身取引」の意味は類似するが、異なる政策において適用される。いずれにおいても、人身取引を、禁止される行為 (蔵匿、輸送等) と禁止される手法 (暴力、詐欺等) の組合せとして示す。また、いずれにおいても、商業性産業において被害者とされる児童に保護を提供する。さらに、いずれにおいても、人身取引が成立するために、国境を越えた被害者の移動は要件とされない。

TVPA の「深刻な態様の人身取引」の定義は、一般に、国連の定義よりも限定的で、アメリカの外交政策等の取組の基礎となる。この規定に基づき、アメリカは、人身取引年次報告書において、外国政府の取組を格付しており、第3層に格付けられた国に対しては、一定の対外援助が禁止される。また、この規定は、国内外での連邦政府の契約・調達政策を規制する基礎ともなる。

## Ⅲ 国務省の役割とその取組

ここでは、TVPA 及び TVPRA の実施において中心となる国務省の役割とその取組を紹介する。

(48) 文言は、外務省の和文テキストに拠る。「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人 (特に女性及び児童) の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(平成29年条約第22号) 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162\\_1a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162_1a.pdf)>

(49) この定義は、特に引用される場合を除き、合衆国法典第22編第78章以外の規定に基づく捜査・訴追、被害者の保護等には適用されない。



## 1 国務省の役割

国務省は、外交政策等に関わる TVPA の実施において中心的な役割を担う。第 1 に、国務長官は、TVPA 及び大統領令第 13257 号に基づき、人身取引に対処する連邦の取組を主導し、閣僚級の構成員から成る PITF の長を務める（合衆国法典第 22 編第 7103 条 a 項～ d 項）。第 2 に、人身取引監視対処局（J/TIP）の長は、PITF を支援する上級政策実施グループ（Senior Policy Operating Group: SPOG）の長となり、このグループが連邦の諸政策の調整を担う（同条 g 項）。J/TIP の長は、同省全体から情報を収集し、人身取引年次報告書を準備するとともに、幾つかの国際人身取引対策補助金プログラムを実施する。

## 2 人身取引年次報告書

### (1) 概要

国務長官は、毎年 6 月 30 日までに、アメリカ及び外国の政府の人身取引対策に関する年次報告書を連邦議会に提出する（合衆国法典第 22 編第 7107 条 b 項）。年次報告書に掲載される国・地域（以下、「国」）は、第 1 層、第 2 層、第 2 層監視リスト又は第 3 層の 4 ランクのいずれかに格付される<sup>(50)</sup>。

#### (i) 第 1 層

このうち、第 1 層の国のみが、人身取引の根絶のための TVPA の最低基準を満たしているとされる。第 1 層に格付されるのは、同編第 7106 条の規定に定める人身取引の根絶のための TVPA の最低基準が適用可能で、かつ当該国による具体的な措置<sup>(51)</sup>のみに基づき、当該基準を完全に遵守する国である（同編第 7107 条 b 項 (1) 号 (A)）。

この基準を完全に遵守するためには、当該国の政府が、深刻な態様の人身取引を禁止し、人身取引について犯罪の重さに見合う処罰を定めること、人身取引を根絶するために「真剣で継続的な取組」を行うことを含む 4 つの基準を満たし、さらに、この「真剣で継続的な取組」につき 12 の指標を満たす必要がある（同編第 7106 条 a 項、b 項）。

#### (ii) 第 2 層

第 2 層に格付されるのは、同編第 7106 条の規定に定める人身取引の根絶のための TVPA の最低基準が適用可能で、かつ当該国による具体的な措置のみに基づき、当該基準を完全には遵守していないが、遵守するために有意義な取組<sup>(52)</sup>を行う国である（同編第 7107 条 b 項 (1) 号 (B)）。

#### (iii) 第 2 層監視リスト

第 2 層監視リストは、特別監視リストに掲載される次の国のリストのうち、③に該当するもので、第 2 層と第 3 層との間のランクとなる。特別監視リストに掲載されるのは、人身取引年

(50) 直近の 2022 年の人身取引報告書の格付表は、次の文献参照。Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons, “Trafficking in Persons Report,” July 2022, p.69. Department of State website <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2022/04/337308-2022-TIP-REPORT-inaccessible.pdf>> 国別の人身取引対策の状況の説明については、当該年に情報が集まった全ての国を掲載しているが、格付に関しては、内乱等により格付するための信頼するに足る情報が不足している等の場合には、格付外（special case）とされる。Francis T. Miko, “Trafficking in Women and Children: The U.S. and International Response,” *CRS Report for Congress*, July 10, 2003, p.12. <[https://www.everycrsreport.com/files/20030710\\_RL30545\\_729a94417399fbeb9d7ec282640627149d42c2.pdf](https://www.everycrsreport.com/files/20030710_RL30545_729a94417399fbeb9d7ec282640627149d42c2.pdf)>

(51) 活発な捜査、確定された有罪判決、被害者サービス等の取組の向上をいう。22 U.S.C. § 7102(5). 本稿に訳出。

(52) 深刻な態様の人身取引の出身地国、経由地国又は目的地国である程度等、政府が資金を供給するプログラムにおける人身取引等による有意義な取組の不履行の証明、捜査、訴追、被害者への損害填補等への予算の額、人身取引の被害者に対する NGO との協力の程度等により測られる。22 U.S.C. § 7107(b)(3). 本稿に訳出。

次報告書において、①前年の第2層から今年は第1層に上がった国、②前年の第3層から今年は第2層に上がった国、③今年第2層だが、a) 被害者数が増えており、これへの具体的な措置が行われないか、又は、b) 捜査、訴追等において前年からの取組の強化を証明できない国である（同編第7107条b項(2)号(A)）。第2層監視リストを含む特別監視リストは、2003年TVPRAにより設けられ、2004年以降の人身取引年次報告書において第2層監視リストへの格付が実施されている。

第2層監視リスト<sup>(53)</sup>へは、漫然と連続して掲載されることがないように、2008年TVPRA、2017年TVPRA<sup>(54)</sup>及び2018年TVPRAにより、次の掲載ルールが定められた<sup>(55)</sup>。第2層監視リストに掲載される国は、①同リストに2年連続で掲載されることができ、その後は、②原則として第3層に格付される（同編第7107条b項(2)号(D)）。ただし、大統領は、当該国が有意義な取組の計画を提出する等の場合に、1年間<sup>(56)</sup>までは、第3層に格付されるとする規定を免除する権限を行使できる。③免除期間の後に第3層に格付けられた国については、同リストに再掲される期間は1年間に限定される（同編第7107条b項(2)号(F)<sup>(57)</sup>）。

これらの掲載ルールをまとめると、国務省は、第2層監視リストに連続して3年間又は4年間掲載された国については、第3層に下げられた後に第2層監視リストに再掲載されるのは1年間のみに制限され、その後は、第2層へ格上げするか、第3層への格下げが必要か等を検討しなければならないこととなる<sup>(58)</sup>。

#### (iv) 第3層

第3層に格付されるのは、同編第7106条の規定に定める人身取引の根絶のためのTVPAの最低基準を完全には遵守せず、かつ、遵守するために有意義な取組も行わない国である（同編第7107条b項(1)号(C)）。これらの国に対しては、原則として、次の会計年度に一定の援助、具体的には、人道目的ではない援助及び貿易関連ではない援助が禁止される（同編第7107条a項）。法文上は、禁止されない援助が根拠規定と共に示されており、この援助には、①経済支援基金（Economic Support Fund: ESF）<sup>(59)</sup>について定める1961年対外援助法<sup>(60)</sup>第II部第4節

(53) 法文上は、「特別監視リスト」であるが、ここでいう掲載ルールに服する特別監視リストは、事実上、第2層監視リストを指すと思われる。Michael A. Weber et al., “The State Department’s Trafficking in Persons Report: Scope, Aid Restrictions, and Methodology,” *CRS Report*, R44953, October 30, 2019, p.7. <<https://sgp.fas.org/crs/row/R44953.pdf>>

(54) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2017, P.L.115-427, § 6. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ427/PLAW-115publ427.pdf>> この法律は、名称が人身取引被害者保護再授權法であるが、予算に関する規定を含まず、通常はTVPRAに含められないため、IIの説明から除外した。

(55) この掲載ルールは、2008年TVPRAの制定日である2008年12月23日以降のリストに適用される。Weber et al., *op.cit.*(53), p.8.

(56) 2008年TVPRAでは、大統領により免除できる期間は2年間としていたが、2019年1月に制定された2017年TVPRAにより、この期間が1年間に引き下げられた。これにより、ある国が連続して第2層監視リストにとどまることができる期間は、最大4年間から最大3年間に短縮されるに至った。*Ibid.*, pp.7-9.

(57) 2018年TVPRAが、再掲期間を1年に限定した。

(58) Liana W. Rosen, “Trafficking in Persons and U.S. Foreign Policy Responses in the 114th Congress,” *CRS Report*, R44581, August 5, 2016, p.10. <<https://sgp.fas.org/crs/row/R44581.pdf>>

(59) 1961年対外援助法の規定に基づく様々な援助の概要は、後掲IV5(2)(i)参照。

(60) 1961年対外援助法は、「合衆国法典第22編第32章 対外援助」に法典化され、その構成は次のとおりである。（太字は、本稿に言及がある部・節）

第I部 国際開発 (§§ 2151–2296f)

第1節 政策宣言；**開発援助**の権限 (§§ 2151–2152k)

第2節 **他のプログラム** (§§ 2191–2200b)

第3節～第7節 (略)

に基づく、NGO に対する一定の開発援助、②国際麻薬規制について定める同法第 I 部第 8 節に基づく援助、③テロ対策援助について定める同法第 II 部第 8 節に基づく援助、④難民への援助等が含まれる（同編第 7102 条第 10 項）。ただし、大統領はこの援助の禁止を免除する権限を有する（同編第 7107 条 d 項 (4) 号、(5) 号）。

#### (v) 児童兵の採用等を行う国のリスト

前述したように、アメリカは、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書の締約国である。これに従い、2008 年 TVPRA 及び 2018 年 TVPRA により、児童兵は、国家の軍隊、警察等<sup>(61)</sup>により強制的に採用、利用等される 18 歳未満の者又は国家の軍隊、警察等に自発的に参加する 15 歳未満の者とされ、直接に戦闘に関係するか否かにかかわらず、これらの者の採用等を禁ずる規定が設けられた（同編第 2370c 条第 2 項）。この規定に従い、2010 年以降の人身取引年次報告書は、児童兵の採用等に政府が関わっている等の国のリストを含むこととなった（同編第 2370c-1 条 b 項 (1)）。

このリストに掲載された国は、次の会計年度に、①外国軍事資金供与（Foreign Military Financing: FMF）<sup>(62)</sup>、②国際軍事教育・訓練（International Military Education & Training: IMET）<sup>(63)</sup>、③超過国防備品（Excess Defense Articles: EDA）<sup>(64)</sup>、④平和維持活動（Peace Keeping Operation: PKO）<sup>(65)</sup>の安全保障援助を受けられない（同条 a 項）。ただし、大統領はこの援助の禁止を免

第 8 節 国際麻薬規制 (§§ 2291–2291k)

第 9 節 国際災害援助 (§§ 2292–2292q)

第 10 節 アフリカ開発基金 (§§ 2293–2294)

第 11 節～第 12 節 (略)

第 II 部 軍事的援助及び売却 (§§ 2301–2349bb–6)

第 1 節 政策宣言 (§§ 2301–2305)

第 2 節 軍事援助 (§§ 2311–2323)

第 3 節 対外軍事売却 (§§ 2341–2345)

第 4 節 経済支援基金 (ESF) (§§ 2346–2346c)

第 5 節 国際軍事教育・訓練 (§§ 2347–2347h)

第 6 節 平和維持活動 (§§ 2348–2348d)

第 7 節 イスラエルにおける航空基地建設 (§§ 2349–2349b)

第 8 節 テロ対策援助 (§§ 2349aa–2349aa-10)

第 9 節 (略)

第 III 部 一般及び行政上の規定 (§§ 2351–2429b)

第 IV 部 熱帯雨林を有する開発途上国のための債務削減 (§§ 2431–2431k)

第 V 部 中欧援助 (§ 2441)

(61) 2008 年 TVPRA は、国家の軍隊への児童兵の採用を禁じたが、これに対する 2018 年 TVPRA による改正により、警察や他の治安部隊への採用等も禁じられた。

(62) 22 U.S.C. § 2763. 外国が防衛備品・役務を購入する資金の供与について定める武器輸出管理法の規定。前身は、軍事援助計画 (Military Assistance Program: MAP) で、1990 年以降現在の形となった。贈与又は貸与のいずれかが認められる。“Foreign Military Financing (FMF).” Defense Security Cooperation Agency (Department of Defense) website <<https://www.dscamilitary-financing-fmf>>

(63) 22 U.S.C. § 2347. 外国の軍隊の隊員及び文民に対する軍事教育・訓練の支援について定める規定。対象国の将来の指導者を訓練し、アメリカに対するよりよい理解を醸成し、共同作戦における相互連携を向上させる等を目的とする。“International Military Education & Training (IMET).” *ibid.* <<https://www.dscamilitary-education-training-imet>>

(64) 22 U.S.C. § 2321j. 外国に対する超過国防備品 (EDA) の支援について定める規定。アメリカ軍が自らの需要を超えたと見做す装備を、購入国の費用で刷新し、及び輸送させるプログラム。“Security Assistance.” Office of the Deputy Assistant Secretary of the Army for Defense Exports and Cooperation website <<https://www.dasadec.army.mil/Security-Assistance>>

(65) 22 U.S.C. § 2348. 外国に対する平和維持活動等の支援について定める規定。Michael A. Weber, “Child Soldiers Prevention Act: Security Assistance Restrictions,” *IN FOCUS*, May 23, 2022, p.1. <<https://sgp.fas.org/crs/misc/IF10901.pdf>>

除する権限を有する（同条 c 項）<sup>(66)</sup>。

なお、上記の②及び④のプログラムに基づく児童兵の除隊、軍人の職業化等を目的とする対外援助は許容される（同条 e 項、f 項）。

これに加え、大統領は、児童兵の採用等に関与する外国の政治的・軍事的指導者の資産の凍結等を行うために、大統領令により、当該個人との経済取引及び商業取引をアメリカ国民に禁ずる、国を特定した制裁プログラムを設立することができる（後掲 IV2(1)(i)）<sup>(67)</sup>。

## (2) 作成手続

人身取引年次報告書は、海外にあるアメリカ大使館等が取りまとめにおいて中心的な役割を果たす国務省の他の報告書とは異なり、同省の内部部局である J/TIP が中心的な役割を果たすとされる<sup>(68)</sup>。この報告書の作成手続の概略は次のとおりである。J/TIP は、人身取引年次報告書に利用する情報を、アメリカ大使館等に請求する。同時に、J/TIP の職員は、アメリカ大使館が所在する国の NGO に対しても連絡をとる。J/TIP は、これらの情報を用いて国別の取組について要約を作成し、当該国の格付を含む草案を作成する。この草案は、同省法律顧問室及び J/TIP 局長を通り、各国のアメリカ大使館等と共有される。草案の内容及び格付につき、J/TIP と各国のアメリカ大使館等との間で意見が異なる場合もあり、また、格付が J/TIP の恣意的な操作であるといった批判が生じる場合もある<sup>(69)</sup>。いずれの場合であっても、最終的には J/TIP がその判断によって報告書をまとめる。

## (3) 問題点

国務省の監察総監<sup>(70)</sup>は、人身取引年次報告書を、労働長官による最悪の形態の児童労働に関する報告書（後掲 IV1(2)(i)(c)）と共に、不必要に詳細であるだけでなく長大であるとして批判している<sup>(71)</sup>。また、報告書の内容に国を越えた一貫性がないこと、報告書の事実認定の信

(66) 2016 年には、児童兵の利用等により人身取引年次報告書に掲載された 10 か国のうち、アメリカの安全保障援助を受けられなかったのは 3 か国のみにとどまったことを受け、大統領の免除は、児童兵の採用及び利用の削減に一定の取組が保障される場合にのみ認められるべきとの苦言がクリス・スミス（Chris Smith）連邦下院議員から呈された。*Winning the Fight Against Human Trafficking: The Frederick Douglass Reauthorization Act, Hearing before the Subcommittee on Africa, Global Health, Global Human Rights, and International Organizations, Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, 115th Cong. (2017) (Statement of Rep. Chris Smith)*. 2008 年 TVPRA では、児童兵を採用等として人身取引年次報告書のリストに掲載された国につき、様々な程度の大統領の免除を認めていたが、2018 年 TVPRA による改正は、この免除の条件として、大統領が、当該国による児童兵問題への取組につき保障することを定めた。

(67) 例えば、次の大統領令がこれに該当する。Blocking Property of Certain Persons Contributing to the Conflict in the Central African Republic, Executive Order 13667 of May 12, 2014, 79 Fed. Reg. 28387 (May 15, 2014); Blocking Property of Certain Persons Contributing to the Conflict in the Democratic Republic of the Congo, Executive Order 13413 of October 27, 2006, 71 Fed. Reg. 64105 (October 31, 2006). Rosen, *op.cit.*(43), pp.25-26.

(68) Rosen, *op.cit.*(58), p.12.

(69) 例えば、2015 年にマレーシアが人身取引年次報告書の第 3 層から第 2 層監視リストに格上げされたのは、2015 年貿易優先順位責任法(Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015, P.L.114-26, Title I)によれば、TPP 交渉に際し、TPA が第 3 層の国に適用できないためであるとされた。もっとも、連邦議会調査局(CRS)は、これに関し、同年の別の法律(2015 年貿易促進・貿易執行法)により、大統領は、第 3 層の国につき貿易交渉を許容する例外規定を援用する権限を与えられているとの説明を加えている。*ibid.*, p.13.

(70) 1978 年監察総監法により、各省庁等のプログラム及び業務に関連した監査及び捜査を行ったり、それらの監督を行ったりするために、当該省庁等に独立した機関として置かれる室をいう。東信男「検査要請と米国会計検査院(GAO)」『会計検査研究』35号, 2007.3, p.154. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1165237\\_po\\_j35d10.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1165237_po_j35d10.pdf?contentNo=1)>

(71) United States Department of State and the Broadcasting Board of Governors, “Report of Inspection: Inspection of Department-Required and Congressionally Mandated Reports: Assessment of Resource Implications,” *OIG Report*, No. ISP-I-11-11, October 2010, p.24.

頼性に疑問があること等も指摘される<sup>(72)</sup>。例えば、労働長官が作成する最悪の形態の児童労働に関する報告書は、国務省のJ/TIPが作成する人身取引年次報告書に比べ、児童兵の採用等に関して、より多くのアフリカ及び中東の国を特定しているが、この相違が生ずる原因が明らかではないとされる。

### 3 国際人身取引対策補助金プログラムの例

国務省が行う主な国際人身取引対策補助金プログラムの例を3つ挙げ、これらについての問題点を整理する。

#### (1) 3P プロジェクト

国務省は、優先順位の高い対象国又は対象地域において、加害者の訴追 (prosecution)、被害者の保護 (protection)、人身取引の阻止 (prevention) の3つのPに取り組む、複数年度プロジェクトを行う (合衆国法典第22編第2152d条)<sup>(73)</sup>。このプロジェクトは、アメリカの対外援助の一環として行われるため、後掲IV5(2)(ii)(b)で詳細を述べる。

#### (2) 現代版奴隷制廃止プログラム

国務省は、2017会計年度国防授權法により創設された現代版奴隷制廃止プログラム (Program to End Modern Slavery: PEMS) を2017年に開始した (合衆国法典第22編第7114条)<sup>(74)</sup>。このプログラムの目的は、プログラムが適用される国の地域、産業又は住民につき、人身取引の目に見える減少をもたらすことにある。特定の形態の人身取引の被害者の人数や、その被害を減らすベストプラクティス (優良事例) については、確立した根拠となるデータがないことが問題となることが多い。そこで、このプログラムは、最初に、人身取引の被害者の人数等を含め、基礎となる定性的及び定量的な調査を行うことで、人身取引の背景を理解し、人身取引のまん延に関する調査研究に貢献できるようにする。このプログラムの終了後に、国務省はこれを評価し、他の地域において人身取引を減らすための活動の根拠とする。2022年1月現在のこのプログラムの対象国は、ブラジル、コスタリカ、エチオピア、ギニア、ハイチ、インド、ケニア、モロッコ、パキスタン、フィリピン、セネガル、シエラレオネ、タンザニア、タイ、チュニジア、ウガンダ及びベトナムの17か国である。

#### (3) 児童保護協定

国務省は、2013年TVPPRAにより創設された児童保護協定 (Child Protection Compact: CPC) により、アメリカ政府と援助対象となる外国政府との間、外国政府と民間人<sup>(75)</sup>との間等の連携を図る (合衆国法典第22編第7103a条d項)<sup>(76)</sup>。この協定において、①児童の人身取引加害者を訴追し、及び有罪判決を下し、②児童の人身取引被害者に包括的なトラウマ・インフォームド・ケア<sup>(77)</sup>を提供し、③全ての形態の児童の人身取引を阻止する当該国の取組を強化する

(72) Rosen, *op.cit.*(43), pp.10-11.

(73) Liana W. Rosen and Michael A. Weber, "Human Trafficking and Foreign Policy: An Introduction," *IN FOCUS*, January 7, 2019, p.2. <[https://www.everycrsreport.com/files/2019-01-07\\_IF10587\\_90c991c75823d6facc45ccb669c99b6a05367d82.pdf](https://www.everycrsreport.com/files/2019-01-07_IF10587_90c991c75823d6facc45ccb669c99b6a05367d82.pdf)>

(74) Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons, "Program to End Modern Slavery." Department of State website <<https://www.state.gov/program-to-end-modern-slavery/>>

(75) 児童の人身取引被害者の支援に経験を有するNGO等。

(76) Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons, "Child Protection Compact Partnerships." Department of State website <<https://www.state.gov/child-protection-compact-partnerships/>>

(77) trauma-informed care. 医師が、患者にトラウマによる症状が存在することを認識し、患者の生活にトラウマが及ぼす影響を考慮して行う治療をいう。"What is Trauma-Informed Care?" University at Buffalo website <[外国の立法 294 \(2022. 12\) 59](https://socialwork.</a></p>
</div>
<div data-bbox=)

ために、アメリカと対象国は、共同で複数年計画を作成する。J/TIP は、合衆国国際開発庁 (United States Agency for International Development: USAID)、労働省、司法省及び他の関係する連邦機関と協議の上で、対象国を選択する。この選択を行うに当たり、J/TIP は、直近の人身取引年次報告書、当該国の人身取引対処計画及び当該国の児童保護戦略を考慮する。2022 年 1 月現在の児童保護協定の対象国は、ガーナ、ジャマイカ、モンゴル、ペルー及びフィリピンの 5 か国である。

#### (4) 問題点

対象国における人身取引の規模を特定するデータが整っていないことから、人身取引対策のための対外援助プログラムが対象国の状況を改善したかどうかを判断することが困難であるとされる<sup>(78)</sup>。また、関係省庁が TVPA に必ずしも結びつかない支出会計を通じて資金の交付を受けていることから、人身取引対策の対外プロジェクトに対する連邦の年間支出を把握することは、困難であるとされる<sup>(79)</sup>。例えば、国務省の人身取引対策のための対外援助予算は、国・地域単位で表示されるのであり、TVPA に特定される施策別に割り当てられていない<sup>(80)</sup>。さらに、予算手続にタイムラグがあるために、予算要求から、援助プロジェクトにどの国が選ばれるかを予測すること、及びその選択において人身取引年次報告書による国の格付が果たす役割を判断することが困難であるとされる<sup>(81)</sup>。

## IV 他の主な取組

人身取引に対する外交政策等による取組には、TVPA 及び各 TVPRA の規定に基づくもののほか、TVPA 以前から存在する法規定に基づくものがある。これらの主な法規定に基づく取組 (III に既述した国務省の取組に関するものを除く。) 及び存在する場合には、それに対する問題点の指摘を併せ、次に紹介する。

### 1 外国産品のブラックリスト等の作成

外国産品のブラックリストとして、国土安全保障省税関国境警備局 (U.S. Customs and Border Protection: CBP) が作成するリスト、労働長官が作成する 2 種類のリスト及び 1 種類の報告書を紹介する。

これらの全ての内容が人身取引に関係するわけではないが、これらのリストや報告書は、近年、しばしば人身取引に対する外交政策等の取組に含められ、人身取引年次報告書においても、アメリカ政府の取組として言及されている<sup>(82)</sup>。

---

[buffalo.edu/social-research/institutes-centers/institute-on-trauma-and-trauma-informed-care/what-is-trauma-informed-care.html](http://buffalo.edu/social-research/institutes-centers/institute-on-trauma-and-trauma-informed-care/what-is-trauma-informed-care.html)

(78) Rosen, *op.cit.*(43), p.13.

(79) *ibid.*, p.14.

(80) 例えば、国務省は、2016 会計年度 (2015 年 10 月 1 日～2016 年 9 月 30 日) のために、2015 年 2 月の予算要求により、28 か国について人身取引対策プロジェクトのための資金を求めたが、この資金の一部が、同省の国際人身取引対策補助金プログラムに用いられるという形になっている。*ibid.*, p.16.

(81) 例えば、2014 年の人身取引年次報告書が引用する、当該時点で最新の人身取引対策プロジェクトの歳出授權額 (obligated funds) のデータは、2012 会計年度のものであり、予算手続の遅れが報告の遅れを生じさせている。*ibid.*, p.16.

(82) *ibid.*, p.12.

## (1) 1930年関税法第307条の規定に基づく違反産品保留命令のリスト

## (i) 概要

前述したように1930年関税法第307条は、強制労働又は児童労働により製造された産品のアメリカへの輸入等を禁止している（前掲I2）。ILOの1930年強制労働条約<sup>(83)</sup>の規定と平仄（ひょうそく）を合わせ、1930年関税法第307条は、児童の強制労働又は年季契約労働を含む強制労働を「実施しないことにより不利益を受ける脅威の下である者が強要される、及び当該者が自発的に提供しない、全ての労働又は役務」と定義する（合衆国法典第19編第1307条）。従来、アメリカ国内で製造されていない産品で、かつこれに対する国内需要（consumptive demand. 消費需要）が存在するものは、1930年関税法第307条の適用除外とされており<sup>(84)</sup>、この規定のために同条の適用が低調であるとの議論があった。これを受け、2016年にこの適用除外を定める1文が削除され、国内需要の有無にかかわらず、強制労働等により製造される産品は輸入禁止の対象とされるに至った<sup>(85)</sup>。

CBPは、1930年関税法第307条に基づき、強制労働により全部又は一部が製造等される産品の輸入に関する情報につき、行動する責任を有する。CBP局長は、アメリカによる産品の輸入が1930年関税法第307条の規定により禁止されることを相当に示す情報<sup>(86)</sup>を受けた場合には、違反産品保留命令（Withhold Release Orders: WROs）を発出し、リストに掲載する<sup>(87)</sup>。WROsに服する産品は税関に留め置かれ、輸入業者は、産品を第三国に輸出するか、又は、産品が1930年関税法第370条の規定に該当しないことを証明するかのいずれかの機会を与えられる。3か月間いずれも行われぬ場合には、産品は没収される。CBP局長が、当該産品につき確信をもって強制労働により製造等されたと判断する場合には、連邦行政命令集<sup>(88)</sup>等により公示する。

## (ii) 問題点

国務省J/TIPが作成する人身取引年次報告書（前掲III2(1)）及び労働長官が作成する児童労働又は強制労働により製造される産品のリスト（後掲IV1(2)(i)(a)）は、CBPの1930年関税法第307条に基づく執行活動のために十分な情報を含んでいない恐れがある<sup>(89)</sup>。これは、例えば、労働省のリストは製品群の全体又は産業を対象としているのに対し、CBPの執行には個々の産品及び製造業者の特定が必要だからである。

(83) ただし、アメリカはこの条約の締約国ではない。

(84) 立法者の主眼は、強制労働の非人道性への批判ではなく、強制労働により製造される産品との競争から国内労働者を保護することであったとされる。Christopher A. Casey and Cathleen D. Cimino-Isaacs, “Section 307 and Imports Produced by Forced Labor,” *IN FOCUS*, July 26, 2022. <<https://csrreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11360>>

(85) 2015年貿易促進・貿易執行法第910条。

(86) 情報は確実ではなくてよいとされる。Liana W. Rosen and M. Angeles Villarreal, “Human Trafficking and Forced Labor: Trends in Import Restrictions,” *CRS INSIGHT*, July 29, 2016, p.2. <[https://www.everycrsreport.com/files/20160729\\_IN10541\\_00c380d9af7250123188df66f5915ad4dd688433.pdf](https://www.everycrsreport.com/files/20160729_IN10541_00c380d9af7250123188df66f5915ad4dd688433.pdf)>

(87) “Withhold Release Orders and Findings List.” U.S. Customs and Border Protection website <<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>>; 鈴木絢子「責任あるサプライチェーンと人権デュー・ディリジェンス」『レファレンス』850号, 2021.10, pp.143-144. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11821751\\_po\\_085005.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11821751_po_085005.pdf?contentNo=1)>; 石本茂彦ほか「ウイグル人権問題を巡る米国の制裁等と中国の対抗措置等の動向—日本企業に迫られる対応—」『International Trade Law Bulletin』Vol.3, 2021.8, p.3. <<https://www.mhnmjapan.com/content/files/00049787/20210805-112045.pdf>>

(88) Federal Register. 連邦官報とも呼ばれる。大統領令、連邦規則案、連邦最終規則等のほか、連邦省庁が公示する必要があると思料する情報も収録される。

(89) Rosen and Villarreal, *op.cit.*(86), p.2.

また、CBPによるWROsの発出が、国務省の人身取引年次報告書による諸外国の格付に当たり、どのように評価されるのかが不明であるという指摘もある<sup>(90)</sup>。

## (2) 最悪の形態の児童労働等に関する報告書及びリスト

### (i) 概要

労働長官は、次に掲げる国際労働基準に基づき、2種類のリスト及び1種類の報告書の作成を義務付けられている。

#### (a) TVPAに基づく強制労働又は児童労働による製品等のリスト

労働長官は、「強制労働」及び「最悪の形態の児童労働」の国際基準に違反して、強制労働又は児童労働により製造されていると信じる理由のある外国からの製品のリスト<sup>(91)</sup>を作成する（合衆国法典第22編第7112条b項(2)号(C)）。このリストは、公衆啓発を目的として作成されており、連邦労働省が強制労働対策等につき外国政府と共に取り組む際の指針となってきたほか、企業等によるサプライチェーンのリスク評価にも資する<sup>(92)</sup>。

#### (b) 大統領令に基づく児童の強制労働又は年季契約労働による製品等のリスト

労働長官は、大統領令第13126号の規定に基づき、国務長官及び国土安全保障長官と協議の上で、児童の強制労働、年季契約労働等の禁止に違反する製品をその製造国と共にリスト<sup>(93)</sup>にする。このリストは、「強制労働」及び「最悪の形態の児童労働」の国際基準に準拠して作成される。公表されたリストに従い、アメリカ連邦契約の相手方等は、その製品、役務等が児童の強制労働、年季契約労働等に関係しないことを保障する誠実な取組を行うことの証明を求められる。

#### (c) 報告書

労働長官は、受益開発途上国<sup>(94)</sup>における「最悪の形態の児童労働」の根絶に関する国際的約束に基づく取組の実施について、その事実認定を含む報告書を、連邦議会に対して毎年提出することを義務付けられている（合衆国法典第19編第2464条）。

### (ii) 問題点

この2つのリストは、しばしば人身取引年次報告書に記述される。それにもかかわらず、これらのリストは国連の国際組織犯罪防止条約人身取引議定書又はTVPAに定義された人身取引に該当するか否かを明記しないために、リストに掲載された製品・製品と人身取引との直接の関係は不明瞭であるとされる<sup>(95)</sup>。

## 2 特定の国等に対する制裁

アメリカでは、特定の国、特定の国の人等の人身取引、強制労働、国際テロ等への関与につ

(90) *ibid.*, p.3

(91) リストは、ウェブサイトで公表されている。産品は、国及び強制労働又は／及び児童労働の別と共にリストにされている。Bureau of International Labor Affairs, “List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor,” June 23, 2021. Department of Labor website <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>>

(92) *ibid.*

(93) リストは、ウェブサイトで公表されている。製品は、国及び児童強制労働等の労働内容の記述と共にリストにされている。*ibid.*, “List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor,” July 13, 2022. *ibid.* <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-products>>

(94) beneficiary developing countries. 貿易特惠プログラムの恩恵を受ける開発途上国をいい、これらの国は、大統領令等により受益開発途上国として指定されている必要がある。19 U.S.C. § 2462.

(95) Rosen, *op.cit.*(43), p.12.



いて、大統領及び連邦議会に対し、対象を限定しない一般的な制裁権限が付与されている<sup>(96)</sup>。さらに、TVPA 及び TVPRA は、大統領に、人身取引加害者に特化した制裁権限を付与している。

### (1) 大統領及び連邦議会による対象を限定しない一般的な制裁権限

#### (i) 大統領

大統領は、アメリカの外交において、経済制裁が行われる時期につき、実質的な決定権限を保持する<sup>(97)</sup>。大統領は、連邦議会により制定される法律の規定（後掲 IV2(1)(ii)）に基づく権限に基づき、①外国の個人及び団体を指定し、②当該指定される者に関連してアメリカの管轄内にある外国資産を凍結し、③指定された者とアメリカの市民又は団体との取引を禁止する制裁プログラムを作成することができる。大統領は、しばしば、大統領令を通じて制裁プログラムの作成を指示し、法律の規定に述べられる国家緊急事態及び条約上の義務に基づいて決定を下す<sup>(98)</sup>。財務省は、外国資産統制室（Office of Foreign Assets Control: OFAC）を通じて、当該制裁を運用する連邦規則を制定し、他の省庁も、制裁プログラムの実施においてそれぞれの役割を果たす。

#### (ii) 連邦議会

連邦議会は、法律の制定を通じて、大統領、国土安全保障省税関国境警備局（CBP）等の連邦機関に対して、特定の国、特定の国の人等を対象とする制裁権限を与える。次に近年の幾つかの事例を示す。

2016 年北朝鮮制裁政策強化法<sup>(99)</sup> は、大統領に対し、北朝鮮の核兵器、化学兵器等の製造等に資する産品を北朝鮮との間で知りつつ輸出入する者、北朝鮮政府の重大な人権侵害に知りつつ関与する者等を指定する権限を与える。指定された者は、連邦契約から排除され、査証の発行を拒絶され、かつアメリカへの入国を拒否される。

2020 年ウイグル人権政策法<sup>(100)</sup> は、大統領に対し、年に 1 度以上、連邦議会に対する報告書の提出を求め、当該報告書に特定された者に対する資産の凍結、査証、入国許可又は臨時入国許可の拒否・取消し、国際緊急経済権限法<sup>(101)</sup> 第 206 条<sup>(102)</sup> に基づく行政罰又は刑事罰を課する権限を与える。

新疆ウイグル自治区強制労働阻止法<sup>(103)</sup> は、CBP に対し、新疆ウイグル自治区で製造された

(96) 強制労働、国際テロ以外にも、選挙妨害、不法麻薬取引等、様々な事項を対象とし得る。Dianne E. Rennack and Rebecca M, Nelson, "Economic Sanctions: Overview for the 117<sup>th</sup> Congress," *IN FOCUS*, January 15, 2021, p.2. <<https://sgp.fas.org/crs/row/IF11730.pdf>>

(97) Liana W. Rosen and Katarina C. O'Regan, "Sanctions Programs Targeting Human Traffickers: In Brief," *CRS Report*, R46771, April 22, 2021, p.2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46771>>

(98) 次のマリに関する大統領令（Executive Order 13882 of July 26, Blocking Property and Suspending Entry of Certain Persons Contributing to the Situation in Mali, 84 Fed. Reg. 37055 (July 30, 2019)）は、人身取引に関与した者の指定を明示的に授權する唯一の制裁プログラムである。 *ibid.*, p.3.

(99) North Korea Sanctions and Policy Enhancement Act of 2016, P.L.114-122. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ122/PLAW-114publ122.pdf>>

(100) Uyghur Human Rights Policy Act of 2020, P.L.116-145. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ145/PLAW-116publ145.pdf>>

(101) International Emergency Economic Powers Act, P.L.95-223, 50 U.S.C. §§ 1701-1708.

(102) 50 U.S.C. § 1705.

(103) To ensure that goods made with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People's Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes, P.L.117-78. <<https://www.congress.gov/117/plaws/publ78/PLAW-117publ78.pdf>>; 中川かおり 「【アメリカ】新疆ウイグル自治区強制労働阻止法の成立」『外国の立法』No.291-1, 2022.4, pp.18-19. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12213279\\_po\\_02910107.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12213279_po_02910107.pdf?contentNo=1)>

全ての産品が、1930年関税法第307条の規定に基づき、強制労働により製造されたとの反証を許す推定<sup>(104)</sup>を行う権限を与える。ただし、同法は、CBPが輸入業者による指針の遵守の確認等を通じて、明白で確信を抱くに足る証明<sup>(105)</sup>により、当該産品が強制労働により製造等されたのではないと判断する場合には、この限りではないとする。

## (2) 大統領による人身取引加害者に特化した制裁権限

前掲IV2(1)(i)の大統領の権限は対象を限定しない一般的なものであるのに対し、ここでの大統領の権限は人身取引に特化したものである。大統領は、国際緊急経済権限法第203条<sup>(106)</sup>及びグローバル・マグニツキー人権責任法第1263条<sup>(107)</sup>の規定に基づき、世界中の人身取引加害者に対する資金凍結等の制裁プログラムを実施する権限を有する（合衆国法典第22編第7108条）<sup>(108)</sup>。

ここでいう人身取引加害者には、①深刻な態様の人身取引を行う外国人、②人身取引加害者を物的に支援等する外国人、③当該加害者により所有され(owned)、又は統制される(controlled)外国人、④顕著な経済的利得のために深刻な態様の人身取引に関与し、又は促進する外国政府職員が含まれる。

大統領は、国際緊急経済権限法第203条に基づき制裁プログラムを実施するに当たり、異常で甚だしい脅威(an unusual and extraordinary threat)に対処して、国家緊急事態法<sup>(109)</sup>の規定に定められるところに従う国家緊急事態を宣言することを求められない。

ただし、2021年4月現在、合衆国法典第22編第7108条が適用されたことはなく、いかなる制裁プログラムも実施されていない<sup>(110)</sup>。

## 3 貿易政策における強制労働等への取組

ここでは、FTA及び貿易特惠プログラムにおける強制労働対策等の取組と、人身取引年次報告書の格付と貿易促進権限(TPA)を連動させる取組を紹介する。

### (1) FTAと貿易特惠プログラム

アメリカの貿易政策における強制労働対策等の扱いは、長年にわたり連邦議会の関心事となってきた。ここでは、FTAと貿易特惠プログラムを取り上げる。

(104) rebuttable presumption. それについての証拠が受け入れられた場合、反対の証拠が出されないかぎり、ある内容を指示するとされる推定。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.700。

(105) 当該法と類似する推定・除外の仕組みを採る北朝鮮人権侵害制裁法(22 U.S.C. § 9241a)にいう当該証明につき、国土安全保障省は、「証拠の優越よりも高い証明基準であり、一般的に主張・内容が高度に確からしい」こととする。Tom Best et al.,“PL117-78 (December 23, 2021): The Uyghur Forced Labor Prevention Act,”December 27, 2021. Paul Hastings LLP website <<https://www.paulhastings.com/insights/international-regulatory-enforcement/pl-117-78-december-23-2021-the-uyghur-forced-labor-prevention-act>>「証拠の優越(preponderance of evidence)」とは、ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として、相手方のそれよりも優越していることをいう。同上、p.658。

(106) 50 U.S.C. § 1702. 当該外国人に、為替取引、銀行間送金、資産の移転、売買、輸送等を禁ずる大統領の権限に関する規定。

(107) 22 U.S.C. § 10102. 民主化等を求める者を殺害し、拷問する等の者、汚職を行う政府職員等について、①入国許可、査証等の拒否・取消し、②資産取引の凍結等の制裁を定める規定。②の違反等の処罰は、国際緊急経済権限法第206条(合衆国法典第5編第1705条)b項及びc項の規定による。グローバル・マグニツキー人権責任法の解説は、次の文献参照。越田崇夫「諸外国の人権侵害制裁法」『レファレンス』858号、2022.6、pp.31-60。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12299753\\_po\\_085802.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12299753_po_085802.pdf?contentNo=1)>

(108) Rosen and O'Regan, *op.cit.*(97), pp.2-3.

(109) National Emergencies Act, 50 U.S.C. §§ 1601 et seq.

(110) Rosen and O'Regan, *op.cit.*(97), p.3.

## (i) FTA

FTAとは、特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定をいう。FTAの締結国は、原則として、相互に同等の貿易上の利益を提供する。貿易政策における強制労働等の阻止に関する連邦議会の意向を受け、近年、アメリカが締結するFTAでは、各国とILOの中核的な権利・原則を遵守する約束を交わすことが多い<sup>(111)</sup>。

アメリカ・メキシコ・カナダ協定 (United States-Mexico-Canada Agreement: USMCA) は、アメリカのFTAとして、初めて、強制労働により製造等される製品の輸入を禁じ、当該産品を特定するために協力することを定めた。このUSMCAを実施するアメリカ国内法<sup>(112)</sup>は、1930年関税法第307条の執行を監視する強制労働執行タスクフォースを創設した。

## (ii) 貿易特惠プログラム

## (a) 概要

貿易特惠プログラムとは、開発途上国における経済成長と開発を目的として、当該国に対し、アメリカ市場への一時的な、非互恵的な、又は関税免除（若しくは関税引下げ）のアクセスを許容するものをいう<sup>(113)</sup>。このプログラムの対象とされる条件として、相手国は、強制労働の禁止を含む「国際的に認識される労働者の権利」<sup>(114)</sup>を認め、児童の人身取引を含む「最悪の形態の児童労働」<sup>(115)</sup>を根絶することや知的財産権に十分な保護を与えることを求められる。このプログラムには、世界中の開発途上国が対象とされ得る一般特惠関税制度<sup>(116)</sup>のほか、特定の地域プログラムとして、アンデス諸国関税優遇及び麻薬撲滅法 (Andean Trade Promotion and Drug Eradication Act: ATPDEA)<sup>(117)</sup>が改正し、延長するアンデス貿易選好法 (Andean Trade Preference Act: ATPA) の規定に基づくもの (1991年設立)、環カリブ海貿易連携協定 (U.S. Caribbean Basin Trade Partnership Act: CBTPA)<sup>(118)</sup>が改正し、延長するカリブ海経済回復促進法 (Caribbean Basin Economic Recovery Act: CBERA) の規定に基づくもの (1983年設立)、アフリカ成長機会法の規定に基づくもの (2000年設立)<sup>(119)</sup>等がある。

(111) Casey and Cimino-Isaacs, *op.cit.*(84), p.2.

(112) To implement the Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada attached as an Annex to the Protocol Replacing the North American Free Trade Agreement, P.L.116-113.

(113) Vivian C. Jones et al., "Trade Preferences: Economic Issues and Policy Options," *CRS Report*, R41429, January 10, 2013, pp.1-6. <<https://sgp.fas.org/crs/misc/R41429.pdf>>; Rosen, *op.cit.*(43), pp.3-4.

(114) この文言は、Small Business Job Protection Act of 1996, P.L.104-188, § 507により、1974年通商法に加えられた。合衆国法典第19編第2467条第4項に定義があり、団結権、団体交渉権、あらゆる形態の強制労働等の禁止、児童の最低就業年齢等が含まれる。

(115) この文言は、2000年通商開発法第412条b項により、合衆国法典に加えられた。合衆国法典第19編第2467条第6項に定義があり、児童兵の採用、児童のポルノ製作のための利用、児童を傷つける性質の仕事等が含まれる。

(116) 開発途上国・地域を原産地とする鉱工業産品及び農水産品の輸入については、一般の関税率よりも低い税率を適用することにより、開発途上国・地域の輸出所得の増大、工業化の促進と経済発展を支援するという先進国による国際的途上国支援制度のことをいう。「一般特惠関税制度 (GSP): 日本」JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-000926.html>> アメリカでは、1974年通商法の規定に基づき期限付きで開始され、途中に失効の時期もありつつ、延長を重ねて今日に至っている。林道郎「米国 一般特惠制度に見る発展途上国対策」『ジェトロセンサー』47巻3号, 1997.3, pp.60-61.

(117) Trade Act of 2002, P.L.107-210, Title XXXI; 「米国: 関税制度 特惠等特別措置」2022.1.20, JETROウェブサイト <[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/trade\\_03.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_03.html)>

(118) [株式会社日本総合研究所]「コスタリカにおけるCAFTA-DR発効の影響」『海外農業情報調査分析 (ロシア・東欧・中南米) 報告書』農林水産省大臣官房国際部国際政策課, 2010, pp.75-112. <[https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/h21/pdf/h21\\_russ4.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h21/pdf/h21_russ4.pdf)>

(119) 合衆国通商代表 (United States Trade Representative: USTR) は、2022年1月1日をもってAGOA特惠待遇を終了させる理由として、ギニアとマリには政府転覆、エチオピアには人権侵害を指摘した。磯部真一「米国、ア

## (b) 問題点

アメリカが貿易特惠プログラムを提供する開発途上国には、児童の人身取引を含む強制労働、最悪の形態の児童労働等に有効に対処できていない国が多く、貿易政策と人身取引政策との整合性がないとの批判がある<sup>(120)</sup>。

### (2) 人身取引年次報告書の格付に基づく貿易促進権限（TPA）の制限

アメリカの憲法上、通商権限は連邦議会が管轄する。TPAは、当該権限を大統領に授権するものである。連邦議会が大統領にTPAを認める場合には、大統領が通商協定の交渉や締結を担い、合意した通商協定について、連邦議会は協定内容を修正せず、実施法案の賛否のみを審議することになる<sup>(121)</sup>。アメリカがこれまで締結したFTAの大半は、TPAによって大統領が交渉を行ったものであり、円滑なFTA交渉や締結には、大統領がTPAを授権されていることが必須とされている<sup>(122)</sup>。

前掲IV3(1)(ii)(b)の問題を踏まえ、環太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Partnership: TPP）等の文脈で、貿易政策と人身取引政策を関連付けようとする取組が、2015年貿易促進・貿易執行法によるTPAの制限である。この制限は、人身取引年次報告書において最低ランクの第3層に格付された国につき、関税障壁及び非関税障壁に関する協定（FTA等）に関して提出される実施法案に、TPAを適用してはならないとするものである（合衆国法典第19編第4205条b項(6)号）。

ただし、大統領が、当該国が直近の人身取引年次報告による主要な勧告に従い、具体的な措置<sup>(123)</sup>を講じたとする書簡及び当該措置の証拠を、連邦議会の該当委員会に提出する場合には、第3層に格付された国であっても、TPAを適用することができる。また、大統領が、第3層から第2層監視リストにランクが上げられた国について、TPAを適用しようとする場合には、

---

フリカ3カ国に対するAGOA特惠待遇を終了と発表」『ビジネス短信』2021.11.4. JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/b749fc4619a40f68.html>>

(120) 2015年当時のUSTRは、SPOGやPITFの構成員ではなく、その職員は、貿易特惠プログラムと人身取引年次報告書の間に特別な関係はないと述べていた。Rosen, *op.cit.*(43), p.22. その後、2018年TVPR第201条により、USTRは両者の構成員となった。

(121) TPAは、2015年貿易優先順位責任法により、オバマ元大統領に認められたのが最後であり、2021年7月1日に失効している。藪恭兵「米大統領貿易促進権限（TPA）が失効、当面の再付与は見通せず」『ビジネス短信』2021.7.2. JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/d8b76a4d90eac2f9.html>> TPAに基づき、貿易協定締結前又は貿易協定実施法案の連邦議会への提出前の、連邦議会に対する報告・協議を大統領に義務付けることで、貿易協定の締結・実施に係る連邦議会の見解・勧告がUSTR等の行政機関に十分考慮・検討されるため、連邦議会に貿易協定実施法案が提出される前に、法律の改正・制定が必要な事項も含め、諸課題の解決が図られる。信太道子「米国のTPA（貿易促進権限）の復活に向けた動向」『Research Bureau 論究』10号, 2013.12, pp.80-81. <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/2013ron10.pdf/\\$File/2013ron10.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/2013ron10.pdf/$File/2013ron10.pdf)> ガット東京ラウンド交渉への対処が課題となる中、貿易協定締結に関する大統領の権限や貿易協定の連邦議会における手続を定めたファスト・トラック（TPAの前身の呼称）が、1974年通商法により制度化されたのが、最初のTPAである。連邦議会は、法律により期間を定めて大統領にTPAを付与するため、歴代の大統領は、これを得るために苦心してきた。同, pp.83-85.

(122) 1985～2021年にアメリカが締結したFTAとそれに適用されたTPAの根拠法の一覧は、次の文献参照。Keigh E. Hammond, “Major Votes on Free Trade Agreements and Trade Promotion Authority,” *CRS Report*, R45846, December 28, 2021, pp.3-4 (Table 1. U.S. Free Trade Agreements and Trade Promotion Authority: A Timeline). <<https://sgp.fas.org/crs/row/R45846.pdf>> クリントン元大統領は、WTO加盟各国が、「勝ち取った合意が議会での修正の対象にならないという保証がなくては、…（中略）…彼らの労力を2国間や地域間の選択的通商協定の交渉に向けることになり…（中略）…米国自らがFTAを通じて確保してきた多くの競争上の利得を危うくすることになる」と指摘した。ビル・クリントン「海外だより 米国の通商政策にブレーキTPA失効を巡る米国の動向」『JMC journal』55巻8号, 2007.8-9, p.63.

(123) 前掲注(51)

連邦議会の該当委員会に、当該国の格付の変更を支持する、信頼できる証拠の詳細な説明を提出する。

#### 4 人、資金等の移動に対する監視等

ここでは、性犯罪者の国際移動の監視と、財務省の金融的側面への取組の強化を紹介する。

##### (1) 性犯罪者の国際移動の監視

2016年に制定された国際メーガン法は、既存のアメリカ国内の性犯罪者登録制度<sup>(124)</sup>を用いて、性犯罪者の国際移動を監視し、海外での人身取引を含む性的虐待及び搾取から児童及び他の者を保護することを目的とする制度を設けた（合衆国法典第34編第21501条～第21510条）。この制度の運用は、人身取引年次報告書においても、アメリカ政府の取組として言及されている。

同法は、海外渡航をしようとする全ての登録性犯罪者を対象とする<sup>(125)</sup>。対象者は、合衆国を出国する21日以上前に、その居住する州等の性犯罪者登録事務所に対し、海外渡航を報告する必要がある。この報告に基づき、それぞれの性犯罪者登録事務所が、司法省連邦保安官局全米性犯罪者標的センター（United States Marshals Service's National Sex Offender Targeting Center: NSOTC）に対して性犯罪者についての情報を提出する。

司法省連邦保安官局全米性犯罪者標的センターは、アメリカに入国しようとする性犯罪者についての情報を受理し、また、性犯罪者の海外渡航につき、アメリカにある目的地国の査証発行機関及び目的地国に対する通知を行う。同センターは、国土安全保障省移民関税執行局（U.S. Immigration and Customs Enforcement: ICE）児童搾取調査ユニットに設立されたエンジェル・ウォッチ・センターによる性犯罪者の確認に協力する。

エンジェル・ウォッチ・センターも、アメリカに入国しようとする性犯罪者についての情報を受理し、また、性犯罪者の海外渡航につき、目的地国に一定の通知を行うことができる。ただし、目的地国に対する一貫した性犯罪者の事前通知の保障は、連邦保安官局全米犯罪者標的センターに求められている。

なお、18歳未満の児童を売春等に従事させるために州際通商又は外国通商において輸送する行為等を処罰する合衆国法典第18編第2423条（未成年者の輸送）<sup>(126)</sup>の規定により有罪判決を受ける者は、海外渡航をしようとしたとしても、法定の期間は旅券が発給されない<sup>(127)</sup>。また、国務省は、全米性犯罪登録に掲載される等の国際メーガン法の対象となる性犯罪者の旅券には、目立つ場所に貼付される、目視で分かる識別子を付与するよう求められている<sup>(128)</sup>。

(124) Adam Walsh Child Protection and Safety Act, P.L.109-248, §§ 20901-20962. この法律は、アメリカ国内の性犯罪者登録制度を整備するもので、各州のメーガン法の内容を統一し、登録期間の長期化や情報の開示の徹底を各州に要請しており、この要請に3年以内に応じられない州に対しては、犯罪対策のための連邦補助金が10%削減される。平山真理「わが国における性犯罪者対策の課題—アメリカ合衆国のメーガン法施行後10年の展開事例を通して見えてくるもの—」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『刑事政策学の体系—前野育三先生古稀祝賀論文集—』法律文化社、2008、pp.482-484.

(125) “Notice of International Travel.” Office of Sex Offender Sentencing, Monitoring, Apprehending, Registering, and Tracking (SMART) (Department of Justice) website <<https://smart.ojp.gov/sorna/notice-international-travel>>

(126) 違法な性的行為を行う目的による州を超える移動、外国への移動等も含まれる。翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注(5)、pp.50-51.

(127) 22 U.S.C. § 212a. 翻訳は、次の文献参照。同上、pp.55-56.

(128) 22 U.S.C. § 212b. 翻訳は、次の文献参照。同上、pp.56-57.

## (2) 財務省による金融的側面への取組

近年、連邦議会では、人身取引の金融的側面に取り組む動きが増えている<sup>(129)</sup>。加害者が人身取引を行う動機の1つが人身取引から得られる収益であることから、これに取り組むことで人身取引を抑制できる可能性があると考えられているためである。

前述のように、2019年に財務長官がPITFの構成員に加えられた後、2020会計年度国防授権法<sup>(130)</sup>によって、財務省テロ金融諜報局（Office of Terrorism and Financial Intelligence: OTFI. 2004年設置）が財務長官に対して政策上、戦略上及び運用上の方向性を提示すべき事項に、「人身取引に関係する違法な金融への対策」を追加した。

また、司法長官は、毎年、連邦議会に対し、各省庁の人身取引に関する取組に関する報告書を提出しているが、上記の2020会計年度国防授権法は、その報告事項に、「人身取引に関係する資金洗浄を削減する合衆国の取組及び人身取引と関係する資金洗浄事件の捜査、逮捕、起訴及び有罪判決の数」を加えた（合衆国法典第22編第7103条d項(7)号(S)）。

さらに、2021会計年度国防授権法<sup>(131)</sup>に基づき、財務省金融犯罪執行ネットワーク（Financial Crimes Enforcement Network: FinCEN）は、人身取引及び他の違法行為のために用いられ得る一定の法人に対し、実質的支配者（Beneficial Owner: BO）<sup>(132)</sup>を報告させることとした。

## 5 その他—連邦契約及び対外援助における人身取引対策—

ここでは、連邦契約における人身取引を規制する取組と人身取引に関わる1961年対外援助法の改正を紹介する。

### (1) 連邦契約における人身取引規制

2012年にオバマ大統領が、国内外での連邦契約における人身取引の規制強化に関する大統領令第13627号を発した後に、連邦議会は、2013会計年度国防授権法第17編を制定し、連邦契約による調達における人身取引を阻止するために、TVPAの規定が改正された（合衆国法典第22編第7104a条～第7104d条）<sup>(133)</sup>。これにより、連邦契約の相手方は、毎年、人身取引対策のための遵守計画の提出を求められ、人身取引等に関与した者は、当該連邦省庁の監察総監による調査を受ける。

また、2015年1月、上記の大統領令及び法律の規定に基づき、国防総省、共通役務庁（U.S. General Services Administration: GSA）及びアメリカ航空宇宙局（NASA）は、人身取引を終わらせるための連邦規則の制定により、既存の連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation: FAR）<sup>(134)</sup>を改正した<sup>(135)</sup>。これは、連邦契約の相手方に対し、次の事項を禁止するものである。①深刻

(129) Rosen and O'Regan, *op.cit.*(97), p.1.

(130) National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2020, P.L.116-92, § 7153. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ92/PLAW-116publ92.pdf>>

(131) William M. (MAC) Thornberry National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2021, P.L.116-283, § 6403. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ283/PLAW-116publ283.pdf>>

(132) 当該法人を実質的に統制する者、法人の持分権の25%以上を所持し、又は統制する者等とされる。*ibid.* 日本でも、実質的支配者リスト制度の運用が開始されている。「実質的支配者リスト制度の創設（令和4年1月31日運用開始）」令和3年9月17日法務省ウェブサイト <[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00116.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)>

(133) Rosen, *op.cit.*(43), pp.5-6.

(134) 国防総省、GSA及びNASAが、適切な資金を伴う供給品及び役務の獲得について、全ての行政機関の利用のために提供する主要な規則である。48 C.F.R. §§ 1 et seq.

(135) 中心となる規定は、連邦規則法典（Code of Federal Regulations: CFR）第48編第52.222-50条（人身取引対策）である。Federal Acquisition Regulation: Ending Trafficking in Persons, 80 Fed. Reg. 4967 (January 29, 2015). CFRは、

な態様の人身取引を行うこと、②商業的性行為をあっせんすること、③強制労働を用いること、④被用者による自身の身元書類、入管関係書類等に対するアクセスを拒否すること<sup>(136)</sup>、⑤採用時等に、被用者に対して、労働条件等につき詐欺的な、又は誤解を生じさせるような行為を行うこと、⑥採用料金 (recruitment fees) を課すこと、⑦被用者が労働する国の安全性基準を満たさない住居を提供すること、⑧被用者の母国語で雇用契約書を提供しないこと等を禁ずる。

このうち、⑥の採用料金の意味を更に明確化する FAR の改正が、2018 年 12 月に行われた<sup>(137)</sup>。この改正規則によれば、採用料金とは、雇主が、人を労働のために勧誘し、面談し、訓練する等の様々な場面で、求人広告にかかる費用、旅券等の手配にかかる費用、母国から労働者を輸送するための費用、通訳料金等の採用に関連するあらゆる費用を、金銭での支払、給与の天引き等のあらゆる形態で労働者から回収するものをいう<sup>(138)</sup>。

国外での人身取引対策に関わるアメリカの政府機関には、国務省、労働省、国際開発庁、国土安全保障省が含まれる。これらの機関は、上記の FAR に準じたそれぞれの規則により、連邦契約における調達規制を定めている<sup>(139)</sup>。

なお、連邦省庁の契約者、下請契約者、被用者等による人身取引行為に対しては、刑事罰が定められている<sup>(140)</sup>。

## (2) 人身取引対策と 1961 年対外援助法の改正

アメリカの 2 国間の対外援助は、1961 年対外援助法<sup>(141)</sup>に基づいて行われ、①開発援助 (Development Assistance: DA)、②経済支援基金 (ESF)、③軍事援助の 3 つに大別できる<sup>(142)</sup>。1961 年対外援助法に対する TVPA による改正は、①の開発援助に関するものが 2 件、③の軍事援助に関するものが 1 件である。いずれも、人身取引対策を強化するものである。

### (i) 対外援助の概要

開発援助には、①グローバルヘルス<sup>(143)</sup>・プログラム (Global Health Programs: GHP)、②平和のための食料基金 (Food for Peace Act funds)、③民主化支援等が含まれる<sup>(144)</sup>。国務省と USAID がこれを行う。

連邦規則を法典化したものをいう。

(136) 法文に、例として旅券が明記され、被用者に対する支配を強めるために旅券を取り上げること等が禁止される。連邦規則法典第 48 編第 52.222-50 条 a 項中、“recruitment fees”の(1)(vi)。

(137) Federal Acquisition Regulation: Combating Trafficking in Persons-Definition of “Recruitment Fees,” 83 Fed. Reg. 65466 (December 20, 2018).

(138) 48 C.F.R. § 22.1702.

(139) “J. Activities or Actions to Enforce 22 U.S.C. § 7104(g) (Procurement Termination and Remedy Clauses),” *Attorney General’s Annual Report to Congress on U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons: Fiscal Year 2018*, pp.51-52. Department of Justice website <<https://www.justice.gov/d9/pages/attachments/2020/05/13/agtireport-fy2018.pdf>>

(140) 18 U.S.C. § 3271. 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注(5), pp.54-55.

(141) 前掲注(60)

(142) 中西泰造「アメリカ対外援助政策の再編と途上国開発」『経済論叢』161 巻 5・6 号, 1998.6, pp.520-521; 滝田賢治「8 現代アメリカの対外援助政策—構造と理念の変容—」坂本正弘・滝田賢治編著『現代アメリカ外交の研究』(中央大学社会科学研究所研究叢書 7) 中央大学出版部, 1999, pp.232-235. これらの論文で、独立した項目とされていた食料援助 (Food Aid, PL480) プログラムは 1998 会計年度まで対外援助に含められていたが、その後は外された。Emily M. Morgenstern and Nick M. Brown, “Foreign Assistance: An Introduction to U.S. Programs and Policy,” *CRS Report*, R40213, January 10, 2022, p.8. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R40213>> 2019 会計年度において、対外援助全体に占める割合は①開発援助 31%、② ESF10%、③軍事援助 29%であった。idem, p.6.

(143) 「地球規模課題としての保健」とも呼ばれる。アメリカでは、2 国間開発援助に占める割合はグローバルヘルス・プログラムが最も高く、エイズ、結核、マラリア等への対策・対処、母子保健の推進、家族計画等の取組を含む。idem, p.6.

(144) *ibid.*, pp.6-7.

経済支援基金は、特に国務省がアメリカの政治的及び戦略的な利益を推進するために柔軟に使用するプログラムであり<sup>(145)</sup>、グラント（贈与）、協力協定等として提供される。国務省と USAID がこれを行う。

軍事援助は、アメリカの国家安全保障上の目的を推進するために行う安全保障援助（Security Assistance）<sup>(146)</sup>の一部であり、①対外軍事売却（Foreign Military Sales: FMS）<sup>(147)</sup>、②外国軍事資金供与（FMF）、③国際軍事教育・訓練（IMET）、④超過国防備品（EDA）、⑤平和維持活動（PKO）のプログラム等が含まれる<sup>(148)</sup>。国務省が、②、③、⑤を、国防総省が残りのプログラムを運営する<sup>(149)</sup>。

## （ii）人身取引対策のための 1961 年対外援助法の改正

### （a）開発援助の被援助国に関する人権年次報告書

1961 年対外援助法の 1975 年改正は、開発援助の新しい類型を定める第 116 条の規定を設け、困窮者に直接援助する場合を除き、拷問、残酷な刑罰、起訴なしの長期拘禁、人の誘拐及び秘密拘禁による当該者の失踪等の人権侵害を行う国の政府に、アメリカの援助の提供を禁止した（合衆国法典第 22 編第 2151n 条）<sup>(150)</sup>。これは、開発援助の根拠としてよく知られた規定の 1 つである。

TVPA は、この被援助国等<sup>(151)</sup>につき、国務省が毎年作成し、連邦議会に提出する報告書<sup>(152)</sup>に、①当該国の政府省庁が人身取引に関与、許容等するか、②人身取引に対処する活動を行う政府省庁、③人身取引加害者の捜査、訴追等の取組、④人身取引被害者の保護に関する取組、⑤被害者化<sup>(153)</sup>の問題に取り組むか否か、⑥人身取引における国際犯罪人引渡し条約の遵守状

(145) 経済支援基金（ESF）は、1961 年対外援助法第 II 部（軍事援助）に規定が置かれ、政府開発援助（Official Development Assistance: ODA）の 3 条件を満たす軍事援助（戦略援助）のうち、経済援助でもある援助をいう。ODA の 3 条件は、(1) 中央政府機関又は中央政府系実施機関が、(2) 開発途上国の経済開発や福祉向上に貢献することを主たる目的として行う資金や技術の援助であり、(3) 資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないように、グラント・エレメント〔援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映しパーセントで表示される。〕が 25% 以上とされる。滝田 前掲注 (142), pp.232-233.

(146) 定義は、合衆国法典第 22 編第 2304 条 d 項 (2) 号参照。本稿に訳出。

(147) 「有償援助」、「有償援助調達」、「対外有償軍事援助」とも呼ばれる。大統領がアメリカの安全性を強化すると公式に認める場合には、外国及び国際組織に防衛の装備及び役務を売却できるとする規定。詳細は、次の文献参照。辻見士「有償援助（FMS）調達の概要と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1176, 2022.3.1, pp.1-2. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12132542\\_po\\_1176.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12132542_po_1176.pdf?contentNo=1)>

(148) 滝田 前掲注 (142), pp.239-241; “Security Assistance,” *op.cit.*(64).

(149) Morgenstern and Brown, *op.cit.*(142), p.10.

(150) 信夫隆司「一九七〇年代アメリカ外交政策における人権問題—対外援助制裁の実行、効果、限界を中心として—」『日本大学大学院法学研究年報』15 号, 1985.9, pp.6-7. 1961 年対外援助法の現在の形は、次の文献参照。“FOREIGN ASSISTANCE ACT OF 1961 [Public Law 87-195; Approved September 4, 1961][As Amended Through P. L.117-103, Enacted March 15, 2022].” GOVINFO website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1071/pdf/COMPS-1071.pdf>>

(151) 1979 年、国連加盟国で本法において人権報告の対象となっていない国にも、この条による報告義務が拡大された。信夫 同上, pp.10-11. それまでは、報告義務は、アメリカの援助を受ける国に限定されていた。

(152) 国務省は、この開発援助に関わる人権報告書と労働長官による最悪の形態の児童労働に関する報告書（前掲 IV1(2)(i)(c)）とを 1 つにまとめ、人権慣行国別報告書として公表している。“Country Reports on Human Rights Practices.” Department of State website <<https://www.state.gov/reports-bureau-of-democracy-human-rights-and-labor/country-reports-on-human-rights-practices>>

(153) 人身取引における「被害者化」とは、被害者が加害者により支配され、逃れることができない状況をいい、その中で被害者は様々な強要を受ける。「被害者化」により、しばしば、被害者が加害者から強要される行為としては、売春のほか、不法入国、薬物使用、薬物売買、不法侵入、窃盗等の犯罪がある。このような犯罪により有罪判決等を受けると、被害者は犯罪者とされ、就職、医療、教育、住宅補助、移民法上の救済等から排除される。しかし、実際には、被害者は、自由意思がない中で犯罪を強要されているのであるから、「被害者化」の直接の結果として行う犯罪については、被害者の責任を問うべきではないとされる。中川 前掲注 (5), pp.30-31



況等につき記載を求める。

### (b) 3P プロジェクト

1961年対外援助法に対する TVPA の改正は、開発援助の新しい類型を定める第 134 条の規定を設け、人身取引根絶のための最低基準（加害者の訴追（prosecution）、被害者の保護（protection）、人身取引の阻止（prevention））を満たそうとする国をアメリカが援助する 3P プロジェクトが定められた（合衆国法典第 22 編第 2152d 条）<sup>(154)</sup>。これは、大統領が直接に、又は非政府組織若しくは多国間組織を通じて、対象国に、人身取引の加害者を処罰するための刑事規定の起草、違反者の捜査・訴追、被害者の保護等の実施につき援助するものである。これに必要な資金は、開発援助の資金のほか、経済支援基金（ESF）の資金からも手当てされる。

### (c) 安全保障援助の被援助予定国に関する人権年次報告書

1961年対外援助法の 1974 年の改正は、軍事援助の新しい類型を定める第 502B 条の規定を設け、人権侵害を行う国の政府に、アメリカの軍事援助のうち、警察、国内諜報機関又は同様の法執行機関への安全保障援助の提供を禁止した（合衆国法典第 22 編第 2304 条）<sup>(155)</sup>。これは、軍事援助の根拠としてよく知られた規定の 1 つであるばかりではなく、人権侵害対策と対外援助制裁を連携させた一般立法<sup>(156)</sup>の原型とされる<sup>(157)</sup>。

TVPA は、国務省がこの安全保障援助を行う予定の国につき、同省が毎年作成し、連邦議会に提出する報告書に、①当該国の政府省庁が人身取引に関与、許容等するか、②人身取引に対処する活動を行う政府省庁、③人身取引加害者の捜査、訴追等の取組、④人身取引被害者の保護に関する取組、⑤被害者化の問題に取り組むか否か、⑥人身取引における国際犯罪人引渡し条約の遵守状況等につき記載を求める。

## おわりに

国と国との関係の在り方を、単一の課題により決めることは不可能であることから、人身取引対策に限らず、外交政策上の課題につき、その取組の成果を評価することは難しい。確かに、アメリカによる外交政策等における人身取引対策には、上記の制度説明に併記したような様々な問題点がある。しかし、アメリカの別の国益との衡量の結果、人身取引対策が貫徹されていないような場合も想定されるため、問題点だけを捉えて、当該対策にそもそも意味がないと判断することも、また行き過ぎではないかと思われる。

むしろ、アメリカの連邦議会が、同国の新旧の制度をあまねく利用し、外交政策等における人身取引対策のための体制を構築してきたことに注目すべきではないだろうか。特に、近年の貿易政策と人身取引政策の平仄を合わせるための取組や、財務省の役割の強化については、今後の展開も注目されよう。

（なかがわ かおり）

(154) Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons, "TIP Office Project Descriptions." Department of State website <<https://www.state.gov/tip-office-project-descriptions/>>

(155) 信夫 前掲注(150), p.6. 当初は法的拘束力を有しなかったが、1978年にこれを有するに至った。同, p.10.

(156) 一般法。特定の人、事物、行為又は地域に限定されることなく一般に適用される法。竹内昭夫ほか編『新法  
律学辞典 第三版』有斐閣, 1989, p.40.

(157) 信夫 前掲注(150), p.6.

## 略語一覧

AGOA	African Growth and Opportunity Act	アフリカ成長機会法
ATPA	Andean Trade Preference Act:	アンデス貿易選好法
ATPDEA	Andean Trade Promotion and Drug Eradication Act	アンデス諸国関税優遇及び麻薬撲滅法
BO	Beneficial Owner	実質的支配者
CBERA	Caribbean Basin Economic Recovery Act	カリブ海経済回復促進法
CBP	U.S. Customs and Border Protection	国土安全保障省税関国境警備局
CBTPA	U.S. Caribbean Basin Trade Partnership Act	環カリブ海貿易連携協定
CPC	Child Protection Compact	児童保護協定
DA	Development Assistance	開発援助
EDA	Excess Defense Articles	超過国防備品
ESF	Economic Support Fund	経済支援基金
FAR	Federal Acquisition Regulation	連邦調達規則
FinCEN	Financial Crimes Enforcement Network	財務省金融犯罪執行ネットワーク
FMF	Foreign Military Financing	外国軍事資金供与
FMS	Foreign Military Sales	対外軍事売却
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
GHP	Global Health Programs	グローバルヘルス・プログラム
GSA	U.S. General Services Administration	共通役務庁
GSP	Generalized System of Preferences	一般特惠関税制度
HSTC	Human Smuggling and Trafficking Center	人の密輸及び人身取引センター
ICE	U.S. Immigration and Customs Enforcement	国土安全保障省移民関税執行局
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IMET	International Military Education & Training	国際軍事教育・訓練
J/TIP	Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons	人身取引監視対処局
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OFAC	Office of Foreign Assets Control	外国資産統制室
OTFI	Office of Terrorism and Financial Intelligence	財務省テロ金融諜報局
PEMS	Program to End Modern Slavery	現代版奴隷制廃止プログラム
PITF	President's Interagency Task Force to Monitor and Combat Trafficking	人身取引監視対処省庁横断タスクフォース
PKO	Peace Keeping Operation	平和維持活動
SPOG	Senior Policy Operating Group	上級政策実施グループ
TPA	Trade Promotion Authority	貿易促進権限
TPP	Trans-Pacific Partnership	環太平洋経済連携協定
TVPA	Trafficking Victims Protection Act of 2000	2000年人身取引被害者保護法
TVPRA	Trafficking Victims Protection Reauthorization Act	人身取引被害者保護再授権法
USAID	United States Agency for International Development	合衆国国際開発庁
USMCA	United States-Mexico-Canada Agreement	アメリカ・メキシコ・カナダ協定
USTR	United States Trade Representative	合衆国通商代表
WROs	Withhold Release Orders	違反産品保留命令

# 外交政策等に関連する人身取引対策規定

(2021年12月16日現在)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 中川 かおり 訳

## 【目次】

合衆国法典

第19編 関税

第4章 1930年関税法

第1307条 囚人が製造する産品；輸入の禁止

第12章 1974年通商法

第2464条 審査及び連邦議会への報告書

第27章 超党派連邦議会による貿易優先順位及び説明責任

第4205条 貿易協定の実施（抄）

第22編 外交関係及び交渉

第32章 対外援助

第I部 国際開発

政策の宣言：開発援助の権限

第2151n条 人権及び開発の援助（抄）

第2152d条 人身取引の根絶のための最低基準を満たす外国への援助

第II部 軍事の援助及び売却

政策の宣言

第2304条 人権及び安全保障援助（抄）

第III部 一般及び行政上の規定

一般規定

第2370c条 定義

第2370c-1条 禁止

第2370c-2条 報告書

第78章 人身取引被害者の保護

第7101条 目的及び事実認定（略）

第7102条 定義

第7103条 人身取引監視対処省庁横断タスクフォース（抄）

第7103a条 重大な人身取引に対する連携の創出、構築及び強化

第7104条 人身取引の阻止

第7104a条 遵守計画及び証明要件

\* この翻訳は、合衆国法典「第19編 関税 (Title 19 Customs Duties)」、 「第22編 外交関係及び交渉 (Title 22 Foreign Relations and Intercourse)」及び「第34編 犯罪統制及び法執行 (Title 34 Crime Control and Law Enforcement)」から、外交政策等に関連する人身取引対策規定を訳出するものである。原文は、有料データベースのレクシス・アドバンスによる、公法律 117-73 号 (P.L.117-73. 2021.12.16.) による改正までを反映した合衆国法典を使用した (Lexis Advance 2020, Current through Public Law 117-73, approved December 16, 2021.)。訳文中の [ ] 内の語句は、訳者による補記である。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月1日である。

- 第 7104b 条 人身取引の監視及び調査
- 第 7104c 条 監察総監への通知及び政府との協力
- 第 7104d 条 解釈規則；発効日
- 第 7104e 条 外国で苦情を受領することを通じた合衆国における将来の人身取引の阻止
- 第 7105 条 人身取引被害者の保護及び援助（抄）
- 第 7105a 条 人身取引対策プログラムの有効性の向上
- 第 7105b 条 国内被害者スクリーニング手続（略）
- 第 7106 条 人身取引の根絶のための最低基準
- 第 7107 条 最低基準を遵守しない政府に対する措置
- 第 7108 条 重大な人身取引加害者に対する措置
- 第 7109 条 人身取引の加害者の訴追及び罰則の強化（略）
- 第 7109a 条 国内外における人身取引に関する調査
- 第 7109b 条 人身取引に対処するための卓越した取組のための大統領賞
- 第 7110 条 歳出の授権（抄）
- 第 7111 条 国務長官による報告書
- 第 7112 条 強制労働及び児童労働の監視及び対処に関する追加の活動
- 第 7113 条 説明責任
- 第 7114 条 現代版奴隷制廃止のための取組

#### 第 34 編 犯罪統制及び法執行

##### 第 II 節 児童及び他の者の保護

- 第 215 章 旅行する性犯罪者の事前通知
  - 第 21501 条 事実認定（略）
  - 第 21502 条 定義
  - 第 21503 条 エンジェル・ウォッチ・センター
  - 第 21504 条 連邦保安官局による通知
  - 第 21505 条 実施
  - 第 21506 条 相互通知
  - 第 21507 条 実施計画
  - 第 21508 条 技術支援
  - 第 21509 条 歳出の授権
  - 第 21510 条 解釈規則

## 第19編 関税

### 第4章 1930年関税法

#### 第1307条 囚人が製造する産品；輸入の禁止

刑事罰に基づく囚人労働又は／及び強制労働又は／及び年季契約労働<sup>(1)</sup>により、外国で、全体又は一部が採掘され、生産され、製造される全ての産品、商品、製品及び品物は、合衆国のいかなる港にも陸揚げされる適格性がなく、及びその輸入は禁止されており、財務長官は、この規定の執行のために必要である場合に規則を制定する権限を付与され、及び指示される。

この条の規定に用いられる「強制労働」とは、実施しないことにより不利益を受ける脅威の下である者が強要される、及び当該者が自発的に提供しない、全ての労働又は役務をいう。この条の適用上、「強制労働又は／及び年季契約労働」には、児童の強制労働又は年季契約労働を含む。

### 第12章 1974年通商法

#### 第2464条 審査及び連邦議会への報告書

大統領は、連邦議会に対し、最悪の形態の児童労働<sup>(2)</sup>の根絶に関する国際的約束の受益開発途上国<sup>(3)</sup>における実施についての労働長官の事実認定を含む、各当該国における国際的に認識される労働者の権利<sup>(4)</sup>の状況についての年次報告書<sup>(5)</sup>を提出する。

(1) indentured labor. 18歳未満の児童を、処罰等により実行が担保される契約に基づき労働させることをいう。

(2) 19 U.S.C. § 2467(6). この規定は、「最悪の形態の児童労働」を次のものとする。

(A) 武力紛争における利用のための強制的又は義務的な児童の採用を含む、児童の売却若しくは人身取引、債務拘束及び農奴制又は強制的若しくは義務的な労働といった全ての態様の奴隷制又は奴隷制類似の慣行

(B) 売春の目的で、ポルノを製作する目的で、又はポルノ的な目的で、児童を利用し、收受し、又は提供すること。

(C) 麻薬の製造及び取引のために特に違法な活動に児童を利用し、收受し、又は提供すること。

(D) 仕事の性質又は遂行における状況が、児童の健康、安全又は品行方正さを損なうような仕事

(3) beneficiary developing countries. 貿易特惠プログラムの恩恵を受ける開発途上国をいい、これらの国は、大統領令等により受益開発途上国として指定されている必要がある (19 U.S.C. § 2462)。貿易特惠プログラムとは、相手国に対して、アメリカ市場への一時的な、非互恵的な、又は関税免除（若しくは関税引下げ）のアクセスを許容するプログラムである。一般特惠関税制度 (GSP)、環カリブ海貿易連携協定 (CBTPA) 等の規定に基づくプログラム等。

(4) 19 U.S.C. § 2467(4). この規定は、「国際的に認識される労働者の権利」を次のものとする。

(A) 団結権

(B) 組織し、及び団体交渉を行う権利

(C) いかなる形態の強制的又は義務的な労働の利用の禁止

(D) 児童の就業最低年齢及び第6項の規定に定める最悪の形態の児童労働の禁止

(E) 最低賃金、労働時間及び職業安全衛生に関する適正な労働条件

(5) 国務省は、この労働長官による最悪の形態の児童労働に関する報告書と開発援助に関わる人権年次報告書 (22 U.S.C. § 2151n) とを1つにまとめ、人権慣行国別報告書として公表している。Country Reports on Human Rights Practices, Department of State website <<https://www.state.gov/reports-bureau-of-democracy-human-rights-and-labor/country-reports-on-human-rights-practices>>

## 第 27 章 超党派連邦議会による貿易優先順位及び説明責任

### 第 4205 条 貿易協定の実施 (抄)

#### (a) 一般規定

- (1) 通知及び提出 第 103 条 b 項<sup>(6)</sup>の規定に基づき締結される協定は、次の全ての事項を満たす場合（かつその場合にのみ）に、合衆国について効力を生ずる。
- (A) 大統領は、貿易協定を締結する日から 90 日以上前に、協定を締結する大統領の意図を下院及び上院に通知し、並びにその後直ちに当該意図の通知を連邦行政命令集<sup>(7)</sup>に公表する。
- (B) 大統領は、協定を締結する日から 60 日以上前に、合衆国通商代表部 [USTR] の公衆にアクセス可能なウェブサイト上に、協定の本文を公表する。
- (C) 協定を締結してから 60 日以内に、大統領は連邦議会に、合衆国が協定を遵守するために必要であると大統領が思料する既存の法律の改正についての説明を提出する。
- (D) 大統領は、連邦議会に、(E) の規定に基づき資料を提出する 30 日以上前に、次の両者を提出する。
- (i) 協定を実施するために提案される行政措置の草案
- (ii) 協定の最終的な条文の写し
- (E) 協定を締結した後、大統領は連邦議会に、両院が開会している日に、協定の最終的な条文の写しを、次の全てのものと共に提出する。
- (i) 第 103 条 b 項 (3) 号<sup>(8)</sup>の規定に定める実施法案の草案
- (ii) 貿易協定を実施するために提案された行政措置の説明
- (iii) (2) 号 (A) の規定に定める補足情報
- (F) 実施法案が制定されること。
- (G) 大統領は、協定の一方当事者に協定の効力が生じる日から 30 日以内に、連邦議会に対し、協定が発効する日に効力を生ずる協定の規定を遵守するために必要な措置を一方当事者が講ずると判断した旨の書面による通知を提出する。

#### (2) 補足情報

- (A) 一般規定 (1) 号 (E)(iii) の規定に基づき求められる補足情報は、次の両者から成る。
- (i) 実施法案及び提案された行政措置が、既存の法律を改正し、又は影響を及ぼす方法についての説明
- (ii) 次の両者の説明
- (I) この編<sup>(9)</sup>の適用可能な目的、政策、優先順位及び目標の達成を、協定が前進させることの主張
- (II) 次の事項に関する大統領の理由付け

(6) 19 U.S.C. § 4202(b). 関税障壁及び非関税障壁に関する合意に関する規定。

(7) Federal Register. 連邦官報とも呼ばれる。大統領令、連邦規則案、連邦最終規則等のほか、連邦省庁が公示する必要があると思料する情報も収録される。

(8) 19 U.S.C. § 4202(b)(3). 貿易権限手続（後掲注 (10) 参照）に適格な法案に関する規定。

(9) 「この編」は、2015 年貿易優先順位責任法第 1 編（Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015, P.L.114-26, Title I.）を指す。

- (aa) (I) の規定に言及される適用可能な目的、政策及び目標の達成を、協定が前進させる方法及び程度
- (bb) 以前交渉された協定の規定を今回の協定が変更するか否か及び変更する方法
- (cc) 協定が合衆国の通商上の利益となる方法
- (dd) 第 103 条 b 項 (3) 号の規定に定める基準を実施法案が満たす方法
- (B) (略)
- (3) ~ (4) (略)
- (b) 貿易権限手続<sup>(10)</sup>の制限
  - (1) ~ (5) (略)
  - (6) 2000 年人身取引被害者保護法を遵守していない国との協定に関する手続の制限
    - (A) 一般規定 貿易権限手続は、直近の人身取引年次報告書<sup>(11)</sup>において、第 3 層<sup>(12)</sup>に掲載される国について、第 103 条 b 項の規定に基づき締結される単一の又は複数の協定に関して提出される実施法案に適用されてはならない。
    - (B) 除外
      - (i) 除外の行使 大統領が、(A) の規定が適用される国が、直近の人身取引年次報告書における当該国についての主要な勧告を実施するために具体的な措置<sup>(13)</sup>を講じたと述べる書簡を、議会の該当する委員会に提出する場合には、(A) の規定に基づく禁止は、当該国との単一の又は複数の貿易協定に適用されてはならない。
      - (ii) 書簡の内容；公衆の入手可能性 ある国について、(i) の規定に基づき提出される書簡は、次の全ての事項を満たす。
        - (I) (i) の規定に定める主要な勧告を実施するために当該国が講ずる具体的な措置の説明を含むこと。
        - (II) それぞれの具体的な措置の信頼できる証拠を提供する補足文書を伴うこと。これには、採択され、又は改正される関係する法律又は規則の規定の写し及び適切な場合には、当該国により行われた執行措置を含む。
        - (III) 公衆に入手可能とされること。
    - (C) 一定の判断の変更のための特別規則 暦年の 2014 年以後に提出される人身取引年次報告書において、ある国が第 3 層に掲載され、かつ、その次の暦年において提出される

(10) Trade Authority Procedure. 大統領に付与される貿易促進権限 (Trade Promotion Authority: TPA, 19 U.S.C. § 4205(a) (1)) 手続を指す。アメリカ憲法上、通商は、本来は連邦議会の権限である。議会が大統領に授権する TPA は、円滑な自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) の交渉や締結に必須とされる。TPA に基づき、貿易協定締結前又は貿易協定実施法案の連邦議会への提出前の、連邦議会に対する報告・協議を大統領に義務付けることで、貿易協定の締結・実施に係る連邦議会の見解・勧告が通商代表部等の行政省庁に十分考慮・検討されるため、連邦議会に貿易協定実施法案が提出される前に、法律の改正・制定が必要な事項も含め、諸課題の解決が図られる。信太道子「米国の TPA (貿易促進権限) の復活に向けた動向」『Research Bureau 論究』10 号, 2013.12, pp.80-81. <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/2013ron10.pdf/\\$File/2013ron10.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/2013ron10.pdf/$File/2013ron10.pdf)>

(11) 22 U.S.C. § 7107(b)(1). アメリカ及び外国の政府による人身取引に対する取組状況を記述し、4 ランクのいずれかに格付する報告書に関する規定。本稿に訳出。

(12) 22 U.S.C. § 7107(b)(1)(C). 人身取引年次報告書の 4 ランクのうち、最低ランクである第 3 層に関する規定。本稿に訳出。

(13) 22 U.S.C. § 7102(5). 活発な捜査、確定された有罪判決等を含む、人身取引の根絶のための最低基準を満たすための政府の取組の向上を証明する措置をいう。本稿に訳出。

人身取引年次報告書において第2層監視リスト<sup>(14)</sup>に掲載される場合には、大統領は、適切な場合には、当該証拠を提供する文書の写しを添えて、連邦議会の該当する委員会に対し、次の両者に従い、当該国のリストの変更を支持する信頼できる証拠の詳細な説明を提出する。

(i) 暦年の2015年に提出される人身取引年次報告書に反映されるリストの変更の場合には、2015年貿易促進・貿易執行法<sup>(15)</sup>の制定日〔2016年2月24日〕から90日以内に行うこと。

(ii) 暦年の2016年以後に提出される人身取引年次報告書に反映されるリストの変更の場合には、当該報告書の提出日から90日以内に行うこと。

(D) 連邦議会の見解 人身取引年次報告書における判断過程の一貫性は、国の格付及び報告書の評価の実質に関する判断を含めて尊重されるべきであり、及び無関係の考慮に影響を受けるべきではないというのが連邦議会の見解である。

(E) 定義 この〔6〕号の規定において、次のとおりとする。

(i) 人身取引年次報告書 「人身取引年次報告書」とは、2000年人身取引被害者保護法第110条<sup>(16)</sup>b項(1)号の規定に基づき求められる人身取引年次報告書をいう。

(ii) 連邦議会の該当する委員会 「連邦議会の該当する委員会」とは、次の両者をいう。

(I) 下院の歳入委員会及び外交問題委員会

(II) 上院の財政委員会及び外交委員会

(iii) 第2層監視リスト 「第2層監視リスト」とは、2000年人身取引被害者保護法第110条b項(2)号(A)(iii)の規定に基づき求められる国のリストをいう。

(iv) 第3層の国 「第3層の国」とは、2000年人身取引被害者保護法第110条b項(1)号(C)の規定に基づき求められる国のリストに掲載される国をいう。

(c) (略)

## 第22編 外交関係及び交渉

### 第32章 対外援助

#### 第1部 国際開発

##### 政策の宣言：開発援助の権限

(14) 22 U.S.C. § 7107(b)(2)(A)(iii). 人身取引報告書の4ランクのうち、第2層監視リストに関する規定。本稿に訳出。

(15) Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015, P.L.114-125. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ125/PLAW-114publ125.pdf>>

(16) 22 U.S.C. § 7107. 最低基準を遵守しない政府に対する措置に関する規定。本稿に訳出。



第 2151n 条 人権及び開発の援助<sup>(17)</sup> (抄)

(a) 援助を禁止する侵害：生活困窮者への援助 この部<sup>(18)</sup>の規定に基づき、拷問若しくは残酷で、非人道的若しくは尊厳を損なう処遇若しくは処罰、起訴なしの長期の拘禁、人の誘拐及び秘密の拘禁による当該者の失踪の出来（しゅったい）又は他の人の生命、自由及び安全に対する権利の顕著な拒否を含む、国際的に認識される人権について一貫した形態の重大な侵害を行う国の政府に、援助が提供されることはない。ただし、当該援助が、当該国の生活困窮者に直接給付される場合を除く。

(b)～(c) (略)

(d) 下院議長及び上院の外交委員会への報告 国務長官は、毎年 2 月 25 日までに、下院議長及び上院の外交委員会に、次の事項に関する十分に完全な報告書<sup>(19)</sup>を提出する。

(1)～(12) (略)

(e) (略)

(f) 深刻な態様の人身取引<sup>(20)</sup>に関する国別報告書

(1) d 項の規定により求められる報告書には、次の事項を含む。

(A) それぞれの外国における 2000 年人身取引被害者保護法第 103 条<sup>(21)</sup>の規定により定

(17) 1961 年対外援助法第 116 条。1975 年の法改正により、1961 年対外援助法に追加された。信夫隆司「一九七〇年代アメリカ外交政策における人権問題—対外援助制裁の実行、効果、限界を中心として—」『日本大学大学院法学研究年報』15 号, pp.6-7. 1961 年対外援助法は、開発援助、経済支援基金（後掲註 (26)）、軍事援助等のアメリカの 2 国間援助のほか、多国間援助を規制する法律であり、「合衆国法典第 22 編第 32 章 対外援助」に法典化され、その構成は次のとおりである。（太字は、本稿に言及がある部・節）

## 第 I 部 国際開発 (§§ 2151–2296f)

第 1 節 政策宣言；**開発援助**の権限 (§§ 2151–2152k)

第 2 節 **他のプログラム** (§§ 2191–2200b)

第 3 節～第 7 節 (略)

第 8 節 **国際麻薬規制** (§§ 2291–2291k)

第 9 節 **国際災害援助** (§§ 2292–2292q)

第 10 節 **アフリカ開発基金** (§§ 2293–2294)

第 11 節～第 12 節 (略)

## 第 II 部 軍事の援助及び売却 (§§ 2301–2349bb–6)

第 1 節 政策宣言 (§§ 2301–2305)

第 2 節 **軍事援助** (§§ 2311–2323)

第 3 節 対外軍事売却 (§§ 2341–2345)

第 4 節 **経済支援基金 (ESF)** (§§ 2346–2346c)

第 5 節 **国際軍事教育・訓練** (§§ 2347–2347h)

第 6 節 **平和維持活動** (§§ 2348–2348d)

第 7 節 イスラエルにおける航空基地建設 (§§ 2349–2349b)

第 8 節 **テロ対策援助** (§§ 2349aa–2349aa-10)

第 9 節 (略)

## 第 III 部 一般及び行政上の規定 (§§ 2351–2429b)

## 第 IV 部 熱帯雨林を有する開発途上国のための債務削減 (§§ 2431–2431k)

## 第 V 部 中欧援助 (§ 2441)

(18) 1961 年対外援助法第 I 部。開発援助に関する規定。

(19) 国務省は、この開発援助に関わる人権年次報告書と労働長官による最悪の形態の児童労働に関する報告書（19 U.S.C. § 2464）とを 1 つにまとめ、人権慣行国別報告書として公表している。“Country Reports on Human Rights Practices,” Department of State website <<https://www.state.gov/reports-bureau-of-democracy-human-rights-and-labor/country-reports-on-human-rights-practices>>

(20) 22 U.S.C. § 7102(11). 深刻な態様の人身取引を定義する規定。本稿に訳出。

(21) 22 U.S.C. § 7102. 合衆国法典第 22 編第 78 章（人身取引被害者の保護）における定義を定める規定。本稿に訳出。

められる深刻な態様の人身取引の性質及び程度についての説明

- (B) 深刻な態様の人身取引被害者の出身地国、経由地国又は目的地国である各国についての、当該人身取引に対処する当該国の政府による取組の評価。評価は、次の事項を扱う。
- (i) 当該国の政府当局が人身取引に関与し、助長し、又は容認しているか否か。
  - (ii) 人身取引に対処する活動に関与する当該国の政府当局
  - (iii) 政府職員が人身取引に関与し、助長し、又は容認することを禁止するために、当該職員に対する捜査、訴追及び有罪判決を含め、当該国の政府が講ずる措置
  - (iv) 深刻な態様の人身取引に関わる者の捜査、訴追及び有罪判決、当該人身取引に対する刑事罰及び行政罰並びに当該人身取引を根絶し、又は削減するための当該処罰の有効性を含め、他の者が当該人身取引に関与することを禁ずるために当該国の政府が講ずる措置
  - (v) 被害者が当該人身取引の加害者、政府職員又は他の者から更に被害を受けることを阻止するための取組、退去強制からの救済措置並びに精神面及び身体面でのケア及びシェルターの提供を含めた人道的救済の提供を含め、当該人身取引の被害者を支援するために当該国の政府が講ずる措置
  - (vi) 当該国の政府が、要請を受けて人身取引の加害者を引き渡すよう他国の政府と協力しているか否か、又は当該協力が当該国の法律若しくは当該国が締約国となる引渡条約と矛盾する場合には、当該国の政府が、当該協力が許容されるように当該法律及び条約を改正し、又は代替する全ての適切な措置を講ずるか否か。
  - (vii) 当該国の政府が、国境を越える人身取引ネットワークの国際的捜査及び深刻な態様の人身取引に対処するための他の協力取組を支援するか否か。
  - (viii) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引被害者を、取引の対象とされたことによる要因に基づき起訴することを差し控えているか否か<sup>(22)</sup>、及び当該被害者に対して他の差別的処遇をすることを差し控えているか否か。
  - (ix) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引被害者の権利を認識し、及び司法制度の活用を保証するか否か。

(C) 国務長官が適切と思料する人身取引に関係する他の情報

- (2) (1)号の規定の適用上、データを収集し、及び評価を行うに当たり、合衆国の在外公館の職員は、人権団体及び他の適切な非政府組織と協議する。

(g) 児童結婚の状況

- (1) 一般規定 d項の規定に基づき求められる報告書は、児童結婚がまん延する国ごとに、当該国の児童結婚の慣行の状況についての説明を含むよう求められる。
- (2) 用語の定義 この [g] 項の規定において、「児童結婚」とは、次の事項を満たす女兒又は男児の結婚をいう。

(A) 女兒又は男児が居住者である国の法律に基づき、結婚最低年齢より若いこと。

(22) 人身取引の被害者は、自由意思がない中で、加害者から不法入国、売春、薬物使用等の犯罪を強要されているのであるから、人身取引の結果として行われる犯罪については、被害者の責任を問うべきではないとされる。この、いわゆる「被害者化」について、当局が考慮しているか否かについての規定である。中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—捜査及び訴追を中心に—」『外国の立法』No.284, 2020.6, pp.30-31 <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11499058\\_po\\_02840002.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11499058_po_02840002.pdf?contentNo=1)> を参照。

(B) そのような法律がない場合には、18歳未満であること。

### 第2152d条 人身取引の根絶のための最低基準を満たす外国への援助<sup>(23)</sup>

(a) 権限 大統領は、(2000年人身取引被害者保護法第103条<sup>(24)</sup>の規定に定める) 人身取引の根絶のための最低基準を満たすよう設計されたプログラム、プロジェクト及び活動のために直接に、又は非政府組織及び多国間組織を通じて、外国に次の全ての事項を含む援助を提供する権限を有する。

- (1) 人身取引行為を禁止し、及び罰するための法律の起草
- (2) 性的搾取を伴う人身取引に係る者及び団体の捜査を含む、人身取引加害者の捜査及び訴追
- (3) 被害者の保護のための施設、プログラム、プロジェクト及び活動の創設及び維持
- (4) 人身取引に対処するための、政府及び非政府の職員のための交換プログラム及び国際訪問者プログラムの拡大

(b) 資金 (この法律<sup>(25)</sup>の第II部第4節 [経済支援基金]<sup>(26)</sup>の規定を含む) この部の他の規定及び1989年東欧民主化支援法<sup>(27)</sup>の規定を実施するために入手可能な金額は、この条の規定を実施するために入手可能とされる。援助は、同法第660条<sup>(28)</sup>の規定にかかわらず、この条の規定に基づき提供される。

## 第II部 軍事の援助及び売却

### 政策の宣言

### 第2304条 人権及び安全保障援助<sup>(29)</sup> (抄)

(a) 外交政策の主要な目標としての人権の遵守；実施要件

- (1) 合衆国は、国際連合 [UN] 憲章に定められる国際的な義務に従い、及び合衆国の憲法上の遺産及び伝統を維持して、人種、性別、言語又は信教についての差別なしに世界中で

(23) 1961年対外援助法第134条。開発援助の1形態として、2000年人身取引被害者保護法 (Trafficking Victims Protection Act of 2000 (TVPA), P.L.106-386, § 109.) により設けられた。人身取引根絶のための最低基準 (加害者の訴追 (prosecution)、被害者の保護 (protection)、人身取引の阻止 (prevention) の3つのP) を満たそうとする国を援助するプロジェクトであることから、3Pプロジェクトと通称される。

(24) 前掲注(21)

(25) 1961年対外援助法。

(26) 経済支援基金 (Economic Support Fund: ESF) とは、政府開発援助 (Official Development Assistance: ODA) の3条件を満たす軍事援助 (戦略援助) のうち、経済援助でもある援助をいう。アメリカの政治的及び戦略的な利益を進展させるために柔軟に使用されるプログラムである。

(27) Support for East European Democracy (SEED) Act of 1989, 22 U.S.C. §§ 2346 et seq. 経済支援基金 (ESF) に関する規定。冷戦構造が消滅した後、アメリカの戦略的な関心は旧ソ連・東欧圏に限定されていき、これら地域の市場経済への移行を援助することがアメリカにとって最も緊急の世界的課題となった。その中で制定されたのが、当該法律である。安藤次男「第14章 アメリカの対外援助政策の特質—人間の安全保障論とアメリカ帝国論にかかわって—」佐藤誠・安藤次男『人間の安全保障—世界危機への挑戦—』東信堂, 2004, p.340.

(28) 22 U.S.C. § 2420. 1961年対外援助法の資金により、警察、刑務所又は他の法執行力に対して訓練又は助言を提供し、又は金融支援を行うことを原則として禁止する規定。

(29) 1961年対外援助法第502B条。1974年の法律により、1961年対外援助法に新設された。当初は法的拘束力を有しなかったが、1978年にこれを有するに至った。この条は、人権侵害と対外援助制裁を連携させた一般立法の原型とされる。信夫 前掲注(17), pp.6, 10.

人権及び基本的な自由がより尊重されることを促進し、及び奨励する。したがって、合衆国の外交政策の主要な目標は、国際的に認識される人権が全ての国によって、より遵守されることを促進することにある。

- (2) この条の規定において特定される状況を除き、政府が国際的に認識される人権について一貫した形態の重大な侵害を行ういかなる国に対しても安全保障援助<sup>(30)</sup>は提供されてはならない。安全保障援助は、当該国の警察、国内諜報機関又は同様の法執行機関に提供されてはならず、並びに（許可が1979年輸出管理法<sup>(31)</sup>に基づき発行される場合には、）大統領が下院議長、上院の外交委員会委員長及び上院の銀行住宅都市問題委員会委員長に対し、書面で当該援助の提供及び当該許可の発行を正当化する特別の事情が存在することを証明しない限り、政府が国際的に認識される人権について一貫した形態の重大な侵害を行う国への犯罪統制並びに捜査の機器及び装備の輸出のために、1979年輸出管理法に基づき許可が発行されてはならない。大統領が書面で下院議長及び上院の外交委員会委員長に対して、書面で当該援助の提供を正当化する特別の事情が存在することを証明しない限り、政府が国際的に認識される人権について一貫した形態の重大な侵害を行う国に対して、この部の第5節<sup>(32)</sup>の規定に基づき、援助は行われてはならない。
- (3) (1)号及び(2)号の規定を推進するに当たり、大統領は、人権を促進し、及び前進させる方法で合衆国の国際安全保障援助プログラムを策定し、及び実施するよう指示され、並びに国際法に違反し、又はこの条若しくは他の規定に表明される合衆国の政策に反して、国際的に認識される人権及び基本的な自由を当該国民に拒否する政府と、当該プログラムを通じて、合衆国が同一視されることを回避するよう指示される。
- (4) ある国の政府が、国際的に認識される人権について一貫した形態の重大な侵害を行うか否かを判断するに当たり、大統領は、当該政府の次の事項について、特別の考慮を行う。
- (A) 1998年国際信教の自由法第3条<sup>(33)</sup>に定める、信教の自由の特に重大な侵害に関与し、又は許容したか否か。
- (B) 信教の自由の特に重大な侵害に対処する真剣で継続的な取組を、それが相当に実行され得たにもかかわらず、実行しなかったか否か。
- (b) 提案された被援助国の慣行に関する國務長官による報告書；検討 國務長官は、安全保障援助の被援助国として提案された各国における国際的に認識される人権の遵守及び尊重に関する慣行に関し、民主化・人権・労働担当國務次官の援助及び国際的な信教の自由に関する特命大使の援助を受けて、各会計年度のために提案される安全保障プログラムのための提示資料の一部として、連邦議会に十分かつ完全な報告書を提出する。（以下略）。
- (c) (略)
- (d) 定義 この条の適用上、次のとおりとする。
- (1) 「国際的に認識される人権の重大な侵害」には、拷問若しくは残酷で、非人道的若しくは尊厳を損なう処遇若しくは処罰、起訴及び裁判なしの長期の拘禁、人の誘拐及び秘密の拘禁による当該者の失踪の出来並びに他の人の生命、自由又は安全に対する権利の顕著な

(30) 合衆国法典第22編第2304条d項(2)号に定義がある。本稿に訳出。

(31) 50 U.S.C. §§ 4601 et seq.

(32) 1961年対外援助法第II部第5節。国際軍事教育・訓練に関する規定。

(33) 22 U.S.C. § 6402. 信教の自由の定義に関する規定。

拒否を含む。

(2) 「安全保障援助」とは、次のいずれかをいう。

(A) この部<sup>(34)</sup>の第2節（軍事援助）、第4節（経済支援基金）<sup>(35)</sup>、第5節（軍事教育・訓練）、第6節（平和維持活動）又は第8節（テロ対策援助）の規定に基づく援助

(B) 武器輸出管理法<sup>(36)</sup>に基づく防衛の備品又は役務の売却、信用供与（信用加入を含む。）及び債務保証

(C) 外国の軍隊、警察、諜報機関又は他の当該国内の安全保障機関への、又はこれらのための次のいずれかの物の輸出に関する有効な許可

(I) 武器輸出管理法第38条<sup>(37)</sup>に基づく防衛の備品又は役務

(II) 連邦規則法典<sup>(38)</sup>第15編B部第774節第1補遺に含まれる通商規制リストの第600番台にリストされる物品

(e)～(g)（略）

(h) 深刻な態様の人身取引に関する国別報告書

(1) b項の規定により求められる報告書には、次の事項を含む。

(A) それぞれの外国における2000年人身取引被害者保護法第103条<sup>(39)</sup>の規定により定められる深刻な態様の人身取引の性質及び程度についての説明

(B) 深刻な態様の人身取引被害者の出身地国、経由地国又は目的地国である各国についての、当該人身取引に対処する当該国の政府による取組の評価。評価は、次の事項を扱う。

(i) 当該国の政府当局が人身取引に関与し、助長し、又は容認しているか否か。

(ii) 人身取引に対処する活動に関与する当該国の政府当局

(iii) 政府職員が人身取引に関与し、助長し、又は容認することを禁止するために、当該職員に対する捜査、訴追及び有罪判決を含め、当該国の政府が講ずる措置

(iv) 深刻な態様の人身取引に関わる者の捜査、訴追及び有罪判決、当該人身取引に対する刑事罰及び行政罰並びに当該人身取引を根絶し、又は削減するための当該処罰の有効性を含め、他の者が当該人身取引に関与することを禁ずるために当該国の政府が講ずる措置

(v) 被害者が当該人身取引の加害者、政府職員又は他の者から更に被害を受けることを阻止するための取組、退去強制からの救済措置並びに精神面及び身体面でのケア及びシェルターの提供を含めた人道的救済の提供を含め、当該人身取引の被害者を支援するために当該国の政府が講ずる措置

(vi) 当該国の政府が、要請を受けて人身取引の加害者を引き渡すよう他国の政府と協力しているか否か、又は当該協力が当該国の法律若しくは当該国が締約国となる引渡条約と矛盾する場合には、当該国の政府が、当該協力が許容されるように当該法律及び条約を改正し、又は代替する全ての適切な措置を講ずるか否か。

(vii) 当該国の政府が、国境を越える人身取引ネットワークの国際的捜査及び深刻な態

(34) 1961年対外援助法第II部。軍事の援助及び売却の規定。

(35) 前掲注(26)

(36) Arms Export Control Act, 22 U.S.C. §§ 2751-2799aa-2.

(37) 22 U.S.C. § 2778. 軍備品の輸出入の統制に関する規定。

(38) Code of Federal Regulations: CFR. CFRは、連邦規則を法典化したものをいう。

(39) 前掲注(21)

様の人身取引に対処するための他の協力取組を支援するか否か。

(viii) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引被害者を、取引の対象とされたことによる要因に基づき起訴することを差し控えているか否か、及び当該被害者に対して他の差別的処遇をすることを差し控えているか否か。

(ix) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引被害者の権利を認識し、及び司法制度の活用を保証するか否か。

(C) 国務長官が適切と思料する人身取引に関係する他の情報

(2) (1)号の規定の適用上、データを収集し、及び評価を行うに当たり、合衆国の在外公館の職員は、人権団体及び他の適切な非政府組織と協議する。

(i) ~ (j) (略)

### 第 III 部 一般及び行政上の規定

#### 一般規定

#### 第 2370c 条 定義

この編<sup>(40)</sup>の規定において、次のとおりとする。

(1) 連邦議会の該当する委員会「連邦議会の該当する委員会」とは、次のものをいう。

(A) 上院の外交委員会

(B) 上院の歳出委員会

(C) 下院の外交問題委員会

(D) 下院の歳出委員会

(2) 児童兵 児童の権利条約選択議定書<sup>(41)</sup>の規定と合致して、「児童兵」とは、次の両者を満たす者をいう。

(A) 次のいずれかの者をいう。

(i) 政府の軍隊、警察又は他の治安部隊の構成員として、直接に戦闘に加わる 18 歳未満の者

(ii) 政府の軍隊、警察又は他の治安部隊に強制的に採用される 18 歳未満の者

(iii) 政府の軍隊、警察又は他の治安部隊に自発的に採用される 15 歳未満の者

(iv) 国の軍隊とは別の武装集団により戦闘に採用され、又は利用される 18 歳未満の者

(B) 料理人、荷物運搬人、メッセンジャー、医療従事者、警備員又は性奴隷といった支援的任務を行う者を含め、何らかの能力により役務を行う (A) の (ii)、(iii) 又は (iv) の規定に定める者を含む。

(40) 合衆国法典第 22 編第 2370c 条～第 2370c-2 条の規定は、2008 年ウィリアム・ウィルバフォース人身取引被害者保護再授權法 (William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, P.L.110-457. <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ457/PLAW-110publ457.pdf>>) により制定され、「この編」は当該法律の第 4 編を指す。

(41) Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict, A/RES/54/263, ANNEX I.

## 第 2370c-1 条 禁止

- (a) 一般規定 児童兵を採用し、又は利用する、民兵組織、市民軍又は民間防衛隊を含む、政府の軍隊、警察若しくは他の治安部隊又は政府の支援する武装集団を有するとして、b 項の規定に基づき明確に特定される国の政府に対して、この編の規定の違反がなければ権限又は許可が利用され、又は発行されるであろう会計年度に先立つ直近の会計年度において、b 項から f 項までの規定に従い、1961 年対外援助法第 516 条<sup>(42)</sup>、第 541 条<sup>(43)</sup>及び第 551 条<sup>(44)</sup>又は武器輸出管理法第 23 条<sup>(45)</sup>の規定に定める権限は、援助を提供するために利用されてはならず、及び軍装備品の直接の商業売却のための許可が発行されてはならない。
- (b) 基準に違反する国の特定及び通知
- (1) 外国政府のリストの公表 国務長官は、この編の規定に基づく基準に違反し、及び a 項の規定に定める禁止に服する外国政府のリストを、2000 年人身取引被害者保護法第 110 条 b 項<sup>(46)</sup>に基づき求められる報告書に含める。
- (2) 通知
- (A) 一般規定 2000 年人身取引被害者保護法第 110 条 b 項の規定に基づき各報告書が提出された日から 45 日以内に、国務長官は、(1) 号の規定に基づくリストに含まれる各政府に当該政府が当該リストに含まれていることを公式に通知する。
- (B) 連邦議会への通知 報告書に関する(A)の規定に基づき求められる全ての通知を行った後、実行可能な限り直ちに、国務長官は、(A)の規定の要件が満たされたことを連邦議会の該当する委員会に通知する。
- (c) 国益による免除
- (1) 免除 大統領は、当該免除が合衆国の国益であると判断し、及び連邦議会の該当する委員会に対して、当該国の政府が児童兵の問題に取り組む効果的で、かつ、継続する措置を講ずることを証明する場合には、a 項の規定に定める禁止の当該国に対する適用を免除することができる。
- (2) 公表及び通知 (1) 号の規定に基づきそれぞれの免除が付与されてから 45 日以内に、大統領は、連邦議会の該当する委員会に免除及び当該免除の付与の理由について通知する。
- (d) 援助の再開 大統領は、そうでなければ a 項の規定に基づき禁止される国への援助を、連邦議会の該当する委員会に、当該国の政府が次の両方に該当することを証明することによ

(42) 22 U.S.C. § 2321j. 外国に対する超過国防備品 (EDA) の支援について定める規定。アメリカ軍が自らの需要を超えたと思料する装備を、購入国の費用で刷新し、及び輸送させるプログラム。“Security Assistance.” Office of the Deputy Assistant Secretary of the Army for Defense Exports and Cooperation website <<https://www.dasadec.army.mil/Security-Assistance/>>

(43) 22 U.S.C. § 2347. 外国の軍隊の隊員及び文民に対する軍事教育・訓練の支援について定める規定。対象国の将来の指導者を訓練し、アメリカに対するよりよい理解を醸成し、共同作戦における相互連携を向上させる等を目的とする。“International Military Education & Training (IMET).” Defense Security Cooperation Agency (Department of Defense) website <<https://www.dsca.mil/international-military-education-training-imet>>

(44) 22 U.S.C. § 2348. 外国に対する平和維持活動等の支援について定める規定。Michael A. Weber, “Child Soldiers Prevention Act: Security Assistance Restrictions,” *IN FOCUS*, May 23, 2022, p.1. <<https://sgp.fas.org/crs/misc/IF10901.pdf>>

(45) 22 U.S.C. § 2763. 外国が防衛備品・役務を購入する資金の供与について定める武器輸出管理法の規定。前身は、軍事援助計画 (Military Assistance Program: MAP) で、1990 年以降現在の形となった。贈与又は貸与のいずれかが認められる。“Foreign Military Financing (FMF).” Defense Security Cooperation Agency (Department of Defense) website <<https://www.dsca.mil/foreign-military-financing-fmf>>

(46) 22 U.S.C. § 7107(b). 人身取引年次報告書の格付の基準、特別監視リストの要件、各国が人身取引根絶のための最低基準のために行う有意義な取組の基準等を定める。本稿に訳出。

り提供することができる。

- (1) 第 404 条 b 項<sup>(47)</sup>の規定に概略される基準の遵守のための行動計画及び実際の手順を含む措置を講ずること。
  - (2) 将来の政府による又は政府の支援する児童兵の利用を禁止し、及び阻止し、並びに児童が、児童兵として採用され、徴兵され、又は他の強制をされないことを保障するための政策及び枠組みを実施すること。
- (e) 児童兵又は軍人の職業化の問題への取組に直接関係するプログラムの除外
- (1) 一般規定 大統領は、a 項の規定に基づく禁止に服する国に対し、次の両方の事項について、連邦議会の該当する委員会に証明することにより、国防総省国際法学研究所又は海軍大学院軍民関係センターを通じて、1961 年対外援助法第 541 条の規定に基づく援助を提供することができる、及び（合衆国法典第 10 編第 2557 条 d 項 (1)(B)<sup>(48)</sup>の規定に定める）非軍事的な物資を提供することができる。
    - (A) 当該国の政府が、軍隊又は政府の支援する民兵組織における児童兵を除隊させる効果的な措置の実施のための相当の手段を採ること及び元児童兵に除隊、社会復帰及び再統合の援助を提供するために国の資源の枠内で相当な措置を講ずること。
    - (B) 合衆国政府により当該国の政府に提供される援助は、軍人の職業化を直接に支援するプログラムに充てられること。
  - (2) 制限 いかなる国についても、(1) 号の規定に基づく除外は、5 年以下の期間効力を有する。
- (f) 平和維持活動のための除外 a 項の規定に定める 1961 年対外援助法第 551 条の規定に関連する制限は、軍人の職業化、安全保障部門改革、人権の強化された尊重、平和維持準備又は児童兵の除隊及び再統合を援助するプログラムに適用されてはならない。

## 第 2370c-2 条 報告書

- (a) 児童兵に関する申立ての調査 合衆国の在外公館は、児童兵の利用に関する報告を徹底的に調査する。
- (b) 人権年次報告書<sup>(49)</sup>のための情報 1961 年対外援助法第 116 条<sup>(50)</sup>及び第 502B 条<sup>(51)</sup>の規定に基づき児童兵に関する人権年次報告書の部分を準備するに当たり、国務省は、当該報告に、次の両者を含む、各国における児童兵の利用の説明を含むよう保障する。
  - (1) 児童兵の状況が当該国で改善する傾向又は当該慣行の許容を継続し、若しくは拡大させる傾向
  - (2) 児童兵の利用に従事し、又は許容する当該国の政府の役割
- (c) 連邦議会への年次報告書 ある国が第 404 条<sup>(52)</sup>b 項 (2) 号の規定に従い通知を受け、又は第 404 条 c 項 (1) 号の規定に従い免除が付与される場合には、大統領は、翌年の 6 月 15 日

(47) この条の b 項。

(48) 非軍事的超過物資 (nonlethal excess supplies) の条件として、「武器、弾薬又は他の身体に深刻な傷害又は死を生ぜしめることを企図する装備等ではないもの」を挙げる規定。

(49) “Country Reports on Human Rights Practices,” *op.cit.*(5)

(50) 22 U.S.C. § 2151n. 開発援助の被援助国に関する人権年次報告書に関する規定。本稿に訳出。

(51) 22 U.S.C. § 2304. 安全保障援助の被援助予定国に関する人権年次報告書に関する規定。本稿に訳出。

(52) 22 U.S.C. § 2370c-1. 児童兵を採用等する国に対するアメリカの安全保障援助の提供を禁止する規定。本稿に訳出。



までに連邦議会の該当する委員会に報告書を提出する。報告書には、次の全ての事項を含む。

- (1) この編の規定に基づく基準に違反している旨の通知を受けた国のリスト
  - (2) 第 404 条 a 項の規定する禁止を当該国に適用するところに従い、この編の規定に基づき保留された援助の説明及び金額
  - (3) この編の規定に基づき執行された免除又は除外のリスト
  - (4) 当該の免除及び除外の根拠
  - (5) 当該免除の発行に従い、この編の規定に基づき提供された援助の説明及び金額
- (d) 人身取引年次報告書に含められるべき情報 国務長官が第 404 条 b 項 (2) 号の規定に従いある国に通知し、又は大統領が第 404 条 c 項 (1) 号の規定に従い免除を付与する場合には、国務長官は、2000 年人身取引被害者保護法第 110 条 b 項<sup>(53)</sup>の規定に基づき求められる各報告書に、c 項の (1) 号から (5) 号までの規定に基づき連邦議会への年次報告書に含めるよう求められる情報を含める。

## 第 78 章 人身取引被害者の保護

### 第 7101 条 目的及び事実認定<sup>(54)</sup> (略)

### 第 7102 条 定義

この節<sup>(55)</sup> [第 78 章 人身取引被害者の保護]において、次のとおりとする。

- (1) 法律又は法的手続の濫用又は濫用の脅し 「法的手続の濫用又は濫用の脅し」とは、行政的、民事的又は刑事的であるか否かを問わず、法律が企図しない手法において、又は目的のために、ある者に行為を行わせる、又は行為を行わせないために他者に圧力をかけるための法律又は法的手続の濫用又は濫用の脅しをいう。
- (2) 連邦議会の該当する委員会 「連邦議会の該当する委員会」とは、上院の外交委員会及び司法委員会並びに下院の外交問題委員会及び司法委員会をいう。
- (3) 威圧 「威圧」とは、次のいずれかをいう。
  - (A) ある者に対する深刻な傷害又は身体的拘束の脅し
  - (B) ある者がある行為を行わないことにより、何者かが深刻な傷害又は身体的拘束を受けると当該者に信じさせることを意図するスキーム、計画又は企画
  - (C) 法的手続の濫用又は濫用の脅し
- (4) 商業的性行為 「商業的性行為」とは、その対価としてある者に何らかの価値が提供され、又は受領される性行為をいう。
- (5) 具体的な措置 「具体的な措置」とは、次のいずれかを含む、人身取引の根絶のための最低基準を満たすための国の政府による取組の向上を証明する措置をいう。
  - (A) 講じられた執行措置
  - (B) 活発に行われる捜査

(53) *op.cit.*(46)

(54) 2000 年人身取引被害者保護法 (Trafficking Victims Protection Act of 2000, P.L.106-386, Division A. <<https://www.congress.gov/106/plaws/publ386/PLAW-106publ386.pdf>>) の制定時から変更なし。次の文献に、同法第 102 条として訳出した。中川かおり「米国の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.25-27. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000462\\_po\\_022003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000462_po_022003.pdf?contentNo=1)>

(55) 法典化された合衆国法典第 22 編の第 78 章は、制定時の法律である TVPA の Division A (A 節) に当たる。

- (C) 実施された訴追
  - (D) 確定した有罪判決
  - (E) 提供された訓練
  - (F) 活発に実施されたプログラム及び連携
  - (G) 特に脆弱な〔立場にある〕者の脆弱性を削減するためのプログラム、人身取引のサバイバーによるコミュニティ関与及び政策形成、外国人移民との関わり、採用料金<sup>(56)</sup>の終了及び他の同様の措置を含む、深刻な態様の人身取引を阻止する取組
  - (H) 移民へのサービス及び損害填補<sup>(57)</sup>を含む、提供される被害者サービス
  - (I) (A) から (H) までの規定に定める措置に政府が支出した金額
- (6) 信頼できる情報 「信頼できる情報」には次の全てを含む。
- (A) 国務省の報告書
  - (B) 労働省による児童労働又は強制労働により製造される製品リスト<sup>(58)</sup>及び強制労働又は児童年季契約労働により製造される製品リスト<sup>(59)</sup>を含む、他の連邦機関の報告書
  - (C) 次の両方の事項を含む、外国から提供される書類
    - (i) 採択され、又は改正される関係する法律、規則及び政策の写し
    - (ii) 講じられた実施措置、司法手続、実施された訓練、実施された相談、開始されたプログラム及び連携並びに提供されたサービスに関する公式記録
  - (D) 市民社会組織により作成される資料
  - (E) 人身取引のサバイバー、脆弱な〔立場にある〕者及び内部告発者からの情報
  - (F) 良識及び常識に照らして、信ずるに足る全ての関連するメディア及び研究者の報告書
  - (G) 多国間機関により作成される情報
  - (H) 当該国における人身取引のまん延に関する第5項の(A)から(I)までの規定に説明された措置の影響評価
- (7) 債務奴隷 「債務奴隷」とは、合理的に見積もった役務の価値が、債務の清算に充てられていない場合又は役務の期間及び性質がそれぞれに限定されておらず、かつ、明確に定められていない場合に、債務の担保として、彼若しくは彼女の役務又は彼若しくは彼女の監督下にある者の役務に関する債務者の約束から生ずる当該者の状態又は状況をいう。
- (8) 非自発的苦役 「非自発的苦役」とは、次のいずれかの事項の手段により引き起こされる苦役の状態を含む。
- (A) ある者がその状況に入らない、又は継続しないことにより、当該者又は他の者が深刻

(56) recruitment fees. 採用料金とは、雇主が、人を労働のために勧誘し、面談し、訓練する等の様々な場面で、求人広告にかかる費用、旅券等の手配にかかる費用、母国から労働者を輸送するための費用、通訳料金等の採用に関連するあらゆる費用であって、金銭での支払、給与の天引き等のあらゆる形態で労働者から回収するものをいう。48 C.F.R. § 22.1702.

(57) restitution. 裁判所が、有罪判決を受けた被告人に、被害者に対して提供するよう命ずる金銭をいい、有罪判決の際に、民事罰及び刑事罰に加えて命じられる。アメリカでは、裁判所が、一定の人身取引犯罪で有罪とされた者に、損害填補命令を発することが義務付けられている。18 U.S.C. § 1593. 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注(22), pp.29-30.

(58) リストは、ウェブサイトで公表されている。Bureau of International Labor Affairs, “List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor,” June 23, 2021. Department of Labor website <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>>

(59) リストは、ウェブサイトで公表されている。ibid., “List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor.” July 13, 2022. ibid. <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-products>>

な傷害又は身体的拘束を受けると当該者に信じさせることを意図するスキーム、計画又は企画

(B) 法的手続の濫用又は濫用の脅し

(9) 人身取引の根絶のための最低基準 「人身取引の根絶のための最低基準」とは、第 108 条<sup>(60)</sup>の規定に定める基準をいう。

(10) 人道目的ではなく、貿易関連ではない対外援助 「人道目的ではなく、貿易関連ではない対外援助」とは、次の事項をいう。

(A) 次のものを除く 1961 年対外援助法に基づく援助

(i) 同法第 I 部第 1 節 [政策宣言；開発援助の権限] の規定に基づく援助を受ける資格のあるプログラム、プロジェクト又は活動のために入手可能とされる非政府組織のプログラムを支援する同法第 II 部第 4 節 [経済支援基金]<sup>(61)</sup> の規定に基づく援助

(ii) 同法第 I 部第 8 節 [国際麻薬規制] の規定に基づく援助

(iii) 同法第 I 部に基づく、又は同法第 II 部第 4 節 [経済支援基金] 若しくは第 5 節 [国際軍事教育・訓練] の規定に基づくその他の麻薬関連の援助。ただし、この規定に基づき提供される当該援助は、同法第 634A 条 [プログラム変更の通知]<sup>(62)</sup> の規定に従うプログラム変更に応用される事前通知手続に服する。

(iv) 同法第 I 部第 9 節 [国際災害援助] の規定に基づく援助を含む災害援助

(v) 同法第 II 部第 8 節 [テロ対策援助] の規定に基づくテロ対策援助

(vi) 難民への援助

(vii) 同法第 1 節<sup>(63)</sup> 及び第 10 節<sup>(64)</sup> の規定に基づく非政府組織のプログラムを支えるための人道目的及び他の開発援助

(viii) 海外民間投資会社<sup>(65)</sup> に関する同法第 I 部第 2 節第 IV の規定に基づくプログラム

(ix) 貿易関連又は人道目的の援助を含むその他のプログラム

(B) 1961 年対外援助法第 634A 条の規定に従うプログラム変更に応用される事前通知手続に従う通知の後に、麻薬関連の目的のために行われる売却又は資金供与を除く、武器輸管理法に基づく売却又はあらゆる条件による資金供与

(11) 深刻な態様の人身取引 「深刻な態様の人身取引」とは、次のいずれかの事項をいう。

(A) 商業的性行為が暴力、詐欺若しくは威圧により誘導される場合又は当該行為を行うよう誘導された者が 18 歳未満である場合の性目的の人身取引

(B) 非自発的苦役、奴隷的労働、債務奴隷状態又は奴隷状態に服させる目的で、暴力、詐欺又は威圧の手法により、労働又は役務のために、人を採用し、蔵匿し、輸送し、提供し、又は収受すること。

(12) 性目的の人身取引 「性目的の人身取引」とは、商業的性行為の目的のために人を採用し、蔵匿し、輸送し、提供し、収受し、顧客となり、又は誘うことをいう<sup>(66)</sup>。

(60) 22 U.S.C. § 7106. 人身取引の根絶のための最低基準に関する規定。本稿に訳出。

(61) 前掲注 (26)

(62) 22 U.S.C. § 2394-1.

(63) 原文は「同法第 1 節」とあるが、おそらくは「同法第 I 部第 1 節」であると思われる。

(64) 原文は「第 10 節」とあるが、おそらくは「第 I 部第 10 節」であると思われる。

(65) Overseas Private Investment Corporation. 政府系開発金融機関であり、しばしば、頭文字から OPIC と呼ばれる。

(66) 制定時の条文(2000 年人身取引被害者保護法第 103 条第 9 項(性的目的の人身取引)(中川 前掲注 (54), p.29.)

- (13) 州「州」とは、合衆国の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州、合衆国ヴァージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、北マリアナ諸島準州並びに合衆国の領域及び占有地をいう。
- (14) タスクフォース「タスクフォース」とは、第105条<sup>(67)</sup>に基づき設立される人身取引監視対処省庁横断タスクフォースをいう。
- (15) 合衆国「合衆国」とは、合衆国の50の州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州、合衆国ヴァージン諸島、アメリカ領サモア、グアム、北マリアナ諸島準州並びに合衆国の領域及び占有地をいう。
- (16) 深刻な態様の人身取引被害者「深刻な態様の人身取引被害者」とは、第9項<sup>(68)</sup>に定める行為又は慣行の対象となる者をいう。
- (17) 人身取引の被害者「人身取引の被害者」とは、第9項又は第10項<sup>(69)</sup>に定める行為又は慣行に服する人をいう。
- (18) 人身取引に関連する事由「人身取引に関連する事由」とは、移民国籍法第212条a項(2)(H)<sup>(70)</sup>の規定に定める合衆国への入国不許可の基準に関する事由をいう。

#### 第7103条 人身取引監視対処省庁横断タスクフォース（抄）

- (a) 設立 大統領は、人身取引監視対処省庁横断タスクフォースを設立する。
- (b) 任命 大統領はタスクフォースの構成員を任命するが、これには、國務長官、合衆国国際開発庁長官、司法長官、労働長官、保健福祉長官、中央情報長官、国防長官、国土安全保障長官、教育長官、商務長官、財務長官、合衆国通商代表部及び他の大統領に指名される職員を含む。
- (c) 長 國務長官をタスクフォースの長とする。
- (d) タスクフォースの活動 タスクフォースは、次の活動を行う。
- (1)～(6) (略)<sup>(71)</sup>
- (7) 司法長官は、2004年5月1日までに〔1度〕及びその後は年に1度、下院の歳入委員会、外交問題委員会、財政サービス委員会及び司法委員会並びに上院の財政委員会、外交委員会、銀行住宅都市問題委員会及び司法委員会に対し、この節の規定又はこの節の規定による改正を実施する連邦機関について、少なくとも次の事項を含む報告書を提出する。
- (A)～(L) (略)<sup>(72)</sup>
- (M) 人身取引対策のための国防総省による次の事項を含む活動
- (i) 合衆国軍隊の構成員のための教育的取組及び懲戒処分
- (ii) 外国の軍隊を訓練するために利用する資料の作成

と比べると、「顧客となり、又は誘う」が加わっている。これは、児童の買春を行う者を、人身取引加害者とするための改正である。同一の言い回しは、児童の性目的人身取引、暴行、詐欺若しくは威圧を伴う成人の性目的人身取引に関する規定にも見られる。18 U.S.C. § 1591(a). 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注(22), p.43.

(67) 22 U.S.C. § 7103. 本稿に抄訳。

(68) 原文は「第9項」とあるが、おそらく「第11項」であると思われる。

(69) 原文は「第9項又は第10項」とあるが、おそらく「第11項又は第12項」であると思われる。

(70) 8 U.S.C. § 1182(a)(2)(H). 人身取引の加害者であること、その一定の家族であること等は、合衆国に入国不許可とされる事由に当たる。翻訳は、次の文献参照。中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—被害者の保護を中心に—」『外国の立法』No.287, 2021.3, p.31. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11643919\\_po\\_02870001.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11643919_po_02870001.pdf?contentNo=1)>

(71) 翻訳は、次の文献参照。同上, pp.52-55.

(72) 翻訳は、次の文献参照。同上, pp.52-53.

- (iii) 人事・準備担当国防次官に報告される全ての既知の人身取引事件
- (iv) 合衆国政府の契約者及びその被用者又は合衆国政府の下請契約者及びその被用者が人身取引を行わないことを保障するための取組<sup>(73)</sup>
- (v) 武器調達維持担当国防次官に報告される契約者の全ての人身取引行為
- (N) 連邦省庁が次の事項を執行する活動又は行為
  - (i) 深刻な態様の人身取引を行い、商業的性行為を調達し、又は債務拘束を含む強制労働を利用する合衆国政府の契約者及びその被用者又は合衆国政府の下請契約者及びその被用者に関する第 106 条 g 項<sup>(74)</sup>の規定並びに同様の法律、規則又は政策
  - (ii) 国土安全保障長官が（囚人が製造する製品の輸入の禁止に関する）1930 年関税法第 307 条<sup>(75)</sup>の規定の制限を免除する判断を含む、同条
  - (iii) 大統領令第 13107 号<sup>(76)</sup>（1998 年 12 月 10 日）に合致して、奴隷労働により製造される物品又は役務を合衆国政府が調達することの禁止
- (O) g 項の規定に基づき責任を果たすために政策実施上級グループにより行われる活動
- (P) ~ (S) (略)<sup>(77)</sup>
- (S)<sup>(78)</sup> 人身取引に関する資金洗浄を根絶する合衆国の取組及び人身取引と関係する資金洗浄事件の捜査、逮捕、起訴及び有罪判決の数
- (e) 人身取引監視対処局
  - (1) 一般規定 国務長官は、国務省にタスクフォースに対して支援を提供する人身取引監視対処局を設立する。同局は、大統領が、上院の助言と承認により、及びそれを伴い、特命大使の職位に任命する局長を長とする。局長は、この節の目的を実施するに当たり、国務長官を支援する第一位の責任を負い、及び長官により決定される追加の責任を負うことができる。局長は、非政府組織及び多国間組織並びに人身取引の被害者又は他の関係者と協議する。局長は、公聴会又は他の方法で証拠を収集する権限を有する。タスクフォースに代表者を出す省庁は、局に対して、無給で職員を派遣することを授權される。
  - (2) 合衆国の援助 局長は、次の両方の事項に責任を負う。
    - (A) 人身取引監視対処局が中心となって統制する、人身取引対策プログラムのために入手可能な財源に関する全ての政策、資金及びプログラムの決定
    - (B) 局長が中心となって統制しない国務省又は合衆国国際開発庁の人身取引対策プログラムの調整
- (f) 人身取引対策のための地域戦略 国務省の各地域担当局は、国務長官の人身取引対策のための目標及び目的の実現に貢献する。毎年、人身取引監視対処局と協力の上で、各地域担当局は、当該地域担当局が責任を負う領域における各国のために、国務長官に対して、人身取引対策のための目標及び目的のリストを提出する。対象政府は、当該国の目標及び目的につ

(73) 連邦政府に雇用され、又は随行する、当該政府の契約者、その被用者等に対し、人身取引関連の行為を刑事罰に処する規定が定められている。18 U.S.C. §§ 3271-3272. 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (22), pp.54-55.

(74) 22 U.S.C. § 7104(g). 連邦契約（連邦省庁が支給等する補助金、契約又は協力協定）の終了に関する規定。本稿に訳出。

(75) 19 U.S.C. § 1307. 囚人が製造する製品；輸入の禁止に関する規定。本稿に訳出。

(76) Executive Order 13107 of December 10, 1998, Implementation of Human Rights Treaties, 63 Fed. Reg. 68991 (December 15, 1998).

(77) 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (70), p.54.

(78) 原文は「(S)」とあるが、おそらくは「(T)」であると思われる。

いて通知を受け、可能な範囲で、当該政府職員は、目標及び目的について相談を受ける。

(g) 上級政策実施グループ

(1) 設立 行政府に上級政策実施グループを設立する。

(2) 構成員；関連する事項

(A) 一般規定 実施グループは、(2002年2月13日の大統領令第13257号<sup>(79)</sup>)の規定に従い、タスクフォースに任命された構成員の代理として指名される上級職員で構成される。

(B) 長 実施グループは、国務省人身取引監視対処局長を長とする。

(C) 会合 実施グループは、長の招集により、定期的に会合を開く。

(3) 職務 実施グループは、国際的な人身取引に関わる（補助金及び補助金政策を含む）政策及びこの節の実施について、連邦省庁の活動を調整する。

(4) 情報の入手可能性 実施グループに代表を送る各連邦省庁は、国際的な人身取引に関わる補助金、補助金政策及び他の重大な活動並びにこの節の実施に関する全ての事項について、省庁の最終的決定がなされる前後に、省庁の計画について当該グループと全ての情報を共有する。

(5) 規則 2003年人身取引被害者保護再授權法<sup>(80)</sup>の制定日〔2003年12月19日〕から90日以内に、大統領は、(4)号の規定を実施する規則を含む、この条を実施する規則を定める。

**第7103a条 重大な人身取引に対する連携の創出、構築及び強化**

(a) 目的の宣言 この条の規定の目的は、次の全ての事項について協力及び協調を促進することである。

(1) 合衆国政府と人身取引年次報告書に掲載される政府との間

(2) 外国の政府と市民社会の関係者との間

(3) 合衆国政府と民間部門の団体との間

(b) 連携 この法律の第105条e項(1)<sup>(81)</sup>に従い設立された局の局長は、国務省の他の職員、労働省の職員及び合衆国政府の他の関連する職員と調整し、及び協調して、次の両方の事項を保障するために、合衆国政府と財団、大学、企業、コミュニティに基礎を置く組織及び他の非政府組織を含む民間団体との間の連携を促進し、構築し、及び維持する。

(1) 合衆国市民が、深刻な態様の人身取引被害者の利用及び当該者の労働により製造され、又は採取される物品、製品又は原材料を利用しないこと。

(2) 当該団体が、性的搾取に関係する人身取引に加担しないこと。

(c) 緊急事態に取り組むプログラム 国務長官は、この法律第105条e項(1)号の規定に従い設立された局の局長を通じて、人身取引の阻止、被害者の保護及び人身取引加害者の訴追における予測できない、緊急のニーズを満たすことにおいて外国政府を支援するために基金を設立する権限を有する。

(d) 児童保護協定

(1) 一般規定 国務長官は、合衆国国際開発庁長官、労働長官及び他の関連する省庁の長

(79) Executive Order 13257 of February 13, 2002, President's Interagency Task Force To Monitor and Combat Trafficking in Persons, 67 Fed. Reg. 7259 (February 19, 2002).

(80) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003, P.L.108-193. <<https://www.congress.gov/108/plaws/publ193/PLAW-108publ193.pdf>>

(81) 22 U.S.C. § 7103(e)(1). 人身取引監視対処局の設立に関する規定。本稿に訳出。

と協議の上で、次の両者の政策及びプログラムを支援するために、合衆国と児童保護協定を締結する各国のために、この条の規定に基づく援助を提供する権限を有する。

- (A) 児童に対する暴力、搾取及び虐待を阻止し、及び対処すること。
  - (B) 司法、阻止及び保護の持続可能かつ効果的な制度を構築することにより、未成年者の人身取引を顕著に減らすこと。
- (2) 要素 この [d] 項の規定に基づく児童保護協定は、この法律の目的の促進のために共有される目標を達成するための複数年計画を作成する。協定は、適用可能な場合には、当該国の全国児童保護戦略及び全国人身取引行動計画を考慮に入れ、並びに次の事項を規定する。
- (A) 協定期間に外国政府及び合衆国政府の達成が期待される具体的な目標
  - (B) 当該目標の達成のための外国政府及び合衆国政府の責任
  - (C) 当該目標の達成のために行われる特定のプログラム又はイニシアチブ及び両国の各プログラム又はイニシアチブに割り当てられる基金の金額
  - (D) 当該目標の達成に向けた進展を監視し、及び測定する通常の成果指標
  - (E) 合衆国政府と外国政府による予想拠出金額を含む、複数年にわたる財政計画及び当該計画を実施し、及び監視を行う、提案される仕組み
  - (F) 協定の終了の後に当該目標を達成するよう、進展を維持するために国の戦略が策定される方法
  - (G) 強化されたケースマネジメント<sup>(82)</sup>及び政策策定を提供するために、児童保護データが収集され、追跡され、及び管理される方法
- (3) 援助の形態 この [d] 項の規定に基づく援助は、補助金、協力協定又は国の政府、地域若しくは地方政府機関若しくは深刻な態様の人身取引被害者の保護を専門とする非政府組織若しくは民間団体との契約の形態で提供される。
- (4) 適格な国 国務長官は、(1)号の規定に定める省庁及び司法省の関係する幹部と協議の上で、児童保護協定を締結する国を選択する。この [(4)] 号の規定に基づく国の選択は、次の両者に基づく。
- (A) (5)号の規定に定める選択指標
  - (B) 可能な限り最大限に客観的で、文書化され、及び定量的な指標
- (5) 選択指標 ある国は、合衆国国際開発庁長官及び労働長官と協議の上で、国務長官が作成する指標に基づき、(4)号の規定に基づき選択される。当該指標には、次の両方の事項を含む。
- (A) 当該国内の人身取引のまん延が文書化されていること。
  - (B) 阻止、被害者の保護並びに加害者に対する人身取引対策法の制定及び執行を含む、深刻な態様の人身取引に取り組む意味のある措置を講ずるために、当該国の政府による政治的動機及び継続的関与が示されていること。
- (6) 援助の停止及び終了
- (A) 一般規定 長官は、次のいずれかであると判断する場合には、この [d] 項の規定に

(82) サービスを提供される者のニーズを把握し、地域等の資源の活用計画を立て、サービス、サービス提供者等と結びつけること。

基づき提供される国又は団体に対する援助の全て又は一部を停止し、又は終了することができる。

- (i) 当該の国又は団体が、合衆国の国家安全保障上の利益に反する活動を行ったこと。
- (ii) 場合に依じて、当該の国又は団体の適格性を判断するために用いられる指標と合致しない一連の活動を、当該の国又は団体が行ったこと。
- (iii) 当該の国又は団体が、当該協定に基づく責任を果たさなかったこと。

(B) 再開 長官は、(A)の規定に基づき停止し、又は終了した援助のそれぞれの状況の是正のための約束を当該の国又は団体が表明したと判断する場合に限り、この [(6)] 号の規定に基づき停止され、又は終了された当該の国又は団体への援助を再開することができる。

### 第7104条 人身取引の阻止

(a) 人身取引を阻止し、及び抑止する経済的な選択肢 大統領は、人身取引を抑止する手法として、潜在的な人身取引被害者のために経済的な機会を増やす国際的なイニシアチブを設立し、及び実施する。当該イニシアチブには、次の全ての事項が含まれ得る。

- (1) マイクロクレジット融資<sup>(83)</sup>プログラム、事業開発の訓練、職業訓練及び就職相談
- (2) 経済的意思決定における女性の参画を促進するプログラム
- (3) 児童、特に女兒を初等中等学校に在籍させ、及び人身取引の被害者であった者に教育を受けるプログラム
- (4) 人身取引の危険性に関する教育カリキュラムの作成
- (5) 諸国における女性の政治的な、経済的な、社会的な及び教育上の役割及び能力を強め、及び前進させるための非政府組織に対する補助金

(b) 公衆啓発及び情報

(1) 一般規定 大統領は、労働長官、保健福祉長官、司法長官及び国務長官を通じて、特に人身取引の潜在的な被害者に対し、人身取引の危険性及び人身取引の被害者に入手可能な保護に関する公衆啓発を促進するプログラムを策定し、及び実行する。

(2) 人身取引の識別を援助するための補助金

(A) 定義 この [(2)] 号の規定において、次のとおりとする。

- (i) 1965年初等中等教育法(ESEA)の文言「初等学校」、「地方教育機関」、「他の職員」及び「中等学校」の文言は、1965年初等中等教育法第8101条<sup>(84)</sup>の規定における文言に付与される意味を有する。
- (ii) 児童性目的人身取引が高率に発生する地域 「児童性目的人身取引が高率に発生する地域」とは、性目的人身取引に巻き込まれた児童が高率にみられるとして連邦捜査局長により指定される大都市地域をいう。
- (iii) 労働目的人身取引 「労働目的人身取引」とは、2000年人身取引被害者保護法第103条第9項(B)<sup>(85)</sup>の規定に定める行為をいう。
- (iv) 学校職員 「学校職員」とは、初等学校及び中等学校の教師、看護師、校長及び学

(83) 貧しい人々に対し無担保で小額の融資を行う貧困層向け金融サービスをいう。

(84) 20 U.S.C. § 7801. 初等中等学校の強化及び改善についての一般規定の定義に関する規定。

(85) 原文は「第9項(B)」とするが、おそらくは「第11項(B)」であると思われる。22 U.S.C. § 7102(11)(B). 本稿に訳出。



校運営者並びに他の職員をいう。

- (v) 性目的人身取引 「性目的人身取引」とは、2000年人身取引被害者保護法第103条第9項(A)<sup>(86)</sup>の規定に定める行為をいう。
- (B) 一般規定 保健福祉長官は、教育長官及び労働長官と協議の上で、非営利、非政府の組織と連携して、次の両方の事項を満たすプログラムを策定し、拡大し、及び支援するために、地方教育機関に補助金を提供することができる。
- (i) 労働目的人身取引及び性目的人身取引の兆候を認識し、及び対処するよう学校職員を教育するもの
- (ii) 労働目的人身取引及び性目的人身取引の被害者となることを回避する方法について、生徒に年齢に応じた情報を提供するもの
- (C) プログラム要件 この〔2〕号の規定に基づき提供される金額は、次の事項に利用される。
- (i) 次の事項の教育
- (I) 労働目的人身取引及び性目的人身取引の被害者になることの回避
- (II) ある者が、労働目的人身取引又は性目的人身取引の被害者又は潜在的被害者であることの指標
- (III) ある者に、当該人身取引に関する情報を必要に応じて参照させる選択肢及び手続並びに当該人身取引の被害者に入手可能なサービス
- (IV) 適用可能な連邦及び州の法律と合致する報告義務及び手続
- (V) (A)(ii)の規定に基づき授権される活動を実施する方法
- (ii) 当該人身取引を報告する学校職員及び生徒の安全を保証するために、地方の法執行機関と協議の上で作成され、及び実施される計画
- (D) 優先権 この〔2〕号の規定に基づき補助金を提供するに当たり、長官は、児童性目的人身取引が高率で発生する地域に役務を提供する地方教育機関に優先権を与える。
- (c) 国境での阻止 大統領は、合衆国外の国境での阻止のためのプログラムを策定し、及び実施する。当該プログラムには、主な国境検問所において運営される一時的な〔transit〕シェルターを提供する〔外国の非政府組織〕並びに深刻な態様の人身取引の加害者及び被害者並びに当該被害者への適切な対処方法を特定するために、国境の警備員及び職員並びに他の法執行職員に教育し、及び訓練するよう、人身取引のサバイバーの訓練を支援する外国の非政府組織に補助金を支給することが含まれる。当該プログラムには、適切な範囲で、人身取引のサバイバーによる、被害者の国境を越えた移動を停止させるために被害者を特定することへの支援を含む、国境での阻止プログラムの実施の監視も含まれる。大統領は、この〔c〕項の規定に基づいて設立された全てのプログラムにおいて、解放された人身取引被害者に、当該者が選択する場合には、従前の居住地に戻る機会を提供することを保障する。
- (d) 国際的メディア 大統領は、メディアを通じて人々に情報を伝える最良の方法を決定するために様々な国のメディアで働く者の間の連携を育むことを含め、海外の脆弱な〔立場にある〕者に人身取引の危険性を伝えるため、並びに人身取引に関連する奴隷類似の慣行及び

(86) 原文は「第9項(A)」とするが、おそらくは「第11項(A)」であると思われる。22 U.S.C. § 7102(11)(A). 本稿に訳出。

他の人権侵害についての目的地における公衆啓発を促進するために、ドキュメンタリーを含むテレビ及びラジオの番組制作を支援するプログラムを策定し、及び実施する。

(e) 国際買春ツアーへの対処

(1) 資料の作成及び配布 大統領は、定められる規則に従い、(合衆国法典第 18 編第 2423 条<sup>(87)</sup>の b 項から f 項までの規定に定められる) 買春ツアーが違法であること、訴追されること及び関係する者に脅威を与えることを旅行者に警告するために資料が作成され、及び配布されることを保障する。当該資料は、大統領が、買春ツアーが深刻であると判断する外国の目的地に向けて旅行する者に対して配布される。

(2) 遵守の監視 大統領は、(1) 号の規定の要件の遵守を監視する。

(3) 実現可能性に関する報告書 2003 年人身取引被害者保護再授權法の制定日 [2003 年 12 月 19 日] から 180 日以内に、大統領は、下院の外交問題委員会及び上院の外交委員会に対して、外国の目的地に向けて旅行する者に対して官民連携により配布される合衆国政府の資料の実現可能性について説明する報告書を提出する。

(f) 協議の要件 大統領は、a 項から e 項までの規定に定めるイニシアチブ及びプログラムの設立と実施について、適切な非政府組織と協議する。

(g) 特定の補助金、契約及び協力協定の終了 大統領は、全部又は一部が民間団体に支給される連邦の省庁が支給し、又は締結する補助金、契約又は協力協定は、受給者は若しくは下請受給者<sup>(88)</sup>又は契約者若しくは下請契約者が、次の事項を行う場合又はこれを行う人材採用者、ブローカー若しくは他の代理人を利用する場合には、省庁に対して、不利益を被ることなしに [without penalty]、補助金、契約若しくは協力協定を終了し、又は 2013 会計年度国防授權法<sup>(89)</sup>第 1704 条 c 項<sup>(90)</sup>の規定に基づき授權されるその他の是正措置を講ずることを授權する条項を含むことを保障する。

(1) 深刻な態様の人身取引

(2) 補助金、契約又は協力協定が有効な期間における商業的性行為の調達

(3) 補助金、契約又は協力協定の実施における強制労働の利用

(4) 次の行為を含む、人身取引を直接に支援し、又は助長する行為

(A) 被用者の身元書類又は入管関係書類を破棄し、隠匿し、除去し、没収し、又は別に被用者のアクセスを拒否する行為

(B) 雇用の終了時に、被用者が請求する場合に、合衆国外の国からの被用者に対し、被用者が採用された国への帰還のための輸送手段の提供又は帰還輸送費用の支払を行わない行為。ただし、次の場合を除く。

(i) 補助金、契約又は協力協定を支給し、又は締結する連邦省庁により、帰還のための輸送手段の提供又は支払を行う義務を免除されること。

(ii) 被用者が、雇用される国において被害者サービス又は法的救済を求める人身取引

(87) 18 歳未満の児童を売春等に従事させるために州際通商又は外国通商において輸送する行為等を処罰する規定。翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (22), pp.50-51.

(88) subgrantee. 受給者から資金交付を受ける者。

(89) National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2013, P.L.112-239. <<https://www.congress.gov/112/plaws/publ239/PLAW-112publ239.pdf>>

(90) 22 U.S.C. § 7104b(c). 連邦契約の相手方が人身取引に関与していたことが判明する場合に、当該契約を締結する省庁の長が相手方に対して求める是正措置に関する規定。本稿に訳出。

の被害者であるか、又は人身取引に対する執行活動の証人であること。

- (C) 雇用のために著しく誤った、又は詐欺的な外観、表象又は約束の手段を用いて雇用又は雇用の提供の目的で人を勧誘する行為
- (D) 採用される被用者のあっせん又は採用のために料金を課す行為
- (E) 目的地国の住宅安全基準を満たさない住宅を提供し、又はあっせんする行為
- (h) 紛争後及び人道緊急援助と同時に行われる人身取引の阻止 合衆国国際開発庁、国務省及び国防総省は、人身取引対策及び脆弱な〔立場にある〕者、特に女性及び児童に対する保護措置を、紛争後及び人道緊急援助及びプログラム活動に組み込む。
- (i) 人身取引を阻止し、及び抑止する追加の措置 大統領は、次の事項を含む、人身取引を阻止し、及び抑止するプログラムを策定し、及び実施する。
- (1) 人身取引被害者が特に、強制労働及び児童労働に関係して搾取される可能性がある労働採用センター〔labor recruitment centers〕を含む民間団体を捜査し、特定し、及び調査する外国政府の能力を向上させるための技術的援助及び他の支援
- (2) 外国及び地方の国内非政府組織が運営するホットラインにおいて、移民の権利について、当該者の主要な移民集団の母語により、当該者に情報を提供するための外国の政府及び非政府組織に対する技術的援助及び他の支援
- (3) 次の全ての事項を保障するために、外国の政府及び非政府組織に法的な枠組み及び他のプログラムを提供する技術的援助
- (A) 外国人移民労働者が、当該外国の国民と同じ保護を提供されること。
- (B) 労働採用企業〔labor recruitment firms〕が規制されること。
- (C) 家庭内で家事労働を提供する労働者が、労働者の権利に関する諸規定に基づき保護を提供されること。
- (4) 脆弱な〔立場にある〕者を搾取する人身取引の加害者の能力を減ずるために、国の市民又は国民として当該者を登録<sup>(91)</sup>する外国政府に対する援助
- (j) 児童の結婚を通じた児童人身取引の阻止 国務長官は、複数年にわたる、複数部門が関わる次の全ての事項を満たす戦略を作成し、及び実施する。
- (1) 児童の結婚を阻止すること。
- (2) 途上国における児童結婚のリスクにさらされる女兒の社会的地位の向上〔empowerment〕を促進すること。
- (3) 途上国における18歳未満の女兒に特有のニーズ、脆弱性及び将来性について取り組むこと。
- (4) 児童結婚が高率でみられる途上国の地域を対象とすること。
- (5) 外交的及びプログラムのイニシアチブを含むこと。
- (k) 人身取引への資金供与を阻止する省庁の活動
- (1) 一般規定 各会計年度末に、国務長官、労働長官、合衆国国際開発庁長官及び行政管理予算局長は、それぞれに、次の事項を含む報告書を共通役務庁<sup>(92)</sup>長官に提出する。

(91) アメリカの国務省によるプログラムの事例としては、ワシントン DC において、外交官及び国際組織職員により雇用される A-3 査証及び G-5 査証の保持者のための家事労働者直接登録プログラム (In-Person Registration Program) がある。中川 前掲注 (22), p.26.

(92) 連邦政府の資産管理や調達業務を担当する庁。

- (A) 次の規定の実施を監督する責任を有する、当該省庁の法律顧問室又は調達政策室の者の氏名及び連絡先
  - (i) g 項
  - (ii) 2013 会計年度国防授権法第 17 編<sup>(93)</sup>
  - (iii) (i) 又は (ii) の規定に言及された事項に関連する連邦調達規則<sup>(94)</sup>における規制
- (B) (A) の規定に列挙される適用可能な法律及び規則の規定について、契約者が教育を受けることを保障するための省庁の活動
- (C) 次の事項のベストプラクティスを含む、(A) の規定に列挙される法律及び規則の規定の実施を、調達職員及び省庁職員が理解することを保障する省庁の活動
  - (i) 当該の法律及び規則の規定の遵守の保障
  - (ii) 当該の法律又は規則の規定の違反について、重大性、再犯性、故意性又はまん延度の評価
  - (iii) 当該違反を是正するために契約者が講じた措置の評価
- (D) [次の両方の事項]
  - (i) (A) の規定に掲げる法律及び規則の規定に言及する文言を含む契約の数
  - (ii) 当該の法律及び規則の規定に言及する文言を含まない契約の数
- (E) [次の両方の事項]
  - (i) 受理された深刻な態様の人身取引の申立ての数
  - (ii) 申立ての出所の種別（例えば、契約者、下請契約者、契約者若しくは下請契約者の被用者又は契約外の者）
- (F) [次の全ての事項]
  - (i) 省庁が調査した申立ての数
  - (ii) 当該調査による事実認定の要約
  - (iii) 当該行為の再発を防止するために、省庁により勧告された改善策
- (G) [次の両方の事項]
  - (i) 合衆国法典第 18 編第 3271 条<sup>(95)</sup>の規定に基づく訴追のために、司法長官に付託された申立ての数
  - (ii) 当該付託の結果
- (H) 次のいずれかの事項を含む、当該調査の結果として講じられる是正措置
  - (i) 深刻な態様の人身取引に関連する法律又は規則の規定の違反のために [契約を] 禁止され、又は停止される契約者又は（いかなる階層の）下請契約者
  - (ii) 当該違反の結果として g 項の規定に従い終了される契約
- (I) 深刻な態様の人身取引に関連する法律又は規則の規定の遵守を保障するために、省庁の契約者に提供される他の援助

(93) 連邦契約における人身取引を規制する規定。22 U.S.C. §§ 7104a-7104d. 本稿に訳出。

(94) Federal Acquisition Regulation: FAR. 国防総省、共通役務庁（GSA）及びアメリカ航空宇宙局（NASA）が、適切な資金を伴う供給品及び役務の獲得について、全ての行政機関の利用のために提供する主要な規則である。48 C.F.R. §§ 1 et seq.

(95) 合衆国国外の連邦政府により雇用され、又は随行する者により行われる人身取引犯罪に関する規定。翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (22), pp.54-55.

- (J) 深刻な態様の人身取引のために〔契約を〕停止され、又は禁止される契約者又は（いかなる階層の）下請契約者に関する省庁間の会合又はデータ共有
- (K) 合衆国外にある契約者又は（いかなる階層の）下請契約者との契約及び当該の契約者又は下請契約者ごとに、場所の開示が安全である場合には、当該国の場所
- (2) 連邦議会の該当する委員会 この〔k〕項の規定において、「連邦議会の該当する委員会」とは次のものをいう。
- (A) 下院の外交問題委員会
- (B) 下院の軍事委員会
- (C) 下院の教育労働委員会
- (D) 下院の司法委員会
- (E) 下院の監視行政改革委員会
- (F) 上院の外交委員会
- (G) 上院の軍事委員会
- (H) 上院の司法委員会
- (I) 上院の保健教育労働年金委員会
- (l) 人身取引関連の査証拒否に関する情報
- (1) 一般規定 国務長官は、人身取引監視対処局及び国務省の外交安全局が、全体又は一部が人身取引に関連する根拠に基づく、合衆国の査証拒否に関する適時の、及び通例の情報を受理することを保障する。
- (2) 割当てに関する決定 国務長官は、合衆国の外交及び領事の部署において人身取引に対処し、及び法執行職員を配置することに関係する国務省の財源の割当てについての決定が、次の両方の事項を適切に考慮したものであることを保障する。
- (A) (1)号の規定に定める情報
- (B) 第110条b項<sup>(96)</sup>の規定に基づき提出される直近の報告書に含まれる情報

#### 第7104a条 遵守計画及び証明要件

- (a) 要件 合衆国外で補助金、契約又は協力協定に基づき実施するよう求められる役務の推定される価値が500,000ドル<sup>(97)</sup>を超える場合には、当該の補助金、契約又は協力協定の受取人〔recipient〕の適正に指名される代表者が、資金を受ける時に先立ち、及びその後は毎年1度、契約又は補助金の担当官に対して次の事項を相当の注意をもって証明する後でなければ、行政機関の長は、契約、補助金又は協力協定を定め、又は開始することはできない。
- (1) 受取人が、第1702条の規定により改正される2000年人身取引被害者保護法第106条g項<sup>(98)</sup>の規定に定める活動を防止する計画を実施し、及び当該計画を遵守すること。
- (2) 受取人は第106条g項の規定に定める活動を防止し、及び当該条の規定に定める活動に従事する当該受取人の下請契約者、下請受給者又は被用者を監視し、検知し、及び契約を終了させる手続を実施すること。
- (3) 代表者の知る限り、いかなる受取人、当該受取人の下請契約者若しくは下請受給者又は当該受取人、当該の下請契約者若しくは下請受給者の代理人は、当該条の規定に定める

(96) 前掲注(46)

(97) 1ドルは約137円。令和4年9月分報告省令レートに基づく。

(98) 前掲注(74)

活動に従事しないこと。

- (b) 制限 a 項の規定に基づき実施される計画又は手続は、補助金、契約又は協力協定の規模及び複雑性に応じて、及び雇用が予想される非合衆国市民の数を含め、当該活動の性質と範囲に応じて、適切なものとされる。
- (c) 開示 受取人は、請求を受けて契約又は補助金の担当官に計画の写しを提供し、及び適切に、計画若しくは関係する資料の有用で関係する内容を、ウェブサイト及び職場に掲示する。
- (d) 指針 大統領は、国務長官、司法長官、国防長官、労働長官、国土安全保障長官、合衆国国際開発庁長官及び大統領が適切と思料するその他の行政機関の長と協議の上で、当該条の規定に従って実施される契約者の計画及び手続のための最低条件を定める。

#### 第 7104b 条 人身取引の監視及び調査

##### (a) 付託及び調査

- (1) 付託 補助金、契約又は協力協定のための行政機関の契約又は補助金の担当官が、補助金、契約若しくは協力協定の受取人、当該受取人の下請受給者若しくは下請契約者又は当該受取人若しくは当該の下請受給者若しくは下請契約者の代理人が、第 1702 条の規定により改正される 2000 年人身取引被害者保護法第 106 条 g 項<sup>(99)</sup>の規定に定める活動に従事しているという信頼できる情報を受けた場合には、契約又は補助金の担当官は、事案を直ちに当該省庁の監察総監室<sup>(100)</sup>に調査のために付託する。当該情報には、契約担当官の代表者、監察官、被害者又は被害者の代理人と主張する者又は他の信頼できる情報源からの報告を含む。契約担当官は、主張される違反を排除し、又は第 1703 条<sup>(101)</sup>の規定に従い実施される遵守計画の要件を執行するために、特定の取組を講ずるよう契約者に指示することもできる。
- (2) 調査 (1)号の規定に基づき付託を受けた〔監察総監〕又は別に、補助金、契約又は協力協定の受取人、当該受取人の下請受給者若しくは下請契約者又は当該受取人若しくは当該の下請受給者若しくは下請契約者の代理人が、第 1702 条の規定により改正される 2000 年人身取引被害者保護法第 106 条 g 項の規定に定める活動に従事しているとする、信頼できる情報を受けた監察総監は、直ちに付託又は情報を審査し、及び当該事案の調査を開始するか否かを判断する。監察総監が調査を開始しない場合には、監察総監は調査しないとした決定の根拠を文書に記録する。
- (3) 刑事捜査 事案が刑事訴追のために司法省に付託される場合には、監察総監は、刑事訴追の結果が出るまでの間、この [a] 項の規定に基づく調査を停止することができる。監察総監は、契約、補助金又は協力協定の受取人、当該受取人の下請受給者若しくは下請契約者又は当該受取人若しくは当該の下請受給者若しくは下請契約者の代理人に対する正式起訴状<sup>(102)</sup>、略式起訴状<sup>(103)</sup>又は刑事請求状について、契約、補助金又は協力協定を提

(99) 前掲注 (74)

(100) 1978 年監察総監法により、各省庁等のプログラム及び業務に関連した監査及び調査を行ったり、それらの監督を行ったりするために、当該省庁等に独立した機関として置かれる室をいう。東信男「検査要請と米国会計検査院(GAO)」『会計検査研究』35号, 2007.3, p.154. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1165237\\_po\\_j35d10.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1165237_po_j35d10.pdf?contentNo=1)>

(101) 22 U.S.C. § 7104a. 遵守計画及び証明要件に関する規定。本稿に訳出。

(102) indictment. 検察官が起草した正式起訴状案に、大陪審が起訴を相当とする決定をすることにより、正式起訴状となる。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.440.

(103) information. 大陪審の審査を経ることなしに、検察官によって提起される起訴状又はその手続。同上, p.446.

供する行政機関の長に通知する。刑事捜査が、訴追しないという決定に帰結する場合には、監察総監は、この [(3)] 号に従い停止された調査を再開するか否かを直ちに判断する。監察総監が調査を再開しない場合には、監察総監は決定の根拠を文書に記録する。

(b) 報告書 a 項の規定に基づく調査の終了時に、監察総監は、契約、補助金又は協力協定を提供する行政機関の長に対して、調査報告書を提出する。報告書には、補助金、契約若しくは協力協定の受取人、当該受取人の下請契約者若しくは下請受給者又は当該受取人若しくは当該の下請契約者若しくは下請受給者の代理人が、第 1702 条の規定により改正される 2000 年人身取引被害者保護法第 106 条 g 項の規定に定める活動に従事したという主張が立証されたか否かに関する監察総監室の結論を含む。

(c) 是正措置

(1) 一般規定 契約、補助金若しくは協力協定の受取人、当該受取人の下請受給者若しくは下請契約者又は当該受取人若しくは当該の下請受給者若しくは下請契約者の代理人が、第 1702 条の規定により改正される 2000 年人身取引被害者保護法第 106 条 g 項の規定に定める活動に従事していたという主張を立証する監察総監の報告書を受領した場合又は a 項 (3) 号の規定に基づく犯罪の正式起訴状、略式起訴状又は刑事請求状の通知を受領した場合には、省庁の長は次の 1 以上の是正措置を考慮する。

(A) 受取人に、補助金、契約又は協力協定の下での職務遂行から被用者を外すよう要求すること。

(B) 受取人に下請契約又は下請補助金を終了させるよう要求すること。

(C) 補助金、契約又は協力協定の受取人が適切な是正措置を講ずるまでは、当該の補助金、契約又は協力協定に基づく支払を停止すること。

(D) 省庁が、契約者又は下請契約者が当該第 106 条 g 項の規定に定める活動に従事していると判断する実施期間のために、報奨金<sup>(104)</sup>計画に従って報奨金を停止すること。

(E) 契約に基づき入手可能な選択肢の実施を拒否すること。

(F) 契約終了条項に基づき、契約を不履行又は正当事由のために終了すること。

(G) 連邦契約参加資格決定担当官<sup>(105)</sup>に事案を付託すること。

(2) 留保規定 この [(c)] 項の規定は、連邦政府が利用できる適用可能な是正の範囲を制限するように解釈されてはならない。

(3) 軽減要因 適用可能な場合には、行政機関の長は、是正措置がある場合にどの是正措置を適用すべきかを判断するに当たり、契約者又は受給者が第 1703 条の規定に基づく計画を実施しているか否か、及び違反の時点で計画を遵守していたか否かを、軽減要因として考慮することができる。

(104) award fees. 連邦省庁が契約に付与する金銭的インセンティブのこと。行政管理予算局 (OMB) が定める報奨金の指針には、①次の会計年度に、現在の会計年度に得られなかった資金を得ることの制限、②報奨金と調達結果との連携、③完全な実施を動機付ける評価計画、④不十分な実施への不払が含まれる。U.S. Government Accountability Office, "FEDERAL CONTRACTING: Guidance on Award Fees Has Led to Better Practices but Is Not Consistently Applied," GAO-09-630, May 2009, p.1. <<https://www.gao.gov/assets/gao-09-630.pdf>>

(105) suspension and debarment (S&D) official. この担当官は、連邦政府を、詐欺、浪費及び濫用から保護するために、無責任な契約者と事業を行うことを回避することに責任を負う。"Frequently Asked Questions: Suspension & Debarment." U.S. General Services Administration website <<https://www.gsa.gov/policy-regulations/policy/acquisition-policy/office-of-acquisition-policy/gsa-acq-policy-integrity-workforce/suspension-debarment-and-agency-protests/frequently-asked-questions-suspension-debarment>>

(4) 加重要因 適用可能な場合には、行政機関の長は、是正措置がある場合にどの是正措置を適用すべきかを判断するに当たり、契約者又は受給者が a 項 (1) 号の規定に従い、契約担当官により指示されたときに、主張される違反の排除又は遵守計画の要件の執行を怠ったことを、加重要因として考慮することができる。

(d) 連邦受取人成果・誠実情報システム<sup>(106)</sup>への報告書の結論の包含

(1) 一般規定 行政機関の長は、b 項の規定に基づく報告の立証された主張が、連邦受取人成果・誠実情報システム (FAPIS) に含まれ、及び契約者が適用可能な法規に基づき当該報告書に対処する機会を有することを保障する。

(2) [削除]<sup>(107)</sup>

#### 第 7104c 条 監察総監への通知及び政府との協力

補助金、契約又は協力協定の支給又は提供を行う行政機関の長は、補助金、契約又は協力協定の受取人に次の事項を要求する。

(1) 受取人、当該受取人の下請契約者若しくは下請受給者又は当該受取人若しくは当該の下請契約者若しくは下請受給者の代理人が、この法律の第 1702 条の規定により改正される 2000 年人身取引被害者保護法第 106 条 g 項の規定に定める行為に従事していることの信頼できると主張される情報を情報源から受ける場合には、いかなる情報も、行政機関の監察総監に直ちに通知する。

(2) 人身取引に関係する監査、調査又は是正措置に責任を有するいかなる連邦機関とも完全に協力する。

#### 第 7104d 条 解釈規則；発効日

(a) 責任 第 1706 条<sup>(108)</sup>の規定を除き、この編<sup>(109)</sup>の規定は、第 1702 条の規定により改正される 2000 年人身取引被害者保護法第 106 条 g 項の規定の対象となる受給者、下請受給者、契約者、下請契約者又は他の当事者の判例法又は制定法上の責任に優先し、[これを] 拡大し、又は [これを] 軽減すると解釈されてはならない。

(b) 司法省の権限 この編の規定は、この編の規定の対象となる活動を捜査する司法長官の権限を減じ、又は別に改変するよう解釈されてはならない。

(c) 実施及び発効日

(1) 契約要件

(A) この法律の制定日 [2013 年 1 月 2 日] から 270 日以内に、連邦調達規則は、第 1702 条<sup>(110)</sup>、第 1703 条<sup>(111)</sup> 及び第 1704 条 c 項<sup>(112)</sup> 並びに第 1704 条 a 項 (1) 号<sup>(113)</sup> の第 2 文<sup>(114)</sup>

(106) Federal Awardee Performance and Integrity Information System: FAPIS. 連邦調達規則により求められる、補助金等の提供決定を支援するための情報を含むデータベースをいう。

(107) LexisAdvance2020 に拠る。

(108) 2013 会計年度国防授権法第 17 編第 1706 条。合衆国法典第 18 編第 1351 条を改正し、外国における労働契約詐欺に対する処罰を拡大する規定。合衆国法典第 18 編第 1351 条の翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (22), p.41.

(109) 合衆国法典第 22 編第 7104a 条～第 7104d 条は、次の 2013 会計年度国防授権法第 17 編により新設されたもので、「この編」とは、同法第 17 編、「この法律」とは、2013 会計年度国防授権法を指す。op.cit.(89)

(110) 2013 会計年度国防授権法第 17 編第 1702 条。合衆国法典第 22 編第 7104 条を改正し、契約条件を定める規定。

(111) 前掲注 (101)

(112) 前掲注 (90)

(113) 22 U.S.C. § 7104b(a)(1). 連邦契約の相手方が人身取引に関与している事案の監察総監への付託に関する規定。本稿に訳出。

(114) 本稿においては、合衆国法典第 22 編第 7104b 条 a 項 (1) の第 3 文に当たる。



の要件を実施するよう改正される。

- (B) 第 1702 条、第 1703 条及び第 1704 条 c 項並びに第 1704 条 a 項 (1) の第 2 文の要件は、この法律の制定日から 270 日後以後に締結する補助金、契約及び協力協定並びに当該日より前、当該日又は当該日の後に締結する契約に従って当該日以後に出される作業 [命令<sup>(115)</sup>] 及び発送命令<sup>(116)</sup> に適用される。
- (2) 捜査及び手続要件 連邦機関は、この法律の制定日から 90 日以内に、(第 1704 条 c 項を除く) 第 1704 条、第 1705 条<sup>(117)</sup> 及び第 1707 条<sup>(118)</sup> の規定の要件を実施する。
- (3) 刑法の改正 第 1706 条の規定による改正は、制定日に効力を生じ、及び当該日以後に実施される行為に適用される。

#### 第 7104e 条 外国で苦情を受領することを通じた合衆国における将来の人身取引の防止

- (a) 一般規定 国務長官は、大使若しくは領事又は他の職位にある者が、次の者から情報を受領する責任を有する被用者を指定することを保障する。
- (1) 合衆国に滞在する間に、(2000 年人身取引被害者保護法第 103 条第 14 項<sup>(119)</sup> の規定に定義される) 深刻な態様の人身取引被害者であった者
- (2) (1) 号の規定に定める被害者に関する情報を有する者
- (b) 情報の提供 a 項の規定に従い受領される情報は、司法省、労働省、国土安全保障省及び他の関係する連邦機関に対し、適切な対処のために送付される。司法長官、労働長官、国土安全保障長官及び他の関係する連邦機関の長は、当該情報に対処して講ずる措置に取り組む手続を整備する。
- (c) 外国政府からの援助 a 項の規定に従い情報を受領するために指定される被用者は、深刻な態様の人身取引被害者の許可をもって、及び当該被害者の安全を損なうことなく、当該被害者が入手可能な追加の援助を受領することを保障するよう、当該被害者の出身地国において外国の政府又は市民社会組織と協力しなければならない。

#### 第 7105 条 人身取引被害者の保護及び援助 (抄)

- (a) 他国にいる被害者への援助
- (1) 一般規定 国務長官及び合衆国国際開発庁長官は、適切な非政府組織と協議の上で、人身取引の被害者の安全な統合、再統合又は再定住を適切に援助するために、外国においてプログラム及びイニシアチブを設立し、及び実施する。当該プログラム及びイニシアチブは、タスクフォースの特定するところから従い、当該者及びその子の適切な援助のニーズを満たすように設計され、及び人身取引の国境を越え、地域的であり、及び国家を越える側面を考慮する手法で実施される。加えて、当該プログラム及びイニシアチブは、最大限に実行可能な限りで、次の事項を含む。
- (A) 地方の国内非政府組織が運営するホットライン、文化的及び言語的に適切な保護シエ

(115) 作業命令 (task orders) とは、役務の正確な量を調達し、又は特定することなく、契約期間において作業の遂行のために命令を発することをいう。10 U.S.C. § 3401(1).

(116) 発送命令 (delivery orders) とは、商品の正確な量を調達し、又は特定することなく、契約期間において商品の発送のために命令を発することをいう。10 U.S.C. § 3401(2).

(117) 22 U.S.C. § 7104c. 監察総監への通知と連邦政府との協力に関する規定。本稿に訳出。

(118) 2013 会計年度国防授権法第 17 編第 1707 条。22 U.S.C. § 7103(d)(7)(H) (人身取引の報告に対処する国防総省の説明責任を強化する規定) の改正。

(119) 原文は「第 14 項」とするが、おそらくは「第 16 項」と思われる。22 U.S.C. § 7102(16). 本稿に訳出。

ルター並びに人身取引に関する地域的及び国際的な非政府組織のネットワーク及びデータベースに対する支援。これには、移動可能で、及び大都市以外にも拡大するサービス・センター及びサービス・システムを設立する非政府組織を支えるための支援を含む。

(B) 特に収容されている者である、人身取引の対象とされる者に対して、法的、社会的及び他のサービス及び支援を提供するための非政府組織及び支援者への支援並びに関係する外国の政府省庁と非政府組織の間の連絡を促すことにより、外国の政府と当該組織の間の協力を促すこと。

(C) 人身取引の対象とされた女性及び女兒に対する教育及び訓練

(D) 人身取引の対象とされた者の希望、尊厳及び安全性を完全に尊重した上で、人身取引の対象とされる者を適切なコミュニティ又は家族に安全に統合し、又は再統合すること。

(E) 人身取引された家族構成員の居場所を特定し、帰国させ、及び治療を行い、当該家族構成員の自発的な帰国又は適切なコミュニティへの統合又は再定住を支援し、及び治療を行うことにおいて、被害者の家族を支援するプログラムの作成又は強化における支援

(F) 国連難民高等弁務官事務所 [UNHCR]、国際移住機関 [IOM] 及び合衆国政府と契約し、又は補助金を受ける民間の非営利組織といった関係する組織と協力し、及び調整して、難民及び国内避難民を支援するために、次の両者に対する支援を行う。

(i) 難民及び国内避難民のための保護を強化すること。これには、人身取引加害者により難民及び国内避難民が搾取されることを阻止するために手を差し伸べること [outreach] 及び教育における取組を含む。

(ii) 国連高等難民弁務官事務所、その協力組織又は児童の人身取引被害者を特定し、及び安全な統合、再統合及び再定住を支援するために国務省と契約する組織が知るところになる同伴者のいない、及び離散した児童のための最善の利益となる決定の実施

(2) 追加の要件 (1)号の規定に定めるプログラム及びイニシアチブを設立し、及び実施するに当たり、国務長官及び合衆国国際開発庁長官は、国籍のない被害者を含め、人身取引の被害者について、統合、再統合又は再定住を適切に支援するために、人身取引被害者の出身国を含む多国間の協調的取組を強化するために、必要な全ての措置を講ずる。この〔(2)〕号の規定を実施するに当たり、国務長官及び合衆国国際開発庁長官は、多国間の協調的取組が、地域を基盤として行われることを保障する全ての適切な措置を講じ、及び、当該取組について毎年連邦議会に概要を説明する。

(b) (略)<sup>(120)</sup>

(c) 人身取引の被害者の規制

(1)～(3) (略)<sup>(121)</sup>

(4) 政府職員の実訓練

(A) 一般規定 (1980年外交役務法第103条<sup>(122)</sup>の規定が定義する文言に従い) 外務局の構成員を含む国務省、国土安全保障省、保健福祉省、労働省、雇用機会均等委員会及び

(120) 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注(70), pp.55-58.

(121) 翻訳は、次の文献参照。同上, pp.58-59.

(122) 国務省外務局の構成員に関する規定。22 U.S.C. § 3903.

司法省の該当職員は、深刻な態様の人身取引被害者を特定し、及び年少の被害者を含む被害者に保護を提供する訓練を受ける。司法長官及び保健福祉長官は、労働長官と協議の上で、当該被害者の特定及び保護を改善するために、州及び地方の職員に訓練を提供する。

(B) 訓練の内容 この [(4)] 号の規定に基づく訓練には、次の事項が含まれる。

(i) 大使館の報告業務に関わる職員、地域支局の人身取引コーディネータ及びその上司を対象として作成される、人身取引問題及び法律に基づく国務省の義務についての遠隔学習コース

(ii) 全ての大使及び代理大使が赴任国へ出発する前に行われる、人身取引に特化した説明

(iii) 合衆国外の国務省の大使館職又は領事館職において、他の連邦省庁から派遣される該当職員を含め、(i) 及び (ii) の規定に言及される全ての職員に対する、次の両者についての年に1度以上の注意喚起 [reminder]

(I) 赴任国又は地域に特定の人身取引についての主要な問題、脅威、手法及び兆候

(II) 人身取引の可能性がある事案について該当職員が知り得る情報を報告する適切な手続

(iv) (合衆国法典第18編第1591条c項<sup>(123)</sup>の規定に合致して)児童であった者又は暴力、詐欺若しくは威圧に服した者の商業的性行為を故意に誘い、又は顧客となる者が、合衆国法典第18編第77章の規定に基づく犯罪で有罪とされ、及び人身取引犯罪の当事者であることを明確にする議論

(d) 解釈 c項の規定は、合衆国又はその職員若しくは被用者に対する民事上の訴訟原因を創出するものとして解釈されてはならない。

(e) ~ (g) (略)<sup>(124)</sup>

#### 第7105a条 人身取引対策プログラムの有効性の向上

(a) 補助金、協力協定及び契約の提供 合衆国内外でこの法律を実施するために入手可能とされる補助金を運営するに当たり、次の全てを満たす。

(1) 当該プログラムのための補助金、協力協定及び契約の募集は、公衆に入手可能とされること。

(2) 適用可能な法律に基づき、補助金、協力協定及び契約は完全かつ開かれた競争に服すること。

(3) 補助金、協力協定及び契約のための省庁の内部審査手続は、(1)号及び(2)号の規定に定める場合を除き、合衆国政府外の者又は組織による、臨時的又は断続的な審査又は影響に服してはならないこと。

(b) 適格性

(1) 一般規定 この法律の規定に基づく補助金、契約又は協力協定を希望する申請者は、法的サービス、社会サービス、保健サービス又は他の援助を提供する者又は組織が、人身取引に関連する訓練を既に完了し、又は将来完了することを、実行可能な限りで保障する。

(123) 児童の人身取引の訴追において、被害者が18歳未満であることについては、加害者の故意又は過失の証明を不要とする規定。翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注(22), p.44.

(124) 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注(70), pp.60-61.

- (2) 開示 適切な場合には、申請者は、人身取引における専門性を有する組織を含め、非政府組織と協力することを示さなければならない。
- (c) 人身取引対策プログラムの評価
- (1) 一般規定 大統領は、援助の長期的に持続可能な開発の効果を最大化するために、プログラムごとに、この法律により定められる人身取引対策プログラムに基づき定められる援助の有効性及び効率性を評価する制度を設立する。
- (2) 要件 (1)号の規定を実施するに当たり、大統領は次の全ての事項を行う。
- (A) 実行可能な限り、客観的で定量的な方法で表現される、(1)号の規定に定める援助のための達成目標を定めること。
- (B) 達成指標が、(A)の規定に定める達成目標の到達度を測定し、及び評価するために、この法律に基づき授権されるプログラムのために用いられることを保障すること。
- (C) 当該援助の影響を強化するために、(1)号の規定に定める援助の調整のために勧告の基盤を提供すること。
- (D) 実行可能な限り、評価は、当該事項の専門家により合衆国内外において行われることを保障すること。
- (d) 人身取引対策プログラムの特定される利用 この節の規定に基づく援助を提供するに当たり、大統領は、第 110 条 b 項<sup>(125)</sup>の規定に従い国務長官が連邦議会へ提出する直近の報告書に含まれる優先順位及び国の評価を考慮する。
- (e) 他のプログラムとの整合性 大統領は、1961 年対外援助法第 I 部<sup>(126)</sup>及び第 II 部第 4 節<sup>(127)</sup>の規定に基づく緊急救援、開発及び貧困削減のための援助プログラム及び他の同様の合衆国援助プログラムの企画、監視及び評価が、人身取引対策に関する合衆国の政策及び他の合衆国のプログラムと合致することを保障する。
- (f) 歳出の授権 2008 会計年度から 2011 会計年度までの各会計年度に、この節を実施するために入手可能とされる金額の 5% 以下の金額を、次の事項を含むこの条の実施に利用できる。
- (1) この法律に従い支出省庁により資金を提供される有望な人身取引対策のプログラム及びプロジェクトの評価
- (2) 出来しつつある問題又は世界的傾向の評価
- 第 7105b 条 国内被害者スクリーニング手続 (略)<sup>(128)</sup>**
- 第 7106 条 人身取引の根絶のための最低基準**
- (a) 最低基準 この節の適用上、深刻な態様の人身取引被害者の出身地国、経由地国又は目的地国の政府に適用可能な人身取引の根絶のための最低基準は、次のとおりとする。
- (1) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引を禁止し、及び当該人身取引の行為を罰すること。
- (2) 暴力、詐欺、威圧を含む性目的の人身取引行為、被害者が有効な同意を行うことのできない児童である場合の性目的の人身取引行為又は強姦若しくは誘拐を含むか、若しくは死亡を生ぜしめる人身取引行為を故意に実行することに対して、当該国の政府が、強制的

(125) 前掲注 (46)

(126) 開発援助に関する規定。

(127) 前掲注 (26)

(128) 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (70), p.61.

な性的暴力といった重罪と同等の罰則を定めること。

- (3) 深刻な態様の人身取引行為を故意に実行することに対して、当該国の政府が、抑止に十分な程度に厳格で、及び犯罪の凶悪性を適切に反映する罰則を定めること。
- (4) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引を根絶するために真剣で継続的な取組を行うこと。
- (b) 指標 a 項 (4) 号の規定に基づく判断のために、次の要素が深刻な態様の人身取引を根絶するための真剣で継続的な取組の指標と思料される。
- (1) 当該国の政府が、国の領域内で全体又は一部が行われる深刻な態様の人身取引行為を精力的に捜査し、及び訴追し、並びに、適切な場合には、当該行為により有罪判決を受ける者の収監を要求することを含め、当該行為に責任のある者に有罪判決を下し、及び量刑を定めるか否か。先例となる量刑の適用上、深刻な態様の人身取引事件における主犯の有罪判決の刑の執行猶予又は大幅な減軽は、事件ごとに、深刻な態様の人身取引の根絶のための真剣で継続的な取組の指標と思料されるか否かを考慮する。国務省から [当該] 捜査、訴追、有罪判決及び量刑に関するデータの正当な請求を受けた後に、当該データを提供しない政府は、当該データを入手する当該政府の能力の強化を実証できるように向上させることと併せ、当該行為を精力的に捜査し、訴追し、有罪判決を下し、又は量刑を定めてこなかったと推定される。
- (2) 当該国の政府が、被害者が報復又は困難に直面することになる国への退去強制に対する法的な代替措置の提供を含め、深刻な態様の人身取引被害者を保護し、及び当該人身取引の捜査及び訴追における被害者の援助を促しているか否か、並びに被害者のニーズに焦点を当てるアプローチを用いた人身取引被害者の特定及び治療に関する法執行職員及び入国管理職員に対する訓練の提供によるものを含め、人身取引された直接の結果として行う不法行為のみのために不適切に収監され、罰金を科され、又は別に処罰されないことを被害者に保障するか否か<sup>(129)</sup>。
- (3) 当該国の政府が、潜在的な被害者を含めた公衆に、深刻な態様の人身取引の原因及び結果について伝え、及び教育する措置といった、深刻な態様の人身取引を阻止する措置、出生登録、市民権及び国籍を含む地方の住民の特質を明らかにする措置、外交、平和維持又は他の同様の任務の一環として外国で展開する自国民が、深刻な態様の人身取引に従事し、若しくはこれを助長し、又は当該人身取引の被害者を搾取しないことを保障する措置、抑止として当該公務員を正し、又は罰する透明性のある制度、国際基準、有効な二国間、多国間又は地域における他国との間の情報共有及び協力協定に違反する強制労働又は児童労働の利用を阻止する措置並びに外国人材採用者を規制し、詐欺的人材採用のために民事上及び刑事上の責任を問う有効な政策又は法律を採択するか否か。
- (4) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引の捜査及び訴追において他の政府と協力し、及び二国間、多国間又は地域の法執行協力及び協調協定を他国と締結するか否か。
- (5) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引の行為により起訴される者を、他の重罪で起訴される者と実質的に同等の条件及び実質的に同等の範囲で引き渡しているか否か(又は、当該引渡しが、当該国の法律又は当該国が締約国である国際協定と合致しない場合には、

(129) 「被害者化」への配慮を問う基準である。中川 前掲注(22)

当該国の政府が引渡しを許容するよう法律及び条約を改正し、又は代替する全ての適切な措置を講ずるか否か)。

- (6) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引の証拠として国内への移民及び国外への移民のパターンを監視するか否か、並びに当該国の法執行機関がその証拠に対し、当該人身取引行為の精力的な捜査及び訴追と合致する形で対処するか否か並びに被害者の人権及び国際的に認識される者が自国を含めた国から出国する権利及び当該者が自国に戻る権利の保護と合致する形で対処するか否か。
- (7) 当該国の政府が、深刻な態様の人身取引に従事し、若しくは〔これを〕助長し、又は当該人身取引の被害者を搾取する外交、平和維持又は他の同様の任務の一環として外国で展開する自国民を含め、深刻な態様の人身取引に関与し、又は〔これを〕助長する外交官及び兵士を含む公務員を精力的に捜査し、訴追し、有罪判決を下し、及び量刑を下すか否か、並びに人身取引を容認し、又は可能とする公務員に対して全ての適切な措置を講ずるか否か<sup>(130)</sup>。当該公務員に対する公衆の主張に政府が適切に取り組まない場合、特に当該公務員が自国に戻った場合には、この指標に基づき不作為と思料される。国務省から当該の捜査、訴追、有罪判決及び量刑に関するデータの正当な請求を受けた後に、当該データを提供しない政府は、当該データを入手する当該政府の能力の強化を実証できるように向上させることと併せ、当該行為を精力的に捜査し、訴追し、有罪判決を下し、又は量刑を定めてこなかったと推定される。
- (8) 当該国の市民ではない、深刻な態様の人身取引被害者の割合が小さいか否か。
- (9) 当該政府が、次のいずれかの者との間で、具体的かつ計測可能な結果となる効果的かつ透明性のある連携、協力協定又は合意を行うか否か。
  - (A) 人身取引を阻止し、被害者を保護し、及び加害者を処罰する政府の取組を支援するために、国内の市民社会組織、民間部門の団体若しくは国際非政府組織（又は、当該政府が、これを支援するための多国間の若しくは地域的な協定若しくは合意を行うか否か。）
  - (B) 人身取引に対する共同施策において合意される目標及び目的に向けて、合衆国
- (10) 当該国の政府が、当該政府の能力に応じて、(1) から (8) までの規定に定める指標を満たす取組を組織的に監視し、及び当該取組の定期的な評価を公衆に入手可能とするか否か。
- (11) 前年における評価と比べて、当該国の政府が深刻な態様の人身取引の根絶に向けて顕著な前進を実現したか否か。
- (12) 当該国の政府が、次の事項への需要を減らすために真剣で継続的な取組を行うか否か。
  - (A) 商業的性行為
  - (B) 当該国の国民による国際買春ツアーへの関与

#### 第7107条 最低基準を遵守しない政府に対する措置

- (a) 政策表明 次の両者に該当する政府に対しては、人道目的ではなく、貿易関連ではない対外援助を提供しないことが合衆国の政策である。
  - (1) 人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守しない政府

(130) アメリカの取組としては、連邦契約において、人身取引に関与する者が存在する場合には、直ちに契約等を終了できるとしている（前掲注(74)）。また、連邦契約において人身取引に関与する者に対しては、刑事罰を定めている（18 U.S.C. § 3271）。同上，pp.54-55。

- (2) 当該基準を遵守するために有意義な取組<sup>(131)</sup>を行わない政府
- (b) 連邦議会に対する報告書
- (1) 年次報告書 毎年6月30日までに、国務長官は、第108条<sup>(132)</sup>の規定に列挙される最低基準及び指標に従い、合衆国及び外国政府の人身取引対策の取組並びに各国の人身取引の性質及び範囲並びに個別の政府の取組の傾向の分析を記述する報告書を連邦議会の該当する委員会に提出する。報告書は、対応する[concurrent]報告データが入手可能な範囲で、報告書が作成される前の年の4月1日から報告書が作成される年の3月31日までの間に実施される取組及び活動を対象とし、次の事項を含む。
- (A) 人身取引の根絶に向けた最低基準が適用可能で、かつ、当該政府が報告期間に記録される当該国により講じられる具体的な措置<sup>(133)</sup>のみに基づいて当該基準を完全に遵守する国がある場合には、当該国のリスト
- (B) 人身取引の根絶に向けた最低基準が適用可能で、かつ、当該政府が報告期間に記録される（次年度に追加の将来の措置を講ずるとする当該国による約束を除く）当該国により講じられる具体的な措置のみに基づいて、当該基準を完全には遵守しないが、遵守するために有意義な取組を行う国がある場合には、当該国のリスト
- (C) 人身取引の根絶に向けた最低基準が適用可能で、かつ、当該政府が当該基準を完全には遵守せず、及び遵守するために有意義な取組を行わない国がある場合には、当該国のリスト
- (D) 国際連合、欧州安全保障協力機構[OSCE]、北大西洋条約機構[NATO]及び適切な場合には合衆国が参加する他の多国間組織が、当該組織の被用者、契約相手方の職員及び平和維持軍による人身取引又は人身取引の被害者の搾取への関与を阻止するために講ずる措置に関する情報
- (E) 主要な出身地国及び目的地国に向けて、これを經由して、又はこれから取引される被害者の数に関するデータに、可能な範囲で国籍、性別及び年齢による内訳を含めた、人身取引の世界的な傾向の出来又は変化についての報告及び分析
- (F) 人身取引において出来つつある問題
- (G) 外国政府、民間部門及び国内市民社会の構成員によるものを含む、阻止、保護、訴追及び連携における効果的な慣行並びに技術革新の利用に焦点を当てた、「人身取引の根絶における成功する慣行」と題する章
- (H) 先の年次報告書に掲載されたのとは異なるリストに含められる各国について、変更に参加する先の報告期間において当該国により講じられた（又は講じられない）具体的な措置（又は当該措置の欠如）に関する詳細な説明。これには、当該措置と第108条の規定に列挙される最低基準との間の明確な関連を含む。
- (2) 特別監視リスト
- (A) リストの提出 国務長官は、c項及びd項の規定に定められる決定がこれらの項の規定に従って連邦議会の該当する委員会に提出される日までに、連邦議会の該当する委

(131) 22 U.S.C. § 7107(b)(3). 人身取引の根絶のために政府が行うべき事項をいう。本稿に訳出。

(132) 前掲注(60)

(133) 前掲注(13)

員会に対し、同長官が次の年度に特別の精査が必要であると決定する国のリストを提出する。このリストは次の諸国により構成される。

- (i) 現在の年次報告書において(1)号(A)の規定に従いリストに掲載される国で、先の年次報告書では(1)号(B)の規定に従いリストに掲載されるもの
  - (ii) 現在の年次報告書において(1)号(B)の規定に従いリストに掲載される国で、先の年次報告書では(1)号(C)の規定に従いリストに掲載されるもの
  - (iii) 現在の年次報告書において(1)号(B)の規定に従いリストに掲載される国で、次のいずれかの事項に該当するもの
    - (I) 深刻な態様の人身取引被害者の推定数が膨大であるか、又は急増しており、かつ、当該国が相応の具体的な措置を行わない場合
    - (II) 先の年度から、人身取引犯罪の捜査、訴追及び有罪判決の強化、被害者への援助の強化並びに政府職員が深刻な態様の人身取引において共犯となる証拠の減少を含め、深刻な態様の人身取引に対処する取組強化の証拠を提供しない場合
- (B) 暫定評価 各年の2月1日までに、国務長官は、連邦議会の該当する委員会に対し、先の年度の4月1日以後に(A)の規定に定める特別監視リストに掲載される各国における進捗に関する評価を提出する。
- (C) 特別監視リストの人身取引年次報告書との関係 ある国が(A)の規定に定める特別監視リストに掲載されてはならないとの判断は、次の年度に、当該国が人身取引の根絶のための最低基準を遵守するか否か、又は当該国が当該基準を遵守する有意義な取組を行うか否かについて行われる判断にいかなる手法においても影響を与えてはならない。
- (D) 特別監視リスト<sup>(134)</sup>に2年連続して掲載される国
- (i) 一般規定 (ii)の規定に定める場合を除き、(D)の規定の制定日[2008年12月23日]から2年連続して(A)の規定に定める特別監視リストに掲載される国は、(1)号(C)の規定に定める国のリストに含まれる。
  - (ii) 免除権限の行使 大統領は、大統領が判断する場合には1年間を上限として(i)の規定の適用を免除することができ、並びに上院の外交委員会及び下院の外交問題委員会に、次の事項を根拠として当該免除が正当化されるとする信頼できる証拠を報告する。
    - (I) 当該国が、人身取引の根絶のための最低基準の遵守のために有意義な取組を開始する書面による計画を有すること。
    - (II) 計画が実施されれば、それが有意義な取組を構成すること。
    - (III) 当該国が計画を実施するための十分な資源を充当すること。
- (E) 連邦議会への通知 (D)(ii)の(I)から(III)までの規定の要件を満たしたと判断された各国を連邦議会に通知してから30日間以内に、国務長官は次の両方の事項を行う。

---

(134) 法文上は、「特別監視リスト」であるが(22 U.S.C. §§ 7107(b)(2)(D)～(F))、第2層から第1層に上がることを2年連続で達成することは不可能であり(1年目で第1層に上がっているため)、3層から第2層へ上がって特別監視リストに掲載された国が、翌年第2層から第1層に上がることで、再び特別監視リストに掲載されることはあり得るとはいえ、その後、原則として第3層に格付することに合理性はないので、ここでいう掲載ルールに服する特別監視リストは、事実上、第2層監視リストを指すと思われる。Michael A. Weber et al., "The State Department's Trafficking in Persons Report: Scope, Aid Restrictions, and Methodology," *CRS Report, R44953*, October 30, 2019, p.7. <<https://sgp.fas.org/crs/row/R44953.pdf>>



- (i) 国務省が維持する公衆が入手可能なウェブサイト上で、当該判断を支持する信頼できる情報の詳細な説明を提供すること。
  - (ii) (D)(ii)(I)の規定に基づき当該国が提出する書面による計画について、上院の外交委員会及び下院の外交問題委員会に、書面による計画を審査する機会を提供すると共に、説明を行うこと。
- (F) 特別監視リストに格下げされ、かつ、特別監視リストに再掲される一定の国のための特別規則 (D) 及び (E) の規定にかかわらず、ある国が次の全ての事項に該当する後に1年間を超えて (A)(iii) の規定に定める特別監視リストに含められてはならない。
- (i) (A)(iii) の規定に定める特別監視リストに次の両方の期間含まれること。
    - (I) (D) の規定の制定日 [2008年12月23日] から連続する2年間
    - (II) 大統領が (D)(ii) の規定に基づく免除権限を行使する結果として、当該制定日から追加される数年間<sup>(135)</sup>
  - (ii) その後に (1) 号 (C) の規定に定める国のリストに後に含まれること。
- (3) 有意義な取組
- (A) 一般規定 ある国の政府が、人身取引の根絶のために最低基準の遵守のための有意義な取組を行っているか否かについて、(1) 号又は (2) 号の規定に基づき判断するに当たり、国務長官は次の全ての事項を考慮する。
- (i) 当該国が、深刻な態様の人身取引の出身地国、経由地国又は目的地国であった程度
  - (ii) 当該政府により最低基準に不遵守とされた程度及び特に、政府の職員又は被用者が深刻な態様の人身取引に関与し、助長し、許容し、又は別に共謀した程度
  - (iii) 政府の資源及び能力の観点から、最低基準を遵守するために適当とされた措置
- (B) 有意義な取組の不履行の証明 (A) の (i)、(ii) 及び (iii) の規定に定められる考慮に加え、当該国の政府が人身取引の根絶のための最低基準を遵守するための有意義な取組を行わないか否かについての (1) 号 (C) の規定に基づく判断において、国務長官は有意義な取組の不履行の証明として、次の事項について政府の政策又はパターンを考慮する。
- (i) 人身取引
  - (ii) 政府が資金を供給するプログラムにおける人身取引
  - (iii) (政府関連の医療サービス、農業、林業、鉱業、建設業又は他の部門における) 強制労働
  - (iv) 政府の基地、基地構内又は前哨部隊における性奴隷
  - (v) 児童兵の雇用又は採用
- (D)<sup>(136)</sup> 当該国の政府が次の事項に十分な予算を投入する程度
- (i) 深刻な態様の人身取引行為を捜査し、及び訴追すること。
  - (ii) 当該行為に責任を有する者の有罪判決を下し、及び量刑を定めること。
  - (iii) 人身取引の被害者に損害填補<sup>(137)</sup>を入手させること。

(135) 2008年 TVPRA では、大統領により免除できる期間は2年間とされていたが、2019年1月に制定された2017年 TVPRA により、この期間が1年間に引き下げられたため、特定の年数を記載できないものと思われる。これにより、ある国が連続して特別監視リストにとどまることができる期間は、最大4年間から最大3年間に短縮されるに至った。

(136) 原文は「(D)」とあるが、おそらく「(C)」であると思われる。

(137) 前掲注 (57)

- (E)<sup>(138)</sup> 当該国の政府が次の事項に十分な予算を投入する程度
- (i) 人身取引の被害者を保護し、及び支援すること。
  - (ii) 深刻な態様の人身取引を阻止すること。
- (F)<sup>(139)</sup> 当該国の政府が、人身取引の被害者へのサービスの提供において改善するための具体的な措置に帰結する国内的及び国際的な市民社会組織と協議する程度
- (4) 第2層監視リスト<sup>(140)</sup>に格上げされる国のための行動計画
- (A) 一般規定 人身取引年次報告書の公表から180日以内に、国務長官は、人身取引監視対処局の特命大使及び適切な地域事務所の次官補を通じて、(2)号(A)(ii)の規定に定める各国の政府の適切な職員と協議し、及び各国の駐米大使又は大使代理の援助を受けて、次の事項を行う。
- (i) この〔b〕項の規定に基づき当該国の層の格付を更に改善するために、第3層から第2層監視リストに格上げされる各国のために行動計画を準備すること。
  - (ii) 各当該国の政府に対し、関係する行動計画を提示すること。
- (B) 内容 この〔(4)〕号の規定に基づき準備される各行動計画は、次の両者を満たす。
- (i) 信頼できる情報に基づき、当該国が第2層の基準を満たすことを阻む欠陥に実質的に取り組むために、当該国が講ずる特定の具体的な措置を含めること。
  - (ii) 短期及び複数年の目標に焦点を当てること。
- (C) 説明 人身取引監視対処局の特命大使及び全ての該当する地域次官補は、この〔(4)〕号の規定に基づき準備される各行動計画の実施について、上院の外交委員会及び歳出委員会並びに下院の外交問題委員会及び歳出委員会への説明に応じられるように準備する。
- (D) 留保規定 この〔(4)〕号の規定は、次のいずれかの事項を改正するように解釈されてはならない。
- (i) 第108条<sup>(141)</sup>の規定に基づく人身取引の根絶のための最低基準
  - (ii) この条の規定に基づく最低基準を満たさない政府に対する措置又は(2)号の規定に基づく特別監視リストに掲載するための指標
- (c) 通知 2003年1月1日以後のb項(1)号の規定に基づく年次報告書又はb項(2)号の規定に基づく暫定報告書の提出から45日以後90日以内に、大統領は、当該報告書によれば、当該政府が次の両者に該当するそれぞれの外国に関し、d項の規定に掲載される判断のうちの1つを連邦議会の該当する委員会に提出する。
- (A) 人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守しないこと。
  - (B) b項(1)号(C)の規定に定める遵守のための有意義な取組を行わないこと。
- (d) 大統領の判断 c項の規定に言及される判断は、次のとおりとする。
- (1) 人道目的ではなく、貿易関連ではない援助の留保 大統領は、次のとおりに判断すること。
    - (A)(i) 合衆国が、ある国の政府が最低基準を遵守するか、又は遵守するための有意義な

(138) 原文は「(E)」とあるが、おそらく「(D)」であると思われる。

(139) 原文は「(F)」とあるが、おそらく「(E)」であると思われる。

(140) 前掲注(14)

(141) 前掲注(60)

取組を行うまで、後の会計年度に当該国の政府に人道目的ではなく、貿易関連ではない対外援助を提供しないこと。

- (ii) 先の会計年度に人道目的ではなく、貿易関連ではない対外援助を合衆国から受領しなかった国の政府である場合には、合衆国は、後の会計年度に当該国の政府に援助を提供せず、又は当該政府が最低基準を遵守するか、若しくは遵守のための有意義な取組を行うまで、後の会計年度に当該政府の職員若しくは被用者の教育的及び文化的な交換プログラムへの参加のために資金を提供しないこと。
- (B) 大統領は、各多国間開発銀行及び国際通貨基金 [IMF] の合衆国理事に対して、ある国の政府が最低基準を遵守するか、又は遵守するための有意義な取組をするまで、後の会計年度に各機関から当該国に対する資金の融資又は他の利用（ベーシック・ヒューマン・ニーズ<sup>(142)</sup>を直接に満たし、制裁を受ける国の政府によっては運営されず、及び当該政府に全く利益を与えない人道目的援助、貿易関連援助又は開発援助は除く。）に反対の投票をし、及び合衆国理事として拒否するための最善の取組を行うよう指示すること。
- (2) 人権侵害に対処する進行中の、複数の、広範な援助制限 大統領が、当該国が人権侵害への対処として主要な部分が課される複数の、広範な援助制限に既に服しており、当該制限が進行中で、かつ、(1)号の規定に定める制限に匹敵すると判断すること。当該判断には、判断を行う基礎となる特定の制限又は複数の制限の説明を伴う。
- (3) 後の遵守 国務長官が、当該国の政府が最低基準の遵守を達成し、又は遵守のために有意義な取組を行うと判断すること。
- (4) 国益にかなう場合の援助の継続 当該国の政府が人身取引の根絶のための最低基準の遵守及び遵守のための有意義な取組に不履行がある場合であっても、大統領が、当該国に対する人道目的ではなく、貿易関連ではない対外援助又は教育的及び文化的な交換プログラムへの参加のための、若しくは(1)号(B)の規定に定める多国間援助のための資金の提供又はその両方が、この節の目的を促進するか、又は別に合衆国の国益にかなうと判断すること。
- (5) 免除権限の行使
- (A) 一般規定 大統領は、次の事項について、(4)号の規定に基づく権限を行使することができる。
- (i) 当該国に対する全ての人道目的ではなく、貿易関連ではない対外援助又は教育的及び文化的な交換プログラムへの参加のための資金
- (ii) ある国に対する(1)号(B)の規定に定める全ての多国間援助
- (iii) 当該援助の一又は複数のプログラム、プロジェクト又は活動
- (B) 深刻な悪影響の回避 大統領は、女性及び児童を含む脆弱な「立場にある」者に対

(142) Basic Human Needs (BHN). 開発途上国の最貧困層の基礎的要求を指す。1973年以降、アメリカ議会は、ベーシック・ヒューマン・ニーズを対外援助政策の基準として採用してきた。滝田賢治「8 現代アメリカの対外援助政策—構造と理念の変容—」坂本正弘・滝田賢治編著『現代アメリカ外交の研究』（中央大学社会科学研究所研究叢書 7）中央大学出版部、1999、pp.222-223；中西泰造「アメリカ対外援助政策の再編と途上国開発」『経済論叢』161巻5・6号、1998.6、p.521。しかし、1980年代に入ると、世界的な不景気でBHN充足や貧困削減を達成するのが難しくなった。Maurice J. Williams「第2章 アメリカ援助の歴史的経験—7つの援助戦略モデル—」山澤逸平・平田章編『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』アジア経済研究所、1992、p.141。

する深刻な悪影響を回避するために必要な場合には、(4)号の規定に基づく権限を行使する。

- (6) 多国間開発銀行の定義 この [d] 項の規定において、「多国間開発銀行」とは、国際復興開発銀行 [IBRD]、国際開発協会 [IDA]、国際金融公社 [IFC]、米州開発銀行 [IDB]、アジア開発銀行 [ADB]、米州投資公社 [IDB]、アフリカ開発銀行 [AfDB]、アフリカ開発基金 [ADF]、欧州復興開発銀行 [EBRD] 及び多国間投資保証機関 [MIGA] のいずれかの機関をいう。
- (e) 証明 c項の規定に基づく提出と共に、大統領は、第103条第8項(A)<sup>(143)</sup>の(ii)、(iii)又は(v)の規定に定める援助について、又は第103条第8項(B)<sup>(144)</sup>の規定に定める援助については、いかなる援助も、深刻な態様の人身取引に関与し、助長し、又は容認する省庁又は職員により受領され、又は利用されることを意図しないとする国務長官による証明書を提供する。
- (f) 後の免除権限 大統領は、ある国の政府についてd項(1)号の規定に定める判断を行った後、いつでも、d項(1)号の規定に基づく先の判断により当該国に課される措置の全部又は一部を免除するために、d項の(4)号及び(5)号の規定に定める判断を行うことができる。

#### 第7108条 重大な人身取引加害者に対する措置

##### (a) 重大な人身取引加害者に対する制裁権限

(1) 一般規定 大統領は、次の者に関する場合には、国際緊急経済権限法第202条<sup>(145)</sup>にかかわらず、同法第203条<sup>(146)</sup>又はグローバル・マグニツキー人権責任法第1263条<sup>(147)</sup>の規定に定める権限を行使することができる。

(A) 合衆国において、直接又は間接に、深刻な態様の人身取引において重大な役割を担う外国人

(B) (A)の規定に従って特定される重大な外国人人身取引加害者の活動を物的に支援し、経済的若しくは技術的な支援を提供し、又は物品若しくは役務を提供して支援する外国人

(C) (A)の規定に従って特定される重大な外国人人身取引加害者により所有され、統制され、若しくは指示され、又は当該者のために若しくは当該者を代理して働く外国人

(D) 顕著な経済的利得のために、深刻な態様の人身取引に関与し、助長し、又は許容する外国政府職員

(2) 処罰 国際緊急経済権限法第206条<sup>(148)</sup>の規定に定める処罰は、この条の規定に基づき

(143) 原文は「第8項」とあるが、おそらくは「第10項」であると思われる。22 U.S.C. § 7102(10)(A). 人身取引年次報告書の第3層に格付けられた国に提供が禁止される、1961年対外援助法に基づく一定の援助を除く援助を定める規定。本稿に訳出。

(144) 同上 22 U.S.C. § 7102(10)(B). 人身取引年次報告書の第3層に格付けられた国に禁止される、武器輸出管理法に基づく一定の売却、資金供与等を定める規定。本稿に訳出。

(145) 50 U.S.C. § 1701. 異常な脅威；国家緊急事態；大統領権限の行使に関する規定。

(146) 50 U.S.C. § 1702. 当該外国人に、為替取引、銀行間送金、資産の移転、売買、輸送等を禁ずる大統領の権限に関する規定。

(147) 22 U.S.C. § 10102. 民主化等を求める者を殺害し、拷問する等の者、汚職を行う政府職員等について、①入国許可、査証等の拒否・取消し、②資産取引の凍結等の制裁を定める規定。②の違反等の処罰は、国際緊急経済権限法第206条（後掲註(148)）b項及びc項の規定による。グローバル・マグニツキー人権責任法の解説は、次の文献参照。越田崇夫「諸外国の人権侵害制裁法」『レファレンス』858号、2022.6, pp.31-60. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12299753\\_po\\_085802.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12299753_po_085802.pdf?contentNo=1)>

(148) 50 U.S.C. § 1705. 大統領による国家緊急事態宣言に基づく規則等の違反に対する行政罰及び刑事罰を定める規定。

発行される免許、命令又は規則の違反に適用される。

(b) 重大な人身取引加害者の特定及び制裁についての連邦議会への報告

(1) 一般規定 a項の規定に定める権限を行使するに当たり、大統領は、議会の該当する委員会に次の両方の事項を報告する。

(A) 大統領がこの条の規定に従う制裁が適当と判断した外国人及び当該判断の根拠を公に特定すること。

(B) この条の規定に従って科される制裁を公に説明すること。

(2) 制裁の解除 a項の規定に定める権限に基づいて講じられる措置を停止し、又は終了させる場合には、大統領は当該停止又は終了について、(1)号の規定に定める委員会に対して報告する。

(3) 機密情報の提出 この[b]項の規定に基づき提出する報告書には、(1)号(A)の規定に基づき大統領により行われる判断の根拠に関する機密情報を伴う付属書類を含めることができる。

(c) 影響を受けない法執行及び諜報の活動 この条の規定は、連邦の権限に基づく法執行若しくは諜報の活動又は州若しくはその下部組織の法執行活動を禁止し、又は別に制限することはない。

(d) [削除]<sup>(149)</sup>

(e) 実施

(1) 権限の委任 大統領は、a項の(1)号(B)及び(1)号(C)の規定に基づき外国人を指定する権限を含む、この条の規定により付与される権限を委任することができる。

(2) 規則及び規制の公布 財務長官を含めた省庁の長は、規則及び規制の公布を含め、(1)号の規定に従って大統領により委任された権限を実施するために必要である可能性のある措置を講ずる権限を有する。

(3) 審査の機会 当該の規則及び規制は、a項の規定に定める権限の行使に関する判断、命令、指定又は他の措置の変更又は終了を求める目的で、本人又は代理人を通じて、直ちに聴聞を受ける機会を与える手続を含む。

(f) 外国人の定義 この条の規定において「外国人」とは、外国の市民若しくは国民又は合衆国の法律の規定に基づき設立されたのではない団体をいい、外国政府職員を含むが、外国[自体]は含まない。

(g) 解釈 この条の規定は、a項の規定に定める権限の行使の司法審査が排除されるものとして解釈されてはならない。

**第7109条 人身取引の加害者の訴追及び罰則の強化 (略)<sup>(150)</sup>**

**第7109a条 国内外における人身取引に関する調査**

(a) 一般規定 大統領は、大統領経済諮問委員会、全米アカデミー全米研究評議会、労働長官、保健福祉長官、司法長官、国務長官、合衆国国際開発庁長官及び国家情報長官を通じて、非政府組織並びに関係する合衆国政府省庁及び国際組織に補助金を提供することによるものを含め、この節の規定する目的を促進し、及びこの節の規定する事実認定において特定される

(149) LexisAdvance2020 に拠る。

(150) 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注(70), pp.61-62.

問題に取り組むためのデータを提供する調査を実施する。当該調査イニシアチブは、最大限に実行可能な限りにおいて、次の事項を含むが、それに限定されない。

- (1) 人身取引の経済的な原因及び結果
  - (2) 人身取引を阻止し、及び人身取引の被害者を保護し、及び支援するために連邦機関により資金を供給され、又は運営されるプログラム及びイニシアチブの有効性
  - (3) 人身取引と、特に HIV/AIDS といったグローバルヘルス<sup>(151)</sup>の脅威との相互関係
  - (4) b 項の規定に従い、テロリズムに資金を供給するために人身取引の収益を利用することを含む、人身取引とテロリズムとの間の相互関係
  - (5) 2008 年ウィリアム・ウィルバフォース人身取引被害者保護再授權法の制定日〔2008 年 12 月 23 日〕から 2 年以内に、人の密輸及び人身取引センター<sup>(152)</sup>内の統合データベースの設立及び維持を含む、全米的、地域的及び国際的に人身取引被害者の人数を定量化するための効果的な仕組み
  - (6) 兵士として利用するための児童の誘拐及び奴隷化。これには、兵士として利用するための児童の誘拐及び奴隷化を根絶するための取組並びに兵士として利用するための児童の誘拐及び奴隷化を直ちに終わらせるために必要な取組の強化のための勧告を含む。
- (b) 人の密輸及び人身取引センターの役割
- (1) 一般規定 a 項の (4) 号及び (5) 号の規定に定める調査イニシアチブは、2004 年 9/11 諮問委員会実施法<sup>(153)</sup>の第 7202 条<sup>(154)</sup>の規定に基づき設立される人の密輸及び人身取引センターにより実施される。
  - (2) データベース a 項 (5) 号の規定に定めるデータベースは、情報源及び手法の保護と合致して、人身取引監視対処省庁間タスクフォースに代表される各連邦省庁により収集される全ての適用可能なデータと、実行可能な限り最大限に、次の事項を目的とする関係する国際組織からの適用可能なデータとを組み合わせることにより作成される。
    - (A) 当該データを収集する合衆国政府の各省庁により、人身取引に関するデータの収集についての調整を改善すること。
    - (B) 当該データの収集並びに当該収集に関する基準及び制度の統一性を促進すること。
    - (C) 人身取引の世界的傾向を把握し、及び分析するために、人身取引、奴隷制及び奴隷制に類似する状況の形態について、メタ分析を行うこと。
    - (D) 人身取引において出来する問題を特定し、及びそれへの対処のための統合された手法を作成すること。
    - (E) 世界的パターン及び出来する問題に対処するための調査の優先順位を特定すること。
  - (3) 協議 (2) 号の規定に基づき作成されるデータベースは、国務省人身取引監視対処局長と協議の上で維持される。

(151) 「地球規模課題としての保健」とも呼ばれる。アメリカでは、2 国間開発援助に占める割合はグローバルヘルス・プログラムが最も高く、エイズ、結核、マラリア等への対策・対処、母子保健の推進、家族計画等の取組を含む。Emily M. Morgenstern and Nick M. Brown, "Foreign Assistance: An Introduction to U.S. Programs and Policy," *CRS Report*, R40213, January 10, 2022, p.6. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R40213>>

(152) 国務長官、国土安全保障長官及び司法長官が運営し、人の密輸、人身取引及び密輸ルートのテロリストによる入手可能性に取り組む全ての連邦機関に情報を提供する機関である。8 U.S.C. § 1777. 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (22), pp.38-39.

(153) Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act of 2004, P.L.108-458, Title VII.

(154) 8 U.S.C. § 1777. 前掲注 (152)

- (4) 歳出の授権 この [b] 項の規定に定められる活動を実施する、2018 会計年度から 2021 会計年度までの各会計年度に人の密輸及び人身取引センターに 100 万ドルの歳出が授権される。
- (c) 定義 この条の規定において、次のとおりに定義する。
- (1) AIDS 「AIDS」とは、後天性免疫不全症候群をいう。
  - (2) HIV 「HIV」とは、AIDS を引き起こす病原体であるヒト免疫不全ウイルスをいう。
  - (3) HIV/AIDS 「HIV/AIDS」とは、人に関しては、HIV に感染している、又は AIDS と共に生きる者をいう。

#### 第 7109b 条 人身取引に対処するための卓越した取組のための大統領賞

- (a) 賞の設立 大統領は、人身取引に対処するための卓越した取組のために「人身取引に対処するための卓越した取組のための大統領賞」として知られる賞を設立する権限を有する。最大限に実行可能な限りにおいて、国務長官は、次の者を含む 5 以下の者又は組織に対し、毎年賞を与える。
- (1) 合衆国市民又は外国人である者
  - (2) 合衆国又は外国の非政府組織
- (b) 選出 大統領は、a 項の規定に基づき権限を付与される賞を受ける者の選出手続を定める。
- (c) 祝賀会 国務長官は、第 110 条 b 項 (1)<sup>(155)</sup> の規定に基づき求められる報告書を長官が連邦議会に提出する日以後に可能な限り速やかに、a 項の規定に基づき権限を与えられる賞を受ける者のために、毎年祝賀会を主催する。国務長官は、祝賀会に出席する各受賞者及び当該受賞者の招待客の旅費を負担することができる。
- (d) 歳出の授権 2008 会計年度から 2011 会計年度までの各会計年度に、この条の規定の実施に必要である可能性のある総額の歳出を授権される。

#### 第 7110 条 歳出の授権 (抄)

- (a) タスクフォースを支援する歳出の授権 職員の増員を含め、第 105 条 e 項<sup>(156)</sup>、第 105 条 f 項<sup>(157)</sup> 及び第 110 条<sup>(158)</sup> の規定を実施するために用いられる、人身取引監視対処局の大使・領事プログラムのために、国務長官に対し、2018 会計年度から 2021 会計年度までの各会計年度に 13,822,000 ドルの歳出を授権する。
- (b) (略)<sup>(159)</sup>
- (c) 国務長官への歳出の授権
- (1) 人身取引対処への援助 次の事項に用いるために、国務長官に対し、2018 会計年度から 2021 会計年度までの各会計年度に 65,000,000 ドルの歳出を授権する。
    - (A) 第 106 条<sup>(160)</sup> 及び第 107 条 a 項<sup>(161)</sup> の規定の実施のため
    - (B) 1961 年対外援助法第 134 条<sup>(162)</sup> の規定の実施のため

(155) 前掲注 (11)

(156) 22 U.S.C. § 7103(e). 国務省の人身取引監視対処局に関する規定。本稿に訳出。

(157) 22 U.S.C. § 7103(f). 国務省による人身取引対策のための地域戦略に関する規定。本稿に訳出。

(158) 前掲注 (16)

(159) 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (70), p.62.

(160) 22 U.S.C. § 7104. 人身取引の阻止に関する規定。本稿に訳出。

(161) 22 U.S.C. § 7105(a). 外国にいる人身取引被害者の援助に関する規定。本稿に訳出。

(162) 22 U.S.C. § 2152d. 人身取引の根絶のための最低基準を満たす外国への援助に関する規定。本稿に訳出。

- (C) 第 108 条<sup>(163)</sup>の規定に定める最低基準の遵守において外国を支援するため
- (D) 国際法執行アカデミー<sup>(164)</sup>において、人身取引に関して法執行職員、検察官及び司法職員のための訓練活動を含む、全ての形態の人身取引に国際的に対処するための阻止、保護及び訴追に関するプログラム及び活動のため
- (2) 人権に関する国別年次報告書の準備 1961 年対外援助法第 116 条<sup>(165)</sup>f 項及び第 502B 条<sup>(166)</sup>h 項の規定の適用上、人権慣行に関する国別年次報告書における当該条の規定により求められる追加の情報を含めるために必要とされる可能性のある総額の歳出を国務長官に授権する。
- (d) 司法長官への歳出の授権
- (1) (略)<sup>(167)</sup>
- (2) 外国への援助 (第 109 条<sup>(168)</sup>の規定により加えられる) 1961 年対外援助法第 134 条の規定の適用上、国際法執行アカデミーにおいて、人身取引に関する法執行職員、検察官及び司法職員の訓練活動の実施を、司法長官と国務長官を通じて行う大統領に対し、2008 会計年度から 2011 会計年度までの各会計年度に 250,000 ドルの歳出を授権する。
- (3) (略)<sup>(169)</sup>
- (e) 大統領への歳出の授権
- (1) 外国の被害者の援助 第 106 条<sup>(170)</sup>の規定の適用上、大統領に対し、2014 会計年度から 2017 会計年度までの各会計年度に 7,500,000 ドルの歳出を授権する。
- (2) 最低基準を遵守するための外国への援助 1961 年対外援助法第 134 条の規定の適用上、大統領に対し、2014 会計年度から 2017 会計年度の各会計年度に 7,500,000 ドルの歳出を授権する。
- (3) 調査 第 112A 条<sup>(171)</sup>の適用上、大統領に対し、2008 会計年度から 2011 会計年度までの各会計年度のために 2,000,000 ドルの歳出を授権する。
- (f) ~ (i) (略)<sup>(172)</sup>

#### 第 7111 条 国務長官による報告書

国際連合、北大西洋条約機構又は合衆国が加わる他の多国間組織の賛助下で、新規の又は再授権される平和維持活動の任務のために投票する 15 日以上前に（又は緊急事態には、実行可能な限り事前に）、国務長官は、連邦議会の下院の外交問題委員会、上院の外交委員会及び他の該当する委員会に対して、次の事項を含む報告書を提出する。

- (A) 平和維持活動の任務に従事する当該組織の被用者、契約相手方の職員及び平和維持軍が、

(163) 前掲注 (60)

(164) International Law Enforcement Academies. 国務省国際麻薬法執行局により資金を供給され、運営される、世界の 5 か所に支部を設けるプログラムで、国外の刑事司法連携国の能力構築を通じて、犯罪対策を進める。Bureau of International Narcotics and Law Enforcement Affairs, "International Law Enforcement Academies (ILEAs)." Department of State website <<https://www.state.gov/international-law-enforcement-academy-ilea/>>

(165) 前掲注 (50)

(166) 前掲注 (51)

(167) 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (70), p.62.

(168) Trafficking Victims Protection Act of 2000 (TVPA), *op.cit.*(23), § 109.

(169) 同上

(170) 前掲注 (160)

(171) 22 U.S.C. § 7109a. 国内外における人身取引に関する調査に関する規定。本稿に訳出。

(172) 翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注 (70), pp.62-63.



人身取引、人身取引被害者の搾取又は性的な搾取若しくは虐待に当たる行為を行うことを阻止するために組織が講ずる措置並びに平和維持活動の任務に参加する間に、当該行為に従事する者に責任を問うために実施する措置の説明

(B) (A) の規定に言及する各措置の有効性の分析

### 第 7112 条 強制労働及び児童労働の監視及び対処に関する追加の活動

(a) 国務省の活動

- (1) 事実認定 連邦議会は、2000 年人身取引被害者保護法第 110 条 b 項<sup>(173)</sup> の規定に従い、2005 年 6 月に国務長官が連邦議会に提出した報告書において、人身取引の根絶のための最低基準を遵守せず、かつ、遵守するための有意義な取組を行わない国の政府のリストは、女性を人身取引して家事労働に従事させることを含む、強制労働に関係する人身取引が行われる多数の国から成ることを認定する。
- (2) 連邦議会の見解 国務省人身取引監視対処局長が、(1) 号の規定に説明する諸国における、及び強制労働が重大な人権上の懸念であり続ける他の諸国における強制労働に対し、主力を注ぐべきであるというのが連邦議会の見解である。
- (3) 情報共有 国務長官は、b 項 (2) 号 (C) の規定に定めるリストの作成に用いるために、国際基準に違反する製品の製造における児童労働及び強制労働に関係する情報を、定期的に労働省に提供する。

(b) 労働長官の活動

- (1) 一般規定 労働長官は、同省の国際労働問題局長を通じて、外国における強制労働及び児童労働を監視し、及び対処する (2) 号の規定に定める追加の活動を実施する。
- (2) 追加の活動の説明 (1) 号の規定にいう追加の活動とは、次の事項をいう。
  - (A) 国際基準に違反する強制労働及び児童労働の利用を監視すること。
  - (B) 強制労働の目的における人身取引に関する情報を、2000 年人身取引被害者保護法第 110 条 b 項により求められる人身取引年次報告書に含めるよう、国務省人身取引監視対処局に提供すること。
  - (C) 国際労働問題局長が、国際基準に違反して強制労働又は児童労働により製造されると信じる理由のある諸国からの製品のリスト<sup>(174)</sup> を作成し、及び公衆に入手可能とすること。これには、実行可能な限りで、強制労働又は児童労働により製造される材料を用いて製造される製品を含む。
  - (D) (C) の規定に説明するリストに掲載された製品の製造に関係する者と協力し、当該者が当該規定に定める労働を用いる製品を製造する可能性を減らす慣行の基準を定めること。
  - (E) 強制される、及び児童の労働を国際的に減らすために合衆国政府の他の省庁と協議し、並びに国際基準に違反して強制労働及び児童労働により製造される製品が合衆国へ輸入されないようにすること。
- (3) 連邦議会への提出 2014 年 12 月 1 日までに [1 度] 及びその後は 2 年に 1 度、労働長官は、(2)(C) の規定に基づき作成されるリストを連邦議会に提出する。

(173) 前掲注 (46)

(174) Bureau of International Labor Affairs, *op.cit.*(58)

## 第 7113 条 説明責任

(a) 一般規定 2013 会計年度のために、及びその後は各会計年度のために、この編<sup>(175)</sup>又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づき司法長官が提供する全ての補助金は、次の説明責任規定に服する。

### (1) 監査の要件

(A) 定義 この [(1)] 号の規定において、「未解決の監査上の事実認定」とは、最終監査報告書が発行される日に始まる 12 か月の期間に収束せず、又は解決されない、権限のない支出又は他の許されない費用に受給者が補助金を用いたとする司法省の監察総監の最終監査報告書における監査報告事実認定をいう。

(B) 要件 この法律<sup>(176)</sup>の制定日 [2013 年 3 月 7 日] の後に開始する最初の会計年度に始まり、及びその後は各会計年度に、司法省の監察総監は、受給者による資金の浪費、詐欺及び濫用を阻止するために、この編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づく補助金の受取人の監査を行う。監察総監は、各年に監査を受けるべき受給者の適切な数を定める。

(C) 義務的排除 未解決の監査上の事実認定があると判断されるこの編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づく補助金の受取人は、(A) の規定に定める 12 か月の期間の終了後に始まる最初の 2 会計年度の間、この編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づく補助金を受給する資格がない。

(D) 優先権 司法長官は、この編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づく補助金の提供において、この編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づく補助金の申請を提出する前の 3 会計年度の間、未解決の監査上の事実認定を受けなかった適格のある申請者に優先権を認める。

(E) 償還 団体が (C) の規定に基づき補助金を受けることを禁じられる 2 会計年度の間、この編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づいて当該団体が補助金を提供された場合には、司法長官は、次の両方の事項を行う。

- (i) 不適切に受給者に提供された補助金額と同額を、財務省の一般会計に入金すること。
- (ii) 誤って補助金を提供された補助金の受取人から、資金を返済する費用を回収するよう試みること。

### (2) 非営利組織の要件

(A) 定義 この [(2)] 号及びこの編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づく補助金プログラムの適用上、「非営利組織」とは、1986 年内国歳入法典第 501 条 c 項 (3)<sup>(177)</sup> の規定に基づき定められ、及び同法典第 501 条 a 項の規定に基づき課税を免除される組織をいう。

(B) 禁止 司法長官は、1986 年内国歳入法典第 511 条 a 項<sup>(178)</sup> の規定に定める税金の支

(175) 第 7113 条は、2013 年女性暴力阻止法 (Violence Against Women Reauthorization Act of 2013, P.L.113-4, Title XII. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-113publ4/pdf/PLAW-113publ4.pdf>>) により新設されたもので、「この編」とは、同法第 12 編、「この法律」とは、2013 年女性暴力阻止法を指す。

(176) *ibid.*

(177) 26 U.S.C. § 501(c)(3). 課税される活動により、収益を生み出すことを許される非課税団体について定める規定。当該団体は、団体の主たる目的以外により収益を上げることは禁止されている。

(178) 26 U.S.C. § 511(a). 慈善等を目的とする組織の非営利収入への課税に関する規定。

払を回避する目的で、海外口座に資金を保持する非営利組織に対し、この編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づき補助金を提供してはならない。

(C) 開示 この編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づき補助金を提供され、並びに役員、理事、管財人及び主要な被用者への報酬のために合理性に関する反証を許す推定<sup>(179)</sup>を成立させるために規則に定める手続を用いる各非営利組織は、司法長官に対し、補助金の申請において当該給与を定める手続を開示する。これには、当該給与を審査し、及び承認することに関わる独立職員、用いられるデータの比較可能性並びに検討及び決定の同時的実証を含む。請求を受けて、司法長官は(C)の規定に基づき開示される情報を、公衆の検証のために入手可能とする。

### (3) カンファレンス支出

(A) 制限 この編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づき司法省に歳出を授権される金額は、司法長官又はこの編若しくはこの編により改正される法律の規定に基づく協力協定を通じて裁量的資金を提供される者若しくは団体により、司法省に入手可能とされる資金のうち20,000ドル以上を利用するカンファレンスを主宰し、又は当該支出を支援するために用いられてはならない。ただし、司法副長官若しくは適切な司法次官補、局長又は(司法副長官により指名される)主たる代理人が、カンファレンスを主催するために資金が支出され得ることを、事前に書面により授権する場合を除く。

(B) 書面による承認 (A)の規定に基づく書面による承認には、全ての食料、飲料、視聴覚機器、登壇者への謝金及び接待の費用を含む、カンファレンスに関係する全ての費用の書面による見積もりを含む。

(C) 報告書 司法次官補は、上院の司法委員会及び下院の司法委員会に対し、この〔3〕号の規定に基づき承認される全てのカンファレンス支出について年次報告書を提出する。

(4) 年次証明 この法律の制定日〔2013年3月7日〕の後に開始する最初の会計年度を初回として、司法長官は、上院の司法委員会及び歳出委員会並びに下院の司法委員会及び歳出委員会に対し、次の事項を示す年次証明を提出する。

(A) (1)号の規定に基づく監察総監室により発行される全ての監査が、該当する司法次官補又は局長により完了され、及び審査されたか否か。

(B) (1)号(C)の規定に基づき求められる全ての義務的排除が行われたか否か。

(C) (1)号(E)の規定に基づき求められる全ての償還が完了したか否か。

(D) 前年から(1)号の規定に基づき排除される補助金の受取人のリストを含んでいるか否か。

### (b) 追加の補助金への適用

a 項の規定の適用上、2018会計年度及びその後の各会計年度において、「この編又はこの編の規定により改正される法律の規定に基づき司法長官が提供する補助金」には、次の事項に基づく補助金を含む。

(1) 1990年児童虐待被害者法第223条<sup>(180)</sup>

(179) rebuttable presumption. それについての証拠が受け入れられた場合、反対の証拠が出されない限り、ある内容を指示するとされる推定。田中ほか編 前掲注(102), p.700.

(180) 34 U.S.C. § 20333. 児童の虐待及びネグレクトの事案の取り扱いについて、司法制度の能力向上を目的として提供される補助金に関する規定。

(2) 2017年人身取引被害者保護法第504条<sup>(181)</sup>の規定に基づくプログラム

## 第7114条 現代版奴隷制廃止のための取組

### (a) 国防長官による措置

(1) 一般規定 この法律<sup>(182)</sup>の制定日〔2016年12月23日〕から90日以内に、国防長官は人間の奴隷制について並びに人身取引対策における合衆国軍<sup>(183)</sup>の適切な役割について、外国との連携に関わる制服職員及び文民を含め、合衆国軍の職員が受ける教育及び訓練に関する国防総省の政策及び指針について、連邦議会の該当する委員会に説明を行う。

### (2) 要素

(1)号の規定に求められる説明は、次の両方の事項に取り組む。

(A) 海外に配置される期間に人間の奴隷制又は人身取引の事案を知るところとなる合衆国軍の職員に入手可能な資源

(B) 指揮系統を通じて公式報告を行う要求についての指針、合衆国軍及び受入国の制服職員及び文民職員の役割及び責任、合衆国軍の職員が死亡又は深刻な傷害を阻止するための緊急措置を授権される条件及び児童の性的な虐待又は搾取を停止させ、又は阻止する適切な強制力を行使する権限

### (b) 補助金の権限

国務長官は、相手国（又は当該国の管轄領域）内の対象とされる者について現代版奴隷制のまん延の計測可能で実質的な削減を達成しようとする、移行期のプログラム及びプロジェクトに支援を提供するために補助金又は助成金を提供する権限を有する。

### (c) 監視及び評価

いかなる受給者も、次の全ての事項を満たす。

(1) 支援されるプロジェクトの監視及び評価のために、具体的で詳細な指標を作成すること。

(2) 国際的な法人及び非政府組織のベストプラクティスに基づいて厳格に定められる基本データに照らして、進捗を測定する制度を実施すること。

(3) 支援されるプロジェクトが、2年に1度以上の頻度で、独立監視評価団体により、(1)号の規定に従い作成される具体的で詳細な指標により定期的及び厳格に監視され、及び評価されること並びに当該団体が掲げる目標に向けたプロジェクトの進捗が、当該団体により基本データに照らして測定されること。

(4) 既存の調査及び経験を参照してまん延を測定するための科学的に確実な代表調査の手法を支援し、並びにまん延の削減における進捗を定期的に評価するために、当該手法を、対象となる者における基本的なまん延及び結果を判断するために一貫して適用すること。

(5) 常に、又は一貫してこの条の規定により求められる指標を満たさない受給者により支援されるプロジェクトを、適切に停止し、及び終了させるための特定の詳細な指標を定め、及び1年に1度以上改訂すること。

(181) 34 U.S.C. § 20709c. 深刻な態様の人身取引の捜査及び訴追において、被害者中心のアプローチを行うことができるようにするための技術支援や訓練を目的として提供される補助金に関する規定。

(182) National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2017, P.L.114-328. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ328/PLAW-114publ328.pdf>>

(183) 国防総省 (DOD) の指揮下にある陸軍 (Army)、海軍 (Navy)、空軍 (Air Force)、海兵隊 (Marine Corps) 及び2003年に国土安全保障省の管轄下に置かれた沿岸警備隊 (Coast Guard) の5つの組織から構成される。

## (d) 監査

(1) 一般規定 受給者は、米国民主義基金法第 504 条<sup>(184)</sup>の e 項、f 項、g 項及び i 項の規定に基づき要求される監査、記録保持及び報告の義務と同じ義務に服する。

## (2) 会計検査院長の監査権限

(A) 一般規定 会計検査院長は、受給者の金融取引だけでなく、この条の規定に従い受給者が実施するプログラム又は活動を評価することができる。

(B) 記録へのアクセス 会計検査院長がこの条の規定により授権される評価を行うために必要と判断する記録へのアクセスを、受給者は、会計検査院長又は同院長が正式に授権する代理人に提供する。

(e) 年次報告書 受給者は、毎年国務長官に対し報告書を提出し、及び国務長官は 30 日以内に報告書を連邦議会の該当する委員会に送付する。当該報告書には、この条の規定に従う各プロジェクト又は当該資金を受給する下請受給者の名前及び各プロジェクトについての詳細な説明と共に、提供される補助金額を含む。

(f) 2016 会計年度の歳出の入手可能性に関する解釈規則 この条の規定の制定は、[2016 年] 国務省、外交及び関係 [プログラム] 歳出法 (公法律第 114-113 号 K 節)<sup>(185)</sup> 第 7060 条 f 項 (2) 号の規定の最初のただし書の要件を満たすとみなされ、並びに当該号の規定に言及される資金は、当該号の規定に従い、及びこれに定められる目的のために、入手可能とされる。

## (g) 歳出の授権；自動廃止規定

(1) 2017 会計年度から 2020 会計年度までのための歳出の授権 この条の規定に基づき一又は複数の補助金を支給する目的で、国務長官に対し、2017 会計年度から 2020 会計年度までの各会計年度に 37,500,000 ドルの歳出を授権する。

(2) 自動廃止規定 b 項から f 項までの権限は、2020 年 9 月 30 日に廃止される<sup>(186)</sup>。

## (h) 会計検査院長による既存のプログラムの審査

(1) 一般規定 2018 年 9 月 30 日以前及び 2020 年 9 月 30 日以前に、会計検査院長は、人身取引及び現代版奴隷制に取り組む国務省、合衆国国際開発庁、労働省、国防総省及び財務省により行われる全てのプログラムについて、連邦議会に報告書を提出する。これには、人身取引及び現代版奴隷制を制限する当該プログラムの有効性についての詳細な分析、人身取引及び現代版奴隷制のまん延を削減するために有効ではないプログラムについての特定の勧告並びに当該プログラムのための資金 [の支出先] をより効果的な取組に変更し得る方法が含まれる。

(2) 報告書の検討 会計検査院長は、(1) 号の規定に基づき提出された報告書について、連邦議会の該当する委員会に説明する。連邦議会の該当する委員会は、報告書を審査し、及び検討し、適切な場合には、報告書においてなされる勧告に取り組むために当該委員会の管轄内において、歳出の授権の金額及びプログラムに対する改正を考慮する。

(184) 22 U.S.C. § 4413. 補助金の受給資格に関する規定。

(185) Department of State, Foreign Operations, and Related Programs Appropriations Act, 2016, P.L.14-113, Division K.

(186) 国務省のサイトによれば、現代奴隷制廃止プログラムに基づく各下位プログラムの終了は、2020 年 9 月 30 日以降も延長されており、例えば、現代版奴隷制廃止世界基金 (Global Fund to End Modern Slavery) の終了は 2024 年 9 月、ジョージア大学調査プログラムの終了は 2025 年 9 月等とされている。Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons, "Program to End Modern Slavery." Department of State website <<https://www.state.gov/program-to-end-modern-slavery/>>

(i) 連邦議会の該当する委員会の定義 この条の規定において、「連邦議会の該当する委員会」とは次の両者をいう。

- (1) 上院の外交委員会、軍事委員会及び歳出委員会
- (2) 下院の外交問題委員会、軍事委員会及び歳出委員会

## 第 34 編 犯罪統制及び法執行

### 第 II 節 児童及び他の者の保護

#### 第 215 章 旅行する性犯罪者の事前通知

##### 第 21501 条 事実認定 (略)

##### 第 21502 条 定義

この法律<sup>(187)</sup>において、次のように定義する。

- (1) センター 「センター」とは、第 4 条<sup>(188)</sup>a 項の規定に従い設立されるエンジェル・ウォッチ・センターをいう。
- (2) 有罪判決を受ける 「有罪判決を受ける」とは、2006 年アダム・ウォルシュ児童保護安全法<sup>(189)</sup> 第 111 条<sup>(190)</sup> の規定においてこの文言に付与された意味を有する。
- (3) 対象となる性犯罪者 別に定められる場合を除き、「対象となる性犯罪者」とは、未成年者に対する性犯罪で有罪判決を受けたという理由により、性犯罪者である者をいう。
- (4) 目的地国 「目的地国」とは、目的地国又は経由地国をいう。
- (5) インターポール 「インターポール」とは、国際刑事警察機構 [INTERPOL] をいう。
- (6) 法域 「法域」とは、次のものをいう。
  - (A) 州
  - (B) コロンビア特別区
  - (C) プエルトリコ準州
  - (D) グアム
  - (E) 米領サモア
  - (F) 北マリアナ諸島
  - (G) 米領ヴァージン諸島

(187) ここで訳出する合衆国法典第 34 編第 21501 条～第 21510 条の規定において、「この法律」は国際メーガン法 (International Megan's Law to Prevent Child Exploitation and Other Sexual Crimes through Advanced Notification of Traveling Sex Offenders, P.L.114-119. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ119/PLAW-114publ119.pdf>>) を指す。

(188) 34 U.S.C. § 21503. 旅行する性犯罪者の事前通知を担うエンジェル・ウォッチ・センターに関する規定。本稿に訳出。

(189) Adam Walsh Child Protection and Safety Act, P.L.109-248, §§ 20901-20962. この法律は、アメリカ国内の性犯罪者登録制度を整備するもので、各州のメーガン法の内容を統一し、登録期間の長期化や情報の開示の徹底を各州に要請しており、この要請に 3 年以内に応じられない州に対しては、犯罪対策のための連邦補助金が 10% 削減される。平山真理「わが国における性犯罪者対策の課題—アメリカ合衆国のメーガン法施行後 10 年の展開事例を通して見えてくるもの—」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『刑事政策学の体系—前野育三先生古稀祝賀論文集—』法律文化社, 2008, pp.482-484.

(190) 34 U.S.C. § 20911(8). 当該犯罪のための裁定された少年を含むが、これは、この少年が犯罪の時点で 14 歳以上であり、かつ、加重性的虐待又はその未遂若しくは共謀と同等以上の裁定を受ける場合に限られる。

- (H) 2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法第127条<sup>(191)</sup>の規定に定める範囲において、及び当該要件に従い、連邦が承認するインディアン部族<sup>(192)</sup>
- (7) 未成年者 「未成年者」とは、18歳に達していない者をいう。
- (8) 全米性犯罪者登録 「全米性犯罪者登録」とは、2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法第119条<sup>(193)</sup>の規定により設立された全米性犯罪者登録をいう。
- (9) SORNA<sup>(194)</sup>の規定に基づく性犯罪者 「SORNAの規定に基づく性犯罪者」とは、2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法第111条の規定に定める意味を有する。
- (10) 未成年者に対する性犯罪
- (A) 一般規定 「未成年者に対する性犯罪」とは、2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法第111条の規定に定義される未成年者に対する特定の犯罪をいう。
- (B) 他の犯罪 「未成年者に対する性犯罪」には、2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法第111条の第7項<sup>(195)</sup>に定義される未成年者に対する特定の犯罪である当該条の第5項(A)に定める性目的犯罪又は当該犯罪の未遂若しくは共謀である<sup>(196)</sup>性犯罪を含む。
- (C) 外国における有罪判決；同意のある性行為に関係する犯罪 2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法第111条第5項<sup>(197)</sup>の(B)及び(C)の規定に含まれる制限は、2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法の適用上、性犯罪に関して当該制限が適用されるのと同じ範囲及び同じ手法で、この法律の適用上、未成年者に対する性犯罪に適用される。

#### 第21503条 エンジェル・ウォッチ・センター

- (a) 設立 この法律の制定日〔2016年2月8日〕から90日以内に、国土安全保障長官は、移民関税執行局の児童搾取捜査ユニット内に、e項の規定に特定される活動を実施する「エンジェル・ウォッチ・センター」として知られるセンターを設立する。
- (b) 到着通知
- (1) 一般規定 センターは、性的性質の犯罪を行った、合衆国に入国しようとする者に関する到着通知を受理することができる。
- (2) 通知 (1)号の規定に基づく到着通知を受理するに当たり、センターは、次の両方の事項を行う。
- (A) 当該者に関して受理した全ての情報を、直ちに司法省と共有すること。
- (B) 当該者に関して受理した全ての関係情報を、適切に、他の連邦、州及び地方の省庁と共有すること。
- (3) 協力 国土安全保障長官は、司法長官と協力し、人及びここに規定する特定の犯罪に

(191) 34 U.S.C. § 20929. インディアン部族は、性犯罪登録の業務を自ら行うか、他者に委託するかのいずれかを行うと定める規定。

(192) アメリカ・インディアンの集合で特定の地域に住み、一定の範囲の自治権を持つ団体。田中ほか編 前掲注(102), p.863.

(193) 34 U.S.C. § 20921. 司法長官は、連邦捜査局に、法域の性犯罪登録に性犯罪者及び求められる他の者を登録するための全米性犯罪登録と呼ばれる全米データベースを維持させるとする規定。

(194) Sex Offender Registration and Notification Actの頭文字の組合せ。2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法(*op. cit.*(189))第1編を指し、アメリカにおける性犯罪者登録及び通知のための最低基準を包括的に定める。

(195) 34 U.S.C. § 20911(7). 未成年者に対する誘拐に関係する犯罪に売春への勧誘、一定のビデオ盗撮等を含める規定。

(196) 34 U.S.C. § 20911(5)(A). 性犯罪の定義を拡大する規定。

(197) 34 U.S.C. § 20911(5)(B), (C). 外国の有罪判決が、国内で有効とされる場合の条件並びに同意性交が性犯罪とされる場合の条件を定める規定。

関する情報の受理、提供及び分類のための手続を定める。

- (c) 指導体制 センターは、移民関税執行局<sup>(198)</sup>次官補を長とし、税関国境警備局長<sup>(199)</sup>と協力し、並びに司法長官及び国務長官と協議する。
- (d) 構成員 センターは、次の者により構成される。
- (1) 移民関税執行局次官補
  - (2) 税関国境警備局長
  - (3) 移民関税執行局又は税関国境警備局において分析官として指名される者
  - (4) 移民関税執行局又は税関国境警備局においてプログラム・マネジャーとして指名される者
- (e) 活動
- (1) 一般規定 この条の規定の適用上、センターは、全ての関連するデータベース、システム及び情報源を用いて、予定される出発の48時間以上前又は予定される出発の前に可能な限り直ちに、次の全ての事項を行う。
    - (A) 海外渡航する者が、全米性犯罪登録に掲載されているか否かを判断すること。
    - (B) 海外渡航の事前通知を提供した者のリストへのアクセスを提供する連邦保安官局全米性犯罪標的センター<sup>(200)</sup>の事案管理システム又は他のシステムを審査し、(A)の規定に定める指標を満たし、かつ、(B)の規定に従い審査されるシステムに掲載されていない者を特定すること。
    - (C) (B)の規定に基づき特定された者のリストを、2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法第I編の規定の遵守を判断するために、連邦保安官局全米性犯罪標的センターに提供すること。
  - (2) センターへの情報提供 連邦保安官局全米性犯罪者標的センターは、計画された旅行の24時間前から計画された旅行の72時間後までに、エンジェル・ウォッチ・センターに対し、(1)号(C)の規定に定める性犯罪者に関する情報を提供する。
  - (3) 目的地国に対する事前通知
    - (A) 一般規定 センターは、次のいずれかの場合に、性犯罪者について、関係する情報を目的地国に送付することができる。
      - (i) 海外渡航の事前通知を提供したとして、(1)号(B)の規定に基づき行われる審査によりある者が特定される場合
      - (ii) (1)号の規定に定める活動を完了した後に、センターが、(2)号の規定に基づく性犯罪者に関する情報を受理する場合
    - (B) 例外 センターは、次のいずれかの場合には、性犯罪者の関連情報を目的地国に直ちに送付することができる。
      - (i) センターが、計画された旅行の24時間後以内に、性犯罪者が合衆国の外を旅行していることに気付いた場合であって、(1)号の規定に定める活動を同時に完了するとき。
      - (ii) センターが、計画された旅行の24時間前以内であることを条件として、(2)号の

(198) U.S. Immigration and Customs Enforcement: ICE. 国土安全保障省の一部局。

(199) U.S. Customs and Border Protection: CBP. 国土安全保障省の一部局。

(200) United States Marshals Service's National Sex Offender Targeting Center. 司法省の一部局。



規定に従う情報提供を受理していない場合

- (C) 訂正 ある者に関してセンターの送付した通知が正確ではないとの情報を受理した場合には、センターは直ちに、次の全ての事項を行う。
- (i) 通知を受けた目的地国に訂正通知を送付すること。
  - (ii) (6)号の規定に従い収集された全てのデータを訂正すること。
  - (iii) 可能な場合には、公法律第 110-457 号第 240 条<sup>(201)</sup>の規定に定める旅券の審査及び識別手続の目的で、国務長官に通知すること。
- (D) 形態 この [(3)] 号の規定に基づく通知は、移民関税執行局の専門職員<sup>(202)</sup>を通じて行うことを含む、センターが適切と判断する手法で送付されることができる。
- (4) 合意覚書 この法律の制定日 [2016 年 2 月 8 日] から 6 か月以内に、国土安全保障長官は、連邦保安官局全米性犯罪者標的センターと協力するエンジェル・ウォッチ・センターの活動を促進するために司法長官と合意覚書を締結し、これには、情報交換、職員の共有、(1)号(B)の規定に従う情報及びデータベースへのアクセス並びに b 項(1)号の規定に従う国際コミュニティからの通知の共有のための手続の設立を含む。
- (5) 旅券申請の審査
- (A) 一般規定 センターは、適切な場合には、(公法律第 110-457 号第 240 条の規定に定義される)対象となる性犯罪者としてのある者の身分に関して、国務省に対して書面による判断を提供する。
  - (B) 発効日 (A)の規定は、第 9 条<sup>(203)</sup>の規定に基づき作成され、及び連邦議会の該当する委員会に報告された手続が成功裡に実施されたとの国務長官、国土安全保障長官及び司法長官による証明を受けて発効する。
- (6) データ収集 センターは、次の事項を含む全ての関連するデータを収集する。
- (A) (3)号の規定に基づき送付された各通知の記録
  - (B) 入手可能である場合には、(3)号の規定に基づく通知に対する目的地国の対処
  - (C) 実行可能な限りで、海外に通知を送付しないとした決定
  - (D) (3)号の(A)、(B)及び(C)の規定に基づき行われた送付及び送付された国のそれぞれの数
  - (E) 性犯罪者の計画された旅行の開始前に、情報が目的地国に送付されたか否か。
  - (F) 国土安全保障長官により必要かつ適切と思料された他の情報
- (7) 不服申立ての審査
- (A) 一般規定 センターは、次の全ての事項を行う。
    - (i) この条の規定に基づく誤った通知により影響を受けた者からの不服申立てを受理する仕組みを設立すること。
    - (ii) 不服申立ての迅速な審査を保障すること。
    - (iii) 不服申立てが他の連邦政府機関により送付された通知に関連する場合には、当該

(201) 22 U.S.C. § 212b. 国務省が、国土安全保障省のエンジェル・ウォッチ・センターから、ある者が対象となる性犯罪者に該当するとの通知を受けた場合には、当該者の旅券に当該者が性犯罪者であることを示す特別な識別子を付した旅券を発行し、これを付さずに発行した旅券を取り消すよう求める規定。翻訳は、次の文献参照。中川 前掲注(22), pp.56-57.

(202) attaches. 大使館員、公使館員、大使・公使の随行員等をいう。

(203) 34 U.S.C. § 21507. 旅行する性犯罪者の事前通知の実施計画に関する規定。本稿に訳出。

者に適切な機関の連絡先情報を通知し、並びにこの条の規定に従う迅速な審査及び対処のために不服申立てを適切な機関に転送すること。

(B) 不服申立てへの対処 センターは、適切な場合には、次の事項を行う。

(i) ある者に対し、当該者が誤って国家間の通知の対象とされたことの書面による通知を提供すること。

(ii) 当該者に関する通知又は情報が、今後、目的地国に誤って送付されないことを保障する措置を講ずること。

(iii) 当該者に関する通知又は情報が誤って目的地国に送付された理由を説明し、及びセンターが、(ii)の規定に基づき講じた、又は講じている措置を説明する追加の書面による通知を当該者に提供すること。

(C) 公衆啓発 センターは、ある者がこの条の規定に基づき不服申立てを行う方法に関する情報を、公衆に入手可能とする。

(D) 報告書の要件 国土安全保障長官は、(第9条の規定に定義される)連邦議会の該当する委員会に対し、次の両方の事項を含む年次報告書を提出する。

(i) (3)号の規定に基づき、ある者について目的地国に誤って送付された通知又は情報の事案の数

(ii) 今後同様の誤りが起きることを阻止するために講じられた措置

(8) 年次審査手続 センターは、司法長官、国務長官及びインターポールと協力して、この法律の規定を実施するに当たり、この法律の規定に基づき権限を与えられる活動を統制する一貫した手続を含め、適切な協調及び協力が行われることを保障する年次審査手続を定める。

(9) 求められる情報 センターは、連邦保安官局全米性犯罪標的センターに対して、性犯罪者による旅行についての情報を、適時に入手可能とする。

(f) 定義 この条の規定において、「性犯罪者」とは、次のいずれかの者をいう。

(1) 対象となる性犯罪者

(2) 未成年者に対する犯罪に基づき、法域における性犯罪者登録プログラムに基づき登録を求められる者又は全米性犯罪者登録に含められる者

#### 第21504条 連邦保安官局による通知

(a) 一般規定 連邦保安官局全米性犯罪者標的センターは、次の全ての事項を行うことができる。

(1) 合衆国に存する目的地国の査証発行機関を含め、性犯罪者の目的地国に対して、性犯罪者の海外渡航通知を送付すること。

(2) 旅行する性犯罪者の情報を、適切に、他の連邦、州、地方及び外国の機関と共有すること。

(3) 性的性質の犯罪を行った、合衆国に入国しようとする者に関する到着通知を受理し、及び受理した情報を直ちに国土安全保障省と共有すること。

(4) 司法長官又は連邦保安官局長が指示することができる他の職務を遂行すること。

(b) 一貫した通知 a項(1)号の規定に基づく通知を行うに当たり、連邦保安官局全米性犯罪者標的センターは、実行可能かつ適切な範囲で、法域の性犯罪者登録又は全米性犯罪者登録における入力を通じて特定されるSORNAの規定に基づく性犯罪者について、目的地国が一

貫して事前に通知されることを保障する。

- (c) 求められる情報 この法律の規定の適用上、連邦保安官局全米性犯罪者標的センターは、次の全ての事項を満たす。
- (1) 海外渡航の事前通知を提供する者のリストにアクセスを提供する事案管理システム又は他のシステムを、エンジェル・ウォッチ・センターに入手可能とすること。
  - (2) 第4条<sup>(204)</sup>e項(1)号(C)の規定に基づき送付される者のリストのために、2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法第I編の規定の遵守の判断を、エンジェル・ウォッチ・センターに提供すること。
  - (3) 性犯罪者による旅行の情報を、エンジェル・ウォッチ・センターに適時に入手可能とすること。
  - (4) この法律に基づき権限を付与される国家間の通知プログラムの運営に関して、国務省と協議すること。
- (d) 訂正 ある者に関して連邦保安官局全米性犯罪者標的センターの送付した通知が正確ではないとの情報を受理した場合には、連邦保安官局全米性犯罪者標的センターは直ちに、次の全ての事項を行う。
- (1) 通知を受けた目的地国に訂正通知を送付すること。
  - (2) f項の規定に従い収集された全てのデータを訂正すること。
  - (3) 可能な場合には、エンジェル・ウォッチ・センターに訂正通知を送付すること。
- (e) 形態 この条の規定に基づく通知は、インターポール通知制度及び連邦捜査局の法律専門職員を通じて行うことを含む、連邦保安官局全米性犯罪者標的センターが適切と判断する手法で送付されることができる。
- (f) データ収集 司法長官は、次の事項を含む全ての関連するデータを収集する。
- (1) a項の規定に基づき送付された各通知の記録
  - (2) 入手可能である場合には、a項の(1)号及び(2)号の規定に基づく通知に対する目的地国の対処
  - (3) 実行可能な限りで、海外に通知を送付しないとする決定
  - (4) a項の(1)号及び(2)号の規定に基づき行われた送付及び送付された国のそれぞれの数
  - (5) 性犯罪者の計画された旅行の開始前に、情報が目的地国に送付されたか否か。
  - (6) 司法長官により必要かつ適切と思料された他の情報
- (g) 不服申立ての審査
- (1) 一般規定 連邦保安官局全米性犯罪者標的センターは、次の全ての事項を行う。
    - (A) この条の規定に基づく誤った通知により影響を受けた者からの不服申立てを受理する仕組みを設立すること。
    - (B) 不服申立ての迅速な審査を保障すること。
    - (C) 不服申立てが他の連邦政府機関により送付された通知に関連する場合には、当該者に適切な機関の連絡先情報を通知し、並びにこの条の規定に従う迅速な審査及び対処のために不服申立てを適切な機関に転送すること。
  - (2) 不服申立てへの対処 連邦保安官局全米性犯罪者標的センターは、適切な場合には、

(204) 前掲注(188)

次の事項を行う。

- (A) ある者に対し、当該者が誤って国家間の通知の対象とされたことの書面による通知を提供すること。
  - (B) 当該者に関する通知又は情報が、今後、目的地国に誤って送付されないことを保障する措置を講ずること。
  - (C) 当該者に関する通知又は情報が誤って目的地国に送付された理由を説明し、及び連邦保安官局全米性犯罪者標的センターが、(B)の規定に基づき講じた、又は講じている措置を説明する追加の書面による通知をある者に提供すること。
- (3) 公衆啓発 連邦保安官局全米性犯罪者標的センターは、ある者がこの条の規定に基づき不服申立てを行う方法に関する情報を、公衆が入手可能とする。
- (4) 報告書の要件 司法長官は、(第9条の規定に定義される)連邦議会の該当する委員会に対し、次の両方の事項を含む年次報告書を提出する。
- (A) a項の規定に基づき、ある者について目的地国に誤って送付された通知又は情報の事案の数
  - (B) 今後同様の誤りが起きることを阻止するために講じられる措置
- (h) 定義 この条の規定において、「性犯罪者」とは、次のいずれかの者をいう。
- (1) SORNAの規定に基づく性犯罪者
  - (2) 法域における性犯罪者登録プログラムに基づき登録を求められる者又は全米性犯罪者登録に含められる者

#### 第21505条 実施

この法律及びこの法律による改正を実施するに当たり、司法長官は、司法省の適切な機関の資源及び能力を利用することができ、これには、性犯罪者量刑・監視・逮捕・登録・追跡局、連邦保安官局、インターポール・ワシントン全米中央局、連邦捜査局、刑事局及び連邦法務官<sup>(205)</sup>局を含む。

#### 第21506条 相互通知

国務長官が、司法長官及び国土安全保障長官と協議の上で、この法律及び性犯罪者登録通知法<sup>(206)</sup>の規定の適用を強化する、相互的な国家間の協定又は協約を求めるべきであるというのが連邦議会の見解である。当該の協定又は協約は、エンジェル・ウォッチ・センター、インターポール通知制度及び適切である可能性のある他の手法を通じて、性犯罪者の海外渡航に関する通知を受理し、及び送付する仕組み及び枠組みを設立するものであり得る。これには、合衆国による、同国からの性犯罪者の旅行に関係する他国に対する通知、合衆国への性犯罪者の旅行に関係する他国から合衆国への相互通知並びに当該通知を通じて送付された正確ではない情報を訂正し、及び場合に応じて他の記録から削除する仕組みを含む。

#### 第21507条 実施計画

- (a) 一般規定 この法律の制定日〔2016年2月8日〕から90日以内に、国土安全保障長官、

(205) 大統領が、連邦議会上院の助言と承認を得て、全米94の連邦管轄区に、93名の法務官を任命する（1名のみ2つの連邦管轄区の法務官を兼務）。法務官は、司法長官の指示の下で、連邦が関係する事件の代理人として訟務に携わる。“Offices of the United States Attorneys: Mission,” September 22, 2016. United States Department of Justice website <<https://www.justice.gov/usao/mission>>

(206) 2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法を指す。

国務長官及び司法長官は、この法律の第8条<sup>(207)</sup>の規定により加えられた第4条<sup>(208)</sup>e項(5)及び公法律第110-457号第240条の規定を実施する手続を作成する。

(b) 報告書の要件 この法律の制定日から90日以内に、国土安全保障長官、国務長官及び司法長官は、a項の規定に基づき作成された手続について連邦議会の該当する委員会に、共同で報告書を提出し、及び協議するが、これには、当該手続の実施のための提案される手続並びに予定表及び計画の説明を含み、並びに当該手続を効果的に実施するために必要な資源を特定する。

(c) 定義される「連邦議会の該当する委員会」 この条の規定において、「連邦議会の該当する委員会」とは次のものをいう。

- (1) 上院の外交委員会
- (2) 下院の外交問題委員会
- (3) 上院の国土安全保障政府問題委員会
- (4) 下院の国土安全保障委員会
- (5) 上院の司法委員会
- (6) 下院の司法委員会
- (7) 上院の歳出委員会
- (8) 下院の歳出委員会

#### 第21508条 技術援助

国務長官は、司法長官及び国土安全保障長官と協議の上で、この法律の規定に基づき設立された通知プログラム・システムに外国当局がより効果的に参加することを可能とするために、当該当局に技術援助を提供することができる。

#### 第21509条 歳出の授権

この法律の規定を実施するために、2018会計年度から2021会計年度までの各会計年度に、6,000,000ドルの歳出を授権する。

#### 第21510条 解釈規則

この法律の規定は、いかなる者に関しても、司法省、国土安全保障省又は他の省庁の権限に従う国家間の情報共有又は法執行協力を制限するように解釈されてはならない。

(なかがわ かおり)

(207) 前掲注(203)

(208) 前掲注(188)

